

第87号

# 图立大学協会

昭和55年2月

(第30卷第1号 通卷第87号)

会報

第87号

2月号



国立大学協会事務局

Q

چ

٥

	獣医学	教育 6	年制への道程	岩手大	学長 ガ	加藤	久彌	
		// ptu %	海の火を求めて		上原	春男	108	
		≪窓≫	ナルコレプシー	(居眠り病)	本多	裕	110	
事業	報告							
	-		1					
諸会議	議事要釒	録(10月	~12月)					
理 事	会 (1	0. 8) —						-
			定員削減について	•				
理事	会 (1	1. 1) –			_			
		£	務報告					
		铉	荔					
			図書館情報大学の	加入について				
			第65回総会日程に	ついて				
			第66回ならびに第	67回総会日時	• 場所等	につい	て	
			大学運営協議会の	運営について				
			特別委員会委員の	交代について				
			各委員会委員長報	告と協議				
第65回	総会[第	1日](	(11.14) — —					- 2
		4	·務報 <del>告</del>					
			議事項					
		120	図書館情報大学の	加スに坐ら器制	月刊の改	正につ!	ハて	
			各委員会委員長報		75 JULY 1973	LIC >		
** o= 4	A "&&			. 다 드 120 1958				
第65回科	第会L第		11.15)	# 1 Ide -AA				4
			各委員会委員長報	告と協議				
			大学運営協議会の					
			第66回ならびに第	67回総会日時・	場所等的	こつい	τ	
第32回	<b>事務連絡</b>	各会議(	11. 16) ———					5
			総会状況報告					
			大学入試センター	連絡事項				
			文部省連絡事項					
第2常間	: [委員会	(12. 3	) — <del></del>					5
/1° ~ (1) <u> </u>	-3.7.2		~ 髙等学校学習指導	要領改訂に 伴う	共涌第 1	次学	力試験	_
			のあり方を検討す	る専門委員会の	組織構成	なについ	17	
		:	私立医科大学の共	通第1次学力試	験参加的	こついて	<b>C</b>	
			高等学校学習指導 の対応策について	要領の改訂に伴	う大学ス	は対対	ノター	

入試教科目改訂專門	委員会 (12.24)
	本専門委員会設置の趣旨について 高等学校学習指導要領の改訂について 大学入試センターとの連絡方法等について 国立大学協会の対応のタイムスケジュールについて 第1常置委員会との連絡について
第3常置委員会(10.	18)
	課外活動施設の整備拡充案について
第3 • 第 4 常置委員会	会合同 (11. 6) ———————————————————————————————————
	学寮の管理運営の問題について 学生の教育研究災害傷害保険に関する問題について
第[5 常置委員会 (11.	13) ————————————————————————————————————
	訪問学者(中国政府派遊研究員)の取扱いについて 委員長の選任について
第[6]常置委員会 (10.	8) ————————————————————————————————————
	第5次定員削減の対策について
第16 常置委員会 (11.	9)
	授業料問題について
教養課程に関する特別	委員会 (11.13)
	一般教育学会の設立について 教養部大学院修士課程について
大学格差問題特別委員	会 (11.13) ————————————————————————————————————
	本委員会の欠員補充について 国大協創立30周年記念誌に掲載する本委員会の報告に ついて 本委員会の今後の検討課題と審議の進め方について
創立30周年記念行事	<b>準備委員会 (10.4)</b>
	記念行事の実施計画について
創立30周年記念行事等	<b>準備委員会 (11. 8)</b>
	記念行事の実施計画について

特別会計制度協議会 (12.22) ——————————————————————————————————	98
昭和55年度予算案について	
第65回総会国立大学協会事業報告書———————	100
)諸 会 合———————————————————————————————————	109
要望書等	
国立大学の授業料の改訂について―――――	
要望鸖(大蔵大臣,文部大臣宛) 国立大学協会会長声明	
図書館情報大学の国立大学協会加入に伴い,「理事及び監事総 会互選要領」その他関係規則の一部改正について――――――	113
大学運営協議会規程実施細則の一部改正について―――――	——113
「招へい外国人教師」の住居に関するアンケート――――	114
<del></del> そ の 他	
学長等の異動	——119
寄贈図書	121

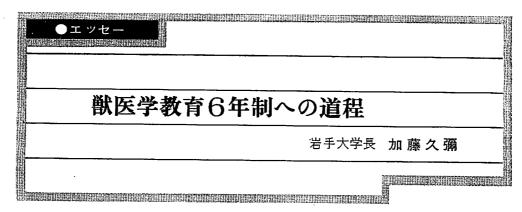
•

Ģ

r.F

?

Į,



獣医師法の一部を改正する法律が公布され、53年度入学者から獣医師国家試験を受ける資格として、学部4年と修士課程2年の合計6年間、一般教育を含む獣医学教育を修めることが必要となった。すでに、各大学には2年次まで、新制度による学生が入っており、新しいカリキュラムによる教育が行われている。

この機会に,筆者は一定の期間を,獣医師免許審議会,日本獣医師会教育研究部会,全国獣医関係大学代表者協議会,及び獣医学教育の改善に関する調査会等に委員としてかかわったので,表題について記述したいと思う。

### 1. わが国の獣医学教育の歴史

わが国の近代獣医学教育は、明治11年駒場農学校(後の東大農学部)に獣医学 科が置かれたことから始まる。その数年後には県立及び私立の中等学校にも獣医 学科が出来た。明治の中頃以降は、東大、北大の2大学、盛岡高農と東大農学部 実科の2専門学校、及び中等学校の、それぞれ異なる学制の学校において獣医学 教育が行われた。

その後、昭和13年からは大学と専門学校のみとなり、国立11(2大学、9専門学校)公立1、私立4の16校となった。昭和24年の新制大学発足とともに、すべて大学となり、国立10、公立1、私立3の14大学となったが、その後私立2校が新設されて現在16大学となっている。

以上の経過を3期に分けてみると,第1期には大学と専門学校は3年間,中等 学校は5年間の在学期間において獣医学の専門教育が行われた。

第2期は大学と専門学校において3年間の専門教育が行われ、第3期は大学のみにおいて、教養課程を含む4年間に専門教育を行う現在の制度になった。このことは、専門教育については、第1期及び第2期よりも期間が実質的に短縮され

た結果となっている。

獣医学教育の主目的は獣医師の養成にあることは言うまでもない。そして、獣医師の免許は、医師、歯科医師と同じく、本来国際的に同等に評価されるべきものであって、正規の獣医学教育課程は諸外国のそれと比較して、同等以上のものでなければならないと思う。この観点から、後述する諸外国の教育年限と比較すると、従来の教養を含む4年の期間では短すぎると言わざるをえない。

#### 2. 外国の獣医学教育

欧米諸国においては、古くから、馬や牛が重要な労役源であり、肉・乳・卵を中心とする食生活であることから、人と家畜の関係はきりはなせないものとなっている。こうした背景から、獣医学の役割についての認識はわが国とくらべて著しく高い。また欧米では、早くから人の病気と関係ある病原の研究やその防疫に医学と獣医学が渾然一体となって、大きな業績をあげてきたことも無視できない。従って獣医学教育は質も高く期間も長い。

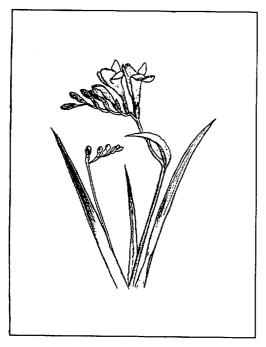
教育年限についてみると、FAO/WHOの資料によれば、わが国を除くすべての国で専門教育だけで最低4年以上、長いところは7年という状況である。また教養課程には、Preveterinary な科目が組み入れられている。

### 3. 獣医学教育年限延長に至る経緯

別表に、年限延長問題についての関係機関、団体の動きと経過をまとめた。

獣医学教育年限延長の必要性が認識されるきっかけとしては、新制大学移行に 伴って専門教育の期間が、以前よりも短くなったということもあるが、より本質 的には、諸外国の教育年限と格差があることによると考える。

わが国の食生活が急速に動物蛋白中心型に移行し、今や畜産は農業の中で稲作に次ぐ、第2位の産業になった。獣医学が担う責任は、家畜の疾病の予防・治療と動物蛋白食品の安全確保に重点があることは言うまでもないが、人と動物の間の共通疾病の防遏、家畜と人間生活の環境衛生、魚病対策など重要な研究・教育



の対象が近年著しく拡大してきた。そ のためにも、教育年限延長は急を要す ることになったのである。

表にあるように、運動の初期には日本獣医師会に設けられた獣医事審議会が、まずこの問題をとりあげ、続いて全国獣医関係大学代表者協議会、日本学術会議等において、年限延長とそれに伴う教育基準や、学部・学科の規模、関連領域との諸問題等が多年にわたって討議された。

やがて,行政当局もこの問題を検討 することとなり,文部省においては獣

医学視学委員会及び獣医学教育改善に関する調査会が数年にわたって審議を重ね, また農林省及び厚生省も,それぞれ獣医師の職域や将来の需給などを検討した。

最終的には獣医師法の改正が行われ、昭和53年度入学の学生から、修士課程積み上げ方式による年限延長が実現することになった。これまでの過程において、表に記述されていないさまざまな作業が、関係大学、学会その他の諸機関や団体で精力的に進められている。とりわけ、終始運動の先頭に立って年限延長に執念を燃やされた、越智勇一麻布獣医大学長に敬意を表さなければならない。

### 4. 今後の課題

以上見てきたように、今やわが国の獣医学教育は教養課程を含む6年一貫教育の時代に入っている。

獣医学教育改善調査会の答申にもあるように、今後検討されるべき問題が残されており、なかでも国立10大学獣医学科の統廃合は最大の課題である。前記答申に添付された座長試案では、全国を7個のブロックとし、国公立大学を各ブロッ

クに一つとすること、博士課程をもつ東大と北大はとりあえず別に考えるという ことを提言している。今後この問題を中心に、新しい時代に即した獣医学教育機 関のありかたが討議されなければならない。

ともあれ、80年代の初頭に当って、獣医学教育100年の歴史を脱皮して、6年 一貫教育が実現した意義は深い。獣医師法改正法案の審議に当ってなされた附帯 決議はとりわけ重視されなければならないが、今後、学部の新設という目標に向 って進むには、のりこえなければならない難関が多い。われわれ獣医学関係国立 大学の当事者すべてが、英知と勇気をふりしぼって、問題解決に努力しなければ ならない課題である。

#### 別 表 年限延長問題の経緯と動き

加 茲 十	次连文[内限》/记译(到)C
昭和25年	獣医事審議会から教育刷新審議会に獣医学教育年限延長を要請
26年	教育刷新審議会は年限不足に同意するも当分の間止むをえない旨回答
33年	獣医事審議会から中央教育審議会に教育年限延長を要請
37年	獣医事審議会は獣医学修得のための教育基準案を作り,教養課程を含む 6 年間を必要と することを中央教育審議会に要請
39年	日本獣医師会教育研究部会は獣医事審議会を通して,教育基準と年限延長を大学基準等 研究協議会に要請
43年	全国獣医関係大学代表者協議会は日獣教研部会と協同して教育基準等の検討を開始
44年	日獣教研部会は学術会議農学研連委獣医学分科会との連携のもとに作業を進めることと なる
45年	獣医事審議会から中教審に年限延長を再度要望
46年	学術会議は内閣総理大臣に獣医学教育の修業年限延長を勧告
47年	農林省畜産局長は文部省大学局長に年限延長を要望
48年	農林省獣医師免許審議会は文部大臣に年限延長を要望
49年	獣医学視学委員会は文部大臣に年限延長について報告
50年	獣医学教育の改善に関する調査会が文部省に設置される
52年	獣医師法の一部を改正する法律公布 大学局長から関係国公私立大学に上記ならびに今後の獣医学教育の実施に関し留意すべ き事項を通知
54年	獣医学教育の改善に関する調査会から大学局長に答申

# 事 業 報 告

# 諸会議議事要録

理 事 会

日 時 昭和54年10月8日(月)11:00~13:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長

香月副会長

今村,大池,前田,畑,岡本,丸山,石塚,竹山,山岡,神田,岳中,井上各理事 小坂(第1),広根(第3)各常置委員長

吉田監事

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のとおり挨拶があった。

定員削減の問題がきびしい情況になってきた ので、これまでの折衝の情況を報告し、今後の 対策をご協議願うことにしたい。

#### 【識事】

#### 1. 定員削減について

初めに会長から次のようにこれまでの経過説 明があった。

第5次定削問題については、国大協は、このことが一部新聞紙上に報道された直後の8月10日に、行政管理庁および文部省に対し、「これ以上の削減があれば大学の正常な教育・研究が困難になるので、第5次定員削減計画においては、国立大学関係を削減対象から除外するよう格別の配慮をされたい」という趣旨の要望書を提出した。その後、9月26日の閣議において定員削減の大筋が決定されるという情報が入ったので、去る9月20日に文部大臣に対し、国立大学協会の意向を閣議において反映されたい旨の要望書を提出した。その際の問題としては、第

1に、国立大学の全職員を削減の対象から外してもらいたいと言うかどうかということであった。それは、今回の定員削減計画では、従来削減対象から除かれていた沖縄関係の職員も含まれるということであり、また国立大学の教官でさえ対象にするという情勢が窺われたからである。そこで全職員を外すという議論は避けて、

「行政職職員を含め国立大学の教職員の定員を 国家公務員定員削減の一環として一律に扱わな いよう特別の配慮をされたい」という趣旨の要 望にした。

第2に、「教官および医療関係職員が第4次 定削の対象から除外されたことはよかったが、 このことが行政職職員の削減にしわよせされた ことは遺憾である。それ故、第5次定削におい ては、それを防ぐために削減対象から除外され ている教官、看護婦等は削減の対象母数から外 してもらいたい」ということである。

第3は、新設大学も削減対象にするということであったので、「新設大学は必要な定員の配当さえまだ終っていない情況にあるので、この段階で定削があることは困る」ということである。

このような内容を文書にまとめて、このことを閣議の際に発言されるよう文部大臣に要望したのであるが、その閣議は短時間で終ったので、大臣の発言の機会はなかった。しかし閣議前に、文部大臣はこのことを行政管理庁長官に対し要望されたとのことである。

ついで、文部省と行政管理庁との間で閣議決 定を受けての詰めの折衝が始まったので、国大 協としては文部省と密接な連絡をとりながら対 応策を練ってきた。その間、副会長、第6常置 委員長にも同行を煩わし、文部大臣、事務次 官、官房長等と懇談し、また特別会計制度協議 会の際にも文部省側とその対策について協議し た。そして、去る10月6日、香月副会長ととも に文部省を訪れ関係官と協議ののち行政管理庁 辻事務次官に面会し、国立大学の特殊事情を説 明し要望懇談した。

なお、その後文部省から明らかにされた情報によれば、教官および医療関係職員は削減対象から除外される見通しとのことである。それで、あとは行政職職員の削減をどの程度の低率に押えることができるかということが勝負どころになった。そこで、国大協としては、各省庁別の削減率が決定される10月12日閣議(11日各省庁次官会議)の前に再度要望してはどうかということで、緊急に第6常置委員会と理事会を開催して意見をまとめ明9日に行政管理庁長官に面会し要望する段取りとした。そこで、その要望で何を言うべきかについて理事会の意見を伺うことにしたい。

続いて、今村第6常置委員長から第6常置委 員会の意見について次のように報告があった。

第6常置では、本日午前10時より会議を開いて、行政管理庁に対しての最後の要望書の原案

作成について検討したが、時間の関係でそれを 文章化するまでには至らなかった。それでその 作案については理事会一任ということになった が、その基本的な考え方としては、「第4次削 減までの結果、これ以上の削減があれば大学の 教育・研究は困難になる」ということを初めに (8月10日付要望書)強調しているので、それ をふまえて更に具体的に二つの点について要望 書をまとめてはどうかということであった。

その一つは、大学はこれまで教官と学生は増えてきたのであるが、事務系職員は減らされてきた。しかし、大学の教育・研究は、教官と職員が一体となって遂行しなければならないものであるから、この両者を区別し職員が高率の削減を加えられることは困ることである。そこで、この特殊事情を考慮して格別の配慮をされたいという趣旨のことを骨子にしてはどうかということである。

次は、今回も教官および看護婦は除外されることに固まったようであるが、前回(第4次)の例によると事務系職員の削減率は56/1,000という他省庁よりも高い削減率であった。この率は、建前としては同じ職種については全省庁同一であって、とくに教官、看護婦が除外されたためにその分が大学の事務系職員にしわよせされたわけではないと言われている。しかし、結果的には事務系職員の削減率は非常に高くなっているから、これについては何等かの考慮をしてもらわなければならないということである。

以上をもって経過説明を終り、ついで今後の 対策について協議が行われた。その主な意見は 次のとおりであった。

○ 要望事項の第1のところでは、教官の数が 増えたことについての理由を述べておくべき であろう。

- 教官増の理由は学生数の増加と学問の発展 によるものであろう。
- 事務系職員の削減率は職種別に分類されているので、どの職種にどれだけの人員が含まれるかによって全体の率が変ってくる。低い削減率の職種に多く繰り込むことを考えなければならない。
- 特殊研究設備などには1~2名の職員しか 配置されていない場合が多く、これを削減す ることはできないという事情がある。
- 大学の特殊性ということの説明としては、 第1は、大学の教育・研究は教官と職員が一体となって対処するのであるから、この両者をわけて職員だけを削減することには無理があるということ。第2は、大学の職場数は1万数千に及び、1職場当りの平均職員数は3人程度で、1~2人の職場が相当多数あることも,他の省庁には例をみないこと。第3は、大勢の学生を対象とする職場が多いということも普通の行政庁とは異なる特殊性であること、などが挙げられるのではなかろう

か。

ここで石塚事務局長から資料「国立学校職員 の配置現場数調」を基に、大学の職場の特殊性 について説明があった。ついで意見交換が続け られた。

- 大学の特殊性の主張には大学の職場の数や その分類を挙げることも重要であるが、大学 は教育と研究の場であって、まだ社会人にな っていない未熟な学生に、教官だけでなく、 事務官も常に接触を保っていなければならな いというところに大学の特殊性がある。それ で、大学は学生というものを抱えているとい うことを前面に出さないと、大学の事務官と いえども、他の省庁の事務官と同じではない かと言われることになる。
- 事務官が学生の教育や研究の面でタッチする面が多くなっていることは確かであるので,その点は強調した方がよい。

以上をもって意見交換を終り、これに基づいて別紙のとおり要望書を取りまとめ、これを明日、行政管理庁長官に提出し要望することになった。

理 事 会

日 時 昭和54年11月1日(木)14:00~18:00

場 所 京都大学本部事務局大会議室

出席者 向坊会長

岡本, 香月各副会長

今村,大池,前田,畑,斎藤,猪,丸山,石塚, 三上,山村,須田,綾部,竹山,山岡,神田,

岳中, 井上各理事

小坂(第1), 広根(第3), 佐々木(第5) 各常 置委員長

吉田監事

(大学入試センター) 加藤所長, 田保橋管理部長

向坊会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のとおり挨拶が 述べられた。

今回は、秋の総会の前の理事会であるので、 総会に提出する諸議案その他についてご審議を 頂きたい。 ところで今回の理事会は,特例として,京都 (岡本副会長の地元)において開催することに したが,このことに関し,京都大学に種々ご配 慮を煩わしたことに対し厚くお礼申し上げる。

なお,このたび北村理事(新潟大学長)に代り,猪新潟大学長が,また若槻理事(大阪大学長)に代り,山村大阪大学長が,それぞれ新たに理事に就任されたので,ご紹介する。

また、北村、若槻両学長の退任に伴い、次の とおり委員長の交代があったので、この機会に 併せてご報告する。

第1常置委員会 北村 四郎 小坂 淳夫 (新潟大学長) (岡山大学長) 第2常置委員会 若槻 哲雄 斎藤 進六 (大阪大学長) (東工大学長)

(前 任)

(新 任)

医学教育に関す 北村 四郎 石塚 直隆 る特別委員会 (新潟大学長)(名古屋大学長)

なお,共通第1次学力試験関係事項について の説明のため,大学入試センターより加藤所 長,田保橋管理部長が出席されたのでご了承頂 きたい。

以上のように挨拶があった。

(委員会)

ついで竹下事務局次長より配付資料の説明があり、これに関して、配付の6月19日開催の理事会議事要録のうち、2ページ10行目~12行目を「これについて協議の結果、いずれも従前の例によることになり、投票が行われた結果、岡本理事(京都大学)」に訂正した。

#### I 会務報告

会長より以下のことについて報告があった。

#### (1) 要望魯の提出について

去る6月総会において決議された各要望書

(「大学保健管理施設の増設・充実」その他厚生 補導関係の5つの要望書および「国立大学教官 等の待遇改善に関する要望書」) については, 総会終了直後,文部省,人事院および日本育英 会に対し,関係の要望書をそれぞれ提出し,要 望した。

また、同じく6月総会の際、本年も関係方面に提出することを決議された「昭和55年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書」については、文部省に対しては去る9月28日の特別会計制度協議会の席上で、今村第6常置委員長が井内事務次官以下関係官に対し趣旨説明のうえこれを提出した。また、大蔵省に対しては去る10月15日、会長および岡本・香月両副会長ならびに今村第6常置委員長が長岡事務次官(主計局長、文部担当主計官同席)に面会し、これを提出して要望懇談した。

次に、昨年11月総会において決議された「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」については、昨年12月1日にこれを文部大臣宛提出したが、人事院に対しては提出を暫く猶予していたところ、その後、機も熟したので、去る7月3日これを人事院総裁宛に提出した。なお、この研究技術専門官制度の問題については、その趣旨、内容を十分理解して貰う必要があるため、去る7月2日、人事院の実務担当者(給与一課長、給与三課長、給与局参事官)を招き、文部省の担当者(官房企画官、人事課給与班主査)を交えて、第6常置委員長以下同委員会の関係者が具体的問題について隔意のない意見交換を行った。

٦,

#### (2) 定園削減問題について

次に、これも要望活動に関することであるが、最近の第5次定員削減の問題に関してご報

12

告する。このことについては理事会でもご審議 を願い,また各大学にもその状況をお伝えして いるが,ここにその全般の経過について簡単に ご報告する。

8月初旬、一部の新聞に、政府においては第 5次定員削減を来年度から実施する計画である 旨の記事が報道されたが、これが実施されれ ば、国立大学は重大な影響を蒙ることになるの で、急遽、岡本・香月両副会長および今村第6 常置委員長とその対応について協議した。その 結果、早急に関係方面に対し、国立大学の実情 を伝え、格別の配慮を要請する必要があるとの 結論となった。それで、「政府の第5次定員削 減計画においては、国立大学関係を除外するよ う格別の配慮をされたい」旨の要望書を携え、 去る8月10日、会長および両副会長、第6常置 委員長が同道して文部省井内事務次官ならびに 行政管理庁辻事務次官を訪ね、善処方を要望し 懇談した。

しかし、その後情勢は一層厳しさを増し、更に対策を講ずる必要に迫られたので、去る9月20日、急遽理事会を招集し、その対応について協議した。その結果、第5次定員削減計画が閣議決定される前に、再度文部当局に対し善処方を要望することとなったので、理事会終了後、会長および両副会長、第6常置委員長が要望書を携えて内藤文部大臣に面会し、次週に予定されている閣議において、「国立大学の重要な役割と大学の組織運営の特殊性に鑑み、国立大学の定員を国家公務員の一環として一律に扱わないこと」を主とする国立大学側の意向を反映されるよう要望した。

その後,去る9月26日の閣議において,「55年 度以降5年間に54年度末定員総数の4.2%削減」 の方針が別添資料(資料12)のとおり決定され たが、各省庁別の削減目標が決定されるまで に、なお最善の努力を尽くしたいと考え、取敢 えず去る10月6日、会長と香月副会長の両名が 行政管理庁辻事務次官を訪ね、再度国立大学に 対する格別の配慮方を要望する一方、10月8日 開催の理事会の議に基づき、「国立大学の特殊 事情と定員問題の窮状」を記述した要望書を作 成し、翌9日に会長と第6常置委員長が金井行 政管理庁長官に面会し、これを提出し善処方を 要望した。

なお、この定員削減の問題に関して、去る9 月4日、行政管理庁の実務担当者(行政管理局 管理官等3名)と第6常置委員長以下同委員会 の関係者が会合し、国立大学の定員に関する具 体的問題について腹蔵のない意見交換を行った ので併せてご報告する。

今回のこの第5次定員削減の問題に対して は、国大協としては出来るかぎりの努力を行っ た。当初の状況では、教官、看護婦も削減対象 になっていたようであるが、国大協および文部 省の要望により対象から外すことができた。 次には、教官、看護婦が削減対象から外される 結果として、それが行政職の削減増に反映する ようなことになっては困るので、そのようなこ との起きないように、第5次では教官、看護婦 を削減対象の母数から外してもらうよう要望し た。しかし、この要望は容れられなかった。そ こで更に, 国立大学の行政職については, これ までの定員削減によって困っている事情にある ことを考慮し、削減率の低い職種(行政職は4 種類に分類して削減率を定めている) の方にな るべく多く組み入れるよう要望したところ, 若 干の効果があったようである。

そこで、今回の定員削減の概略を述べれば、 全省庁の定員54万人、削減率4.2%、削減数 22,607人であり、文部省(一般会計を含む)は 定員128,646人、削減数3,743人となっている。

この3,743人は当初の3,853人より110人の 減となっており、このことは教室系職員の一部 について職務分類が改善された結果によるもの と思われる。

なお,第4次削減の場合と同様に,積算上教官,看護婦等については削減を課さないものとなった。また,新設医大等については,これを削減の対象から外すよう申し入れたのであるが容れられず,削減の対象にはなったが,その分だけ増員を考慮するということで,実質的には削減負担がかからないように措置されることとなった。

概略以上のような経過であるが、この問題に 関し、数年前より検討に入った第6常置のご努力と、この夏以来の各位のご協力に対し、深く お礼を申し上げる。

# (3) 「高等教育計画専門委員会中間報告」に 対する見解の提出について

このたび「大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会」において、昭和56年度から昭和61年度までの間における高等教育の計画的整備(いわゆる後期計画)についての中間報告がまとめられ、これについて過般文部省大学局長より、これに対する意見の提出方の依頼があったので、第1常置委員会でこの中間報告の内容について検討し、これに対する「見解」を取りまとめ、委員長名をもって去る9月26日これを大学局長宛提出した。

#### (4) 特別会計制度協議会について

去る9月28日,第40回特別会計制度協議会を 開催し、文部省側より「昭和55年度概算要求重 点事項」および「第5次定員削減問題」につい ての説明をうけ、これについて隔意のない意見 交換を行った。なお、先程も述べたとおり、この会議の席上で「昭和55年度予算に関する要望 書」を提出し、第6常置委員長から趣旨説明の うえ善処方を要望した。

#### (5) 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る7月25日、今村第6常置委員長が畠山大学部長ほか6名と会見し、日教組大学部が去る6月の国大協総会に当たって提出した要望書に提起されている諸問題について、意見交換を行った。

, I

#### (6) 国大協宛要望樹について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料11」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

#### (7) その他

#### 1) 大学入試センターの評議員について

大学入試センター所長より、同センター評議 員の任期満了に伴う後任の推せん方の依頼があったので、去る7月16日付をもって「資料10」 のとおり評議員候補者の推せんを行った。なお、その後、北村新潟大学長および若槻大阪大学長が学長を退任されたので、その後任に小坂 岡山大学長と斎藤東京工業大学長を推せんした。以上よろしくご了承頂きたい。

#### 2) 放送教育開発センターの評議員について

当協会からの推せんに基づき放送教育開発センターの評議員を委嘱されていた北村新潟大学長(第1常置委員長)がこのたび学長を退任されたため、その後任として第1常置委員会の新委員長である小坂岡山大学長を推せんしたので、ご了承頂きたい。

つづいて今村理事(第6常置委員長)から定 員削減に関連して次のとおり補足説明 が あった。 第5次定員削減問題について、国大協としては8月10日に最初の要望を行ったが、その後9月13日に特別会計制度協議会の主要メンバーが集まって、文部省関係者とこの問題についての対策を協議した。その際の話題として第4次定員削減の積み残し分の処置のことがあったが、いま一つのこととして、文部省としては今回の第5次定員削減に当たって、全省庁の平均削減率と文部省削減率の割合を第4次並(71.6%)に押えたい方針で進みたいという話があった。これはその後の努力によって結果的には69.29%ということになり、目標値を多少下廻ることとなった。

次に、文部省の削減数が3,743人で、当初の原案3,853人より110人減となったのであるが、これは何時の時点でこの数になったのか明らかではない。しかし、国大協が最後まで関係当局に対し理解を求める努力をした結果によるものではないかと思われる。ところで、各大学の割当てが最終的にどのような数字になるかは12月にならなければわからないことであるが、単年度の削減負担は、おおよそ第4次の場合と変らないのではないかということである。

次は「昭和55年度予算に関する要望書」についてであるが、これは大蔵省に対しては去る10月15日、会長ならびに岡本・香月両副会長に同道して大蔵事務次官と会い、これを提出して要望懇談した。なおその際、関連して授業料問題にも触れ、これの値上げはしないよう強く要望した。

以上の会務報告ならびに第6常置委員長の補 足説明に関し、若干の質疑応答があった。

### Ⅱ 協 議

#### 1. 図書館情報大学の加入について

#### (1) 当協会加入について

会長から次のとおり述べられた。

去る10月1日より開学された図書館情報大学から、当協会加入の申出があったので、これを「資料4」により総会に付議して承認を求めてよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果, 異議なく承認された。

#### 

これについて竹下事務局次長から「資料5」 により説明があり、審議ののちこれを総会に付 議することが了承された。

#### 2. 第65回総会日程について

#### (1) 日程について

会長から、第65回総会は「資料6」の日程により、来る11月14日~15日に開催し運営してよるしいかお諮りすると述べられ、ついで、竹下事務局次長から「資料6」により説明があり、原案どおり決定した。

#### (2) 学長懇談会の運営について

これについて会長から、総会第2日午後に行われる学長懇談会の運営については、前例により司会を会長、副会長が交代して当たることとし、当面する大学の諸問題について自由討議を行うこととしたいので、了承願いたいと述べられ、異議なく了承された。

### 3. 第66回ならびに第67回総会日時・場所等に ついて

会長から次のように述べられた。

通例は、半年先の総会についてご決定頂くわけであるが、来年は当協会の創立30周年記念行事との関係もあるので、会場確保の必要上1年先の来年秋の総会の日時・場所の決定も併せてお諮りすることとした。ついては「資料7」によりお諮りする。

これについて異議なく了承された。

なお関連して、香月副会長(創立30周年記念 行事準備委員会委員長)から、創立30周年記念 行事のことについて次のように述べられた。

式典の日時は初め来年11月20日を予定したのであるが、会場の都合で1週間繰り上げ11月13日に変更した。式典招待者は約250人くらいを考えている。なお、その際に記念講演を行う予定で、その候補者に和達学士院長を立て、いま内々に交渉を進めているところである。また、記念品は東京芸大を通してネクタイピンの創作を依頼している。なお、記念誌の原稿はほぼ順調に集まってはいるが、未提出の方はなるべく早くご寄稿のほどお願いする。

ついで、これに関連して石塚事務局長から、 記念行事の個々の準備作業の進捗状況について 報告があった。

#### 4. 大学運営協議会の運営について

会長から次のように述べられた。

昨年11月総会における提議に基づき,この問題について先般(5月24日)大学運営協議会を開いて協議を行った。その審議の経過を去る6月総会に報告したが、その運営方法の具体案については、更に理事会において検討のうえ次回

総会に諮るということになったので,これにつ いて本日ご協議をお願いしたい。

この問題の発端は、「大学運営協議会規程実施細則」によれば、「大学運営協議会は、毎年2回以上、委員長が招集する」となっているのに、最近数年間これが全く開催されていないのは、規定との関係上適当でないので、大学運営協議会のあり方について再検討してはどうかということであった。

これについて過般の大学運営協議会においては、この協議会は「国立大学の管理運営の改善に寄与すること」を目的として折角設置したものであるから、これをそのまま存続した方がよいが、その開催回数は「毎年2回以上」というように規定せずに、「必要の都度」ということにするのが適当であろうという結論であった。

そのような経過を踏まえ、配付資料(資料8) をご参照のうえご審議をお願いしたい。

ついで、竹下事務局次長から関連の配付資料 について詳細な説明があった。

以上の説明に基づき協議の結果,大学運営協議会の関係規則の改正は,大学運営協議会が慎重に検討すべき事項であるので,今回は取敢えず「大学運営協議会規程実施細則」第1条第1項の「毎年2回以上」とある部分を削除するだけに止め,この案を国大協総会に諮り,総会の承認が得られれば大学運営協議会(総会の際協議会に切り換えて)に規程改正を諮り,正式決定するという結論となった。

# 5. 特別委員会委員の交代について

会長から,学長の交代による特別委員会委員 の選任について「資料9」により次のとおり諮 られ,異議なく承認された。  
 (委員会)
 (前 任)
 (新 任)

 科学技術行政特別 委員会
 北村 四郎 小坂 淳夫 (新潟大学長) (岡山大学長)

 教養課程に関する 特別委員会
 若槻 哲雄 斎藤 進六 (大阪大学長) (東工大学長)

### 6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり 報告 が あり, それについて協議が行われた。

### (1) 第1常置委員会(小坂委員長)

#### ① 「高等教育計画専門委員会中間報告」に対する 見解について

大学設置審議会の高等教育計画専門委員会が 去る6月にまとめた「高等教育の計画的整備に ついて(中間報告)」(後期計画に関するもの) について、文部省から意見を求められたので、 去る8月23日の委員会でその内容について審議 し、それを基に専門委員がまとめた「見解」の 原案を9月10日の委員会で検討して成案をまと め、各理事にこれを照会したうえ9月25日にこ れを高等教育計画専門委員会の天城主査宛に提 出した。その見解の内容についての詳細な報告 は省略するが、第1常置委員会としては、この 最終報告が12月に発表されるという話であるの で、その最終報告が出される前に、できればこ の見解に対する反応の状況などをきき、場合に よっては更に検討を重ね、国大協としての見解 が十分反映するようにしたいと考えている。そ れで、大学設置審議会の委員をされている各位 にはよろしくご援助をお願いする。

#### ② 大学院問題について

本委員会では大学院の拡充整備(特に新設大学の博士課程設置)の問題について検討を続けているが、いわゆる新設大学の間で構想されて

いる博士課程大学院の二つのタイプのうち総合 大学院については,その実現の方向付けがすで に出ているので、特にむずかしい問題はない。 しかし、いま一つの連合大学院の方には種々問 題があるようである。そこで,去る9月10日の 委員会にこれに関係のある方々〔東京農工大学 川村教授(農水産系連合大学院),電気通信大学 平島学長(工学系大学院), 文部省滝沢 大 学課 長〕を招き、この二つの構想のその後の進捗状 況を伺い, それについて意見交換を行ったが, 当日は特に結論めいたものは出 な かっ た。た だ,これに関連した問題として,大学が総合大 学院の設置と連合大学院への参加の両方の計画 をもっている場合の調整の問題がある。なお、 連合大学院自体の問題としては、その管理運営 の問題と予算に関する問題を更に明確にする必 要があると思われる。それで、これらの点につ いては引続き当事者の方でそれぞれの立場で検 討を重ねると同時に,第1常置においてもその 結果をふまえ更に慎重に検討することにしたい と考えている。

# ③ 外国人教師の国公立大学専任教官任用の 問 題について

この問題については去る6月18日の委員会でも検討したが、文部省でもこれに関する法案を検討中のことであるので、引続き慎重に検討したいと考えている。

以上の報告に関し次のような意見が交された。

○ 「高等教育の計画的整備についての中間報告に対する見解」についての報告によれば、 12月に大学設置審議会の最終報告が出る前に 更に検討の機会を持ちたいということであるが、これは意味のあることである。それとい

うのは,前期計画についての「報告」(51.3. 15) では、工業等制限区域やその他の政令指 定都市の区域には原則として大学等の新増設 は行わないと明示されているにも拘らず設置 審にはその趣旨に反するプロジェクトが出て きて新増設が行われ、これが既成事実として 進んでしまっている。その例は医学系の私立 大学にみられる。新しい時代に新しい大学構 想が出ることに反対するわけではないが、日 本の大学の将来のあり方についての本質的議 論をしないで設置が進められているのは問題 である。このような状況を容認するかぎり高 等教育の計画的整備についての報告を出して みても意味はない。このことは大学基準協会 においても, また過般の近畿地区学長会議で も問題とされているので、第1常置において はこのような状況を十分見極めて検討され、 国大協の立場から意見を出してもらいたい。

- そのような状況は、現実の問題としては医学系にかぎらず、工学系においても、いわば職業大学的な大学が設置されているという情報がある。ところが、そのような情報を事前に捉えることがむずかしい状況にあるため、前もって申し入れをすることができない。
- 最近、独立大学院の設置が認められたが、 その基準をどこにおくのかがはっきりしていないので問題がある。このような新しい大学の問題についても第1常置で検討されたい。
- 大学院の問題に関連してもう一つ話題になっていることがある。それは、各省庁の所轄内にある、いわゆる「大学校」と称されている学校である。これは本来は各種学校であるが実質的には正規の大学と殆ど差のない内容のものもあるので、この学校を修了した者にも修士課程に入学できる資格を認めてほしい

という動きがある。もしこの資格が認められることになれば、首都圏、近畿圏その他政令 指定都市には大学は設置しないという文部省 かぎりの原則も無意味なものになる。

27

*್* ।

- それらの問題は大学設置審議会(以下「設置審」という)のあり方にかかわっている。 そこで、設置審の構成委員には国大協からも 出ているのであるから、それらの委員は設置 審の中で意見を出して貰いたい。
- その問題については設置審の中から設置審のあり方を問題にすることも考えられるが,設置審そのものの性格の問題もあるので,国大協としては第1常置が開かれるときに,国大協から出ている設置審の委員に出席して貰って意見をきくことをしたらよいと思う。

### (2) 第2常置委員会(斎藤委員長)

① 昭和54年度共通第1次学力試験の所要経費の 調査について

これは若槻前委員長のときに、今回の共通第 1次学力試験の実施に際し、入試センターから 配分された経費では不足を来たした大学があっ たことから、各大学の実情を調べることにした ものである。その結果が「資料13」のようにま とめられたので、これをどのように取扱えばよ いかをお諮りする。第2常置の意見としては、 共通第1次試験のための所要経費は入試センター ーから配分されるので、入試センターに要望す る形をとるべきであろうということであった。

これについて協議ののち、入試センターに要望することが了承された。

ついで7月23日の小委員会で審議された事項 について次のとおり報告があった。

② 入試センターとの間の連絡協議会設置について

共通入試に関する問題については,国大協が 意思決定をして,それを入試センターが実施に 移す建前にになっている。しかし,現実の問題 としてはこれが円滑に運ばない場合がある。そ こで意思決定の前の段階で相互の意思疎通をは かることにしてはどうかということで,その具 体案を検討することになった。

③ 外国人留学生等の大学入学資格について これについては、文部省からその 説 明 を き き,それについて意見交換を行った。

#### ④ 共通入試の試験場について

共通入試の実施に当たって, 地区によって受 験生のことで負担の重い大学がある。その一つ である神奈川地区の横浜国立大学から、試験場 の確保と試験監督要員の配置に難渋しているの で、援助協力をお願いしたいとの要望があっ た。それで、差し当り来年度の共通入試実施に 際し、神奈川地区に対して特別の措置を講ずる ことにするという結論になり、隣接の東京地区 で配慮するということで去る7月25日に東京地 区の世話大学(東大・一橋大・東京医科歯科大・ 東工大)で協議が行われた。その際,協力援助 の方式として①神奈川地区の受験生を東京地区 で受験させるか, ②東京地区の大学から神奈川 地区に教職員を出向させるか、の二つの方法が 考えられたが、受験生を他地区に移動させるこ とは問題が多いので、結局、応援者を神奈川地 区に派遣する方向で協力を行うこととなった。 なお、この試験場問題については他地区からの 要望や高校側からの要望もあり今後更に検討を 進めなければならないと考えている。

次に9月18日の常置委員会の審議状況について次のとおり報告があった。

# ⑤ 共通入試のあり方の再検討について ご承知のとおり、昭和57年度から高等学校の

学習指導要領が変わることになるが、これは相当思い切った改訂である。したがって、国大協としてはこの新しい学習指導要領に即した共通入試を考えなければならなくなった。このことについては後刻入試センターの方から詳しい説明があると思うが、問題はこの改訂によって多様化された教育を受けた高校生をどのようにして共通1次試験で評価できるかということである。この問題をこれから検討していかなければならないが、これには時期的な制約があるので概ね次のような作業日程を考えている。

高校の新教育課程に即した大学入試は60年度 に実施されるが、入試方法の大幅な改正が行わ れる場合には,それを2年前に予告する慣例と なっている。それで、文部省は58年初頭に国公 私立大学の入学者選抜実施要項を決定、公表し なければならない。このことから逆算すると、 共通入試の再検討の作業スケジュール として は、来年11月総会にまずこれの基本的方針を示 した叩き台を提出し、56年11月総会にはこれの 肉付けをした中間報告を提出し、57年11月総会 で最終結論を決定、公表し、それをうけて文部 省が58年初頭に大学入試実施大綱を発表すると いう段取りになる。そして58年の6月~7月の 間に、各大学は第2次試験の実施大綱を発表す るという段階をふむことになる。概ねこのよう な作業スケジュールを考えているが、ただ困っ たことには, 改訂に伴う高校教科書の白表紙が 出るのは、1年次用は56年2月以降、2~3年 次用は57年2月以降ということで、第2常置で 共通入試の出題教科内容を検討する段階では高 校の教科書はまだ出来ていないということであ る。従って, これの検討に当っては文部省の方 から出来るかぎり予測される改訂内容を知らせ て貰わなければならないという事情にある。

なお、この学習指導要領の改訂に関連して、 東京地区の高校の代表といわれる高校長と、ま た別の機会には地方の高校長(そのいずれも有 名進学校であった)から、この改訂に伴う国立 大学の入試がどのように変わるのか、それによ って高校側の具体的な教育課程を決めることに したいという話しが出された。その際、新学習 指導要領の趣旨とする小学校・中学校・高等学 校教育の一貫性というような考え方は全く出て こなかった。このような高校側の姿勢には問題 がある。

# ⑥ 共通入試教科目改訂検討のための委員会の構成について

共通入試教科目改訂の検討は入試センターと タイアップして行わなければならないが,第 2 常置委員会としてはその下にこの問題を専門に 検討する専門委員会の設置を考え,これの具体 的構想について去る10月17日の小委員会で検討 した。その案では,この専門委員会は次の 3 つ の分野から委員を選出することにしている。① 高校の教科について造詣の深い教官,②受入れ 側である大学の立場から各専門領域の教官,③ それと第 2 常置委員会との関連を保つため小委 員会メンバーの一部委員,ということにし,そ れぞれ候補者ないし候補大学を選定し,受諾方 の交渉を進めている。なお,これらの委員は旅 費等の関係もあり,主として東京近在の大学の 方々を考えた。

# ⑦ 私立医科大学の共通第1次学力試験参加について

文部省の方は共通第1次試験の参加大学をなるべく広めたい意向であるが、いま問題となっている一部の私立医科大学の参加の問題については、私立医科大学協会としての意向をもう一度よく確かめたうえで前向きに検討したいと考

えている。ただ、私立医科大学に入学を希望する受験生の殆どが共通第1次試験を受験している(したがって国立大学を併願している)ので、この参加希望を受入れたとしても共通第1次試験の受験生の数がそう増えることにはならないと思われる。また、私立医大の施設も試験場として使用されるので、国立大学の方の負担はその分だけ軽くなるということもある。しかし、この問題については、まだ詰めなければならない幾つかの問題があるので今後検討していくことにしている。

87

つづいて加藤大学入試センター所長から次の ことが述べられた。

# ① 昭和55年度の共通第1次学力試験の出願状況 について

去る10月15日に顧書の受付けを締切り、いま 不備な願書の整理をすすめている。おおよその 出願総数は349,564人である。これは昨年より 7,690人程度(約2.2%)の増加になる。今回の 特徴的な点としては、現役受験生が減少し、浪 人受験生が増加していることである。また、身 体障害のある受験生は若干減少している。な お、国公立大学の入学定員に対する率は3.7倍 で昨年と同程度である。各都道府県別の集計が 出来次第(11月5日)各大学に報告し、その後 11月6日に報道関係者に公表することにしてい る。おおよその状況は大都市の周辺地区が増 え、その他の地域は減っている模様である。

この報告に関して、浪人受験生の出願に伴うトラブル(願書提出の遅延等)、身体障害 受 験生に関わる協議書のことなどについて質疑応答があった。

### ② 高校の新教育課程施行に伴う共通第1次学力 試験の再検討について

この問題については斎藤第2常置委員長と協議してきたが、先程委員長から報告があったように、国大協としては第2常置委員会の中に特別の専門委員会を設けてこの問題を検討することとされ、最終的には国大協の立場で決定されることとなった。しかし、それだけではキメ細かい検討ができないので、これに対応して、入試センターでは具体的な中味の問題を検討するための委員会を設ける態勢をとることにした。その委員の数は約20名とし、その中に第2常置に設けられる特別の専門委員会の約半数の方々が兼務で入って貰うことを考えている。

ところでこの検討の作業スケジュールである が,これは日時的に相当切迫している状況になっている。

以上のような前置きののち作業予定表を配付 し、それを基に詳細な説明があった。

ついで次のように述べられた。

以上のような作業スケジュールになると思われるが、ここで困ったことには、56年11月の「中間報告」公表の段階では、まだ新教育課程による教科書が出揃っていないことである。したがって、高校の新しい教育課程編成と国大協の共通入試の新方針の作成とは併行して行われることになる。また各大学はこの問題の進行と殆ど同時に、第2次試験のあり方も検討されなければならないであろう。

ところで、今回改訂された高校の新教育課程の基本的な趣意は、中学生の殆どが高校に進学するという現状から必然的に生じてくるいわゆる「落ちこぼれ」の者をなくすようにしたい、というところに主眼が置かれている。したがって改訂教科書の内容は従来のものとはかなり違ったものになってくる。現在の高校の必修・選択のあり方は、共通第1次学力試験および第2

次試験とうまく結合する内容になっているが, 新教育課程による必修教科の内容は低い裾野に 降りてきているので,現在のような必修科目だ けで行うという共通第1次学力試験のやり方と うまく結合できるかどうかという点が重要な問題になる。例えば,数Iでも現在のものとは内 容が違うし,基礎理科もレベルが低くなっている。このような事情の下で,現在の共通1次のイメージに対応したものをどう定めるかということが大きな問題で,やり方次第では共通入のかなえの軽重を問われることになる。このように新教育課程に対応する共通1次試験のあり 方は大きな問題であるが,同時にこれは共通第 1次試験と第2次試験の関係の問題にも関わってくる。

以上の説明に関して次のような意見が交された。

- 今回の教育課程の改訂に関しては第2次試験の様相が相当に変わることが考えられる。 今回の新教育課程では必修科目は1年次だけで,2年次以後の選択科目を中心とするカリキュラム編成は都道府県の裁量に任せられているので,高校側は大学入試に合わせた教育に走り,予備校化するおそれがある。
- 高校側からは、学習指導要領改訂に伴う共 通第1次学力試験のあり方については、試験 の内容に関しての意見は出ていない。ただ、 要するに早く決めてもらいたいという意見だ けである。なお、試験期日繰り下げの問題、 試験科目削減の問題、試験場増設の問題につ いては依然として要望が出ている。
- 第2常置の専門委員会設置の見通しはどう なっているのか。
- 第2常置の中に新たに設ける専門委員会に

- ついては、いま各委員の就任打診を進めているところである。総会において承認が得られ次第直ちにスタートすることにしている。
- 近畿地区学長会議で出た意見であるが,大学の入試は各大学が主体的に行うというプリンシプルから考えれば,入試に関する問題は,国大協では現在第2常置が受け持っているが,今回のように新教育課程に伴う共通1次のあり方が問われている重大な状況のなかでは,以前に国大協に置かれていた「入試改善調査委員会」のように,国大協が全大学的な立場から考えるという姿勢を確立しておくべきであるということであった。
- 第2常置に新たに設けられる特別専門委員会はかなり長期的にわたるので、途中交代のない専任の人を選ぶ必要がある。また、この問題の検討に当たっては、実際面の細かな問題の検討は入試センターに依頼するとしても、基本的な大綱は国大協が決めるという考え方をはっきりさせておくべきである。
- この入試改訂問題には全大学が取り組まざるを得ない。しかし、国大協はその性格からして、頻繁に委員会を開催して精密に検討する能力を持ってはいない。したがって、第2常置委員会を主体に特別の専門委員会を設けてこの問題に取り組むが、それは基本的な問題の検討と調査研究にとどまり、実際の具体面の問題については入試センターの方の協力を必要とする。そうして、入試センターの方の委員会の審議状況が各大学に伝わるような仕組みにすべきであろう。
- 共通第1次試験という入試制度を初めて確定したときは、国大協がその構想を策定し、 入試センターはそれに基づいてこれの執行を 担当するという建前であった。その建前を今

- 回の場合も守って,基本大綱の決定は国大協 の委員会で行うようにしなければならない。
- 学長委員は交代も激しいので、この問題に 専任的に取り組むことはできないが、この入 試問題は大学の問題であるから国大協が意思 決定機関として、この問題の検討に当たる組 織をコントロールしなければならない。それ で,この特別の専門委員会と第2常置との接 触は第2常置の小委員会が頻繁に行うことに し、必要の都度常置委員会にこれを報告し、 審議することとしている。なお,この特別専 門委員会の構成は、先程も述べたとおり二つ のカテゴリーから選ぶことにした。一つは、 高等学校の教育体系をよく理解している 教 官、もう一つは、大学側の立場からして、法 経・医・工・理という各専門分野からの教 官を委員に選ぶことにした。その委員候補者 は現在のところ東京近辺の方が半数以上を占 めているが、もう少し地区的要素を加味する 必要があればその組み合せを考え追加したい とも考えている。
- 二段構えとして、第2常置にも特別専門委員会をつくり、地区別にも委員会をつくることにしてはどうか。
- 余り委員会が多いと動きにくくなるのではないかと懸念される。
  - ③ 外国人留学生等の大学入学資格について

外国人留学生の国立大学入学資格の問題については、国際バカロレアとのかかわりもあって、いま文部省レベルで調査研究がすすめられているところである。第2常置も引続き検討することにしている。

- (3) 第3常置委員会(広根委員長)
- ① 課外活動施設の整備充実について

この問題については、昭和45年と46年の2回にわたり体育系サークル部室と文化系サークル部室の新営に関する要望書を提出したことがあるが、当時は学園紛争の関係もあり課外活動施設の整備は余り進まなかった。その後徐々に整備が進められるようになったが、それでも教育研究施設に比べればその充実はかなり遅れている。それで、その後の検討の結果に基づいて去る6月総会に第4常置と合同で「厚生補導に関する施設の基準面積の改正について」という概括的な要望書を提案し、これを文部省に提出した。しかし、これは具体的な点には触れていないので、今後は各論的な内容を盛り込んだ要望書を出したいと考えている。その時期は来年6月総会提出を目標としている。

#### ② 学寮問題について

これについては複雑な問題も絡んでいるが、 第4常置と合同で来る11月6日に協議すること にしている。

以上の報告に関し、学寮の経費負担区分の問題について、会計検査院から指摘があった問題をめぐり若干の意見交換があった。

#### (4) 第4常置委員会(山岡委員長)

本委員会では、6月総会で学生の厚生関係の 幾つかの要望書を提出しているので、その効果 がどのような情況になるかを見守っている。次 に、来る11月6日に第3常置委員会との合同会 議で、学寮の経費負担区分の問題および学生の 教育研究災害傷害保険の改正案について審議す ることにしている。なお、学寮問題に関連する ことであるが、このたび「新々寮」の寮費値上 げが行われることになった。その上げ幅は300 円~400円程度の小さな額であるが、このこと について公式な相談がなかった点は 遺 憾 であ る。教育研究災害傷害保険の改正というのは、 学生の災害事故の発生が予想より大分下回って おり、保険料の積立額が大分余っている状況 なので、これをいかに改善したらよいかという ことである。この業務を管掌している学徒援護 会の方ではこれの改善策として担保範囲の拡大 一保険金の給付対象を正課外の課外活動の領 域まで拡げてはどうかということで、いま改訂 作業が進められている。しかし、これには大学 の自治活動にかかわる問題もないとは言い切れ ない面もあるので、慎重な対応を考えている。

以上の報告に関し、傷害保険の改訂および学 寮の経費負担区分の問題について若干の意見交 換があった。

#### (5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

# ① 「招へい外国人教師」の住居に関するアンケートについて

これは6月総会において、外国人教師の住居問題には殆どの大学が困った状況にあるので、この問題を取り上げてほしいという意見が出され、第5常置が取り組むことになって、アンケート調査を行ったものである。その結果の集計が配付資料のとおり出来たので報告する。

以上の前置きののち、資料を基に各項目別に 詳細な報告があった。

#### ② 有志学長の中国訪問計画について

これについては予想外に多くの希望が出ている。それで6月総会の際の昼休みに参加希望学 長に集まって頂き具体的計画の詰めを行いたい と考えている。

以上の報告に次いで、佐々木委員長から学長の任期満了(11月16日)に伴う退任の挨拶があり、これに対し会長から謝辞が述べられた。

#### (6) 第6常置委員会(今村委員長)

本委員会が6月総会後に取り組んだ問題としては、定員削減問題が主要なものである。次に「昭和55年度予算に関する要望書」を作案し、これを文部省、大蔵省に提出した。

そのほかの問題としては、過般要望書を提出した研究技術専門官制度新設については文部省レベルで調査検討が進められている。助手問題については第1常置委員会と合同の小委員会で検討しており、その素案を本委員会でまとめることにしている。非常勤職員の問題については専門委員のもとで資料を収集・分析しているところである。

以上の報告に関し授業料問題について若干の 意見交換があった。

#### (7) 図書館特別委員会(今村委員長)

本特別委員会では、「大学図書館の昭和55年 度予算に関する要望書」をまとめて文部省、大 蔵省に提出し要望した。

以上の報告に関し、文部省がまとめた「学術情報システムの在り方」と大学図書館ならびに 大型センターとの関係について若干の意見が交 された。

#### (8) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

本特別委員会では去る7月31日の会議で次の三つ問題を審議した。

① 新設医大のベッド数は300~600床程度で整備が不十分であり、またその基準そのものも明確でないという問題がある。これについては、まず新設医大の集まりの方で要望事項をまとめてもらい、それを国大協の立場からバックアップしていきたいと考えている。

② 医師の卒後研修の問題に関し、昨年夏頃に 厚生省の方から、卒後研修の改善をはかるた め「財団法人医師研修研究開発 センター」 (臨床研修の指導医に対する研修方法等に関 する研究を主たる目的とするもの)というも のを設立したいので医学部を持っている国立 大学もこれに参加協力してほしいとの申し入 れがあった。この問題については本特別委員 会および拡大委員会(医学部を持つ各国立大 学長参集)で審議したが結論に至らなかった が、その際、厚生省および文部省の関係官が 出席されていたので、この問題については両 者の間で更に話し合いを進めるということに なった。その後文部省では医学歯学委員会小 委員会で卒後研修の問題を検討し「大学病院 における臨床研修のあり方について(中間報 告)」というものをまとめ、去る7月の委員 会の際、医学教育課長よりこれの説明があっ た。これについて種々論議されたが、文部省 の方で更に具体案の検討を進めることになっ た。

F3

③ このたび医学教育振興財団というものが設立され、その理事長より国立大学からも評議員を出してほしいとの依頼があった。この財団は「医学の教育に関する調査研究を行い……医学の振興と人類の福祉に貢献することを目的とする」というものであるが、この財団の主体は私立医科大学であって国立大学はその設立の段階では何らタッチしていない。そのように突然な話しであるので、国大協としての対応については結論が出せない状況にある。なお、当協会の香月副会長がこの財団の理事になっておられるので、補足をお願いしたい。

その他の問題としては週休2日制のことが話

題となった。これを実施する場合,国立大学として最も問題があるのは附属病院である。附属病院の場合は何等の要員補充もないままで現状どおり業務を遂行できるかどうかは 疑 問 で ある。これについては文部省も関係機関と折衝中とのことであるが、微妙なところがあるとのことである。

つづいて,香月副会長から,医学教育振興財団の設立趣旨と経緯および新設医大のベッド数の問題について補足説明があり,若干の意見交換が行われた。

#### (9) 教養課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

本特別委員会では、本年5月に「教養課程組織改編に関する調査報告書」を取りまとめたが、今後更に教養課程に関する問題について検

討を続けることにしており、目下その検討課題 について考慮中である。ところで、たまたま 「一般教育学会」設立の動きがあることを知 り、その発起人から本委員会にも協力を求めて きているので、総会前に開く予定の委員会で、 その関係者からこの学会の趣旨、内容について の説明をきき、本委員会の今後の検討の参考に 資したいと考えている。

#### (10) その他

#### 副会長の後任について

岡本副会長が12月15日をもって学長任期満了により副会長を退任されることになるのに伴い、その後任の選出について協議の結果、次回理事会(来年2月~3月開催予定)開催の際互選を行うこととし、それまでの間副会長1人は欠員のままにしておくことになった。

# 第65回総会(第1日)

日 時 昭和54年11月14日 (水) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

向坊会長から開会の挨拶があったのち, 議事の順序の変更について諮られ, 異議がなかったので議事の順序を変更して, 協議題の1. の(1)にある「本年10月開学された図書館情報大学の本協会加入の件」が先議され, その結果, 異議なく承認された。

ついで向坊会長から,松田図書館情報大学長 の紹介があった。

#### (1) 前回総会以後の学長の交代について

会長から、前回総会以後交代された学長について次のとおり紹介があった。

 (大学名)
 (前任)
 (新任)

 宇都宮大学
 近藤 正已
 鈴木 一夫

 (事務取扱)
 (事務取扱)

東京学芸大学 太田 善磨 阿部 猛 新潟大学 北村 四郎 猪 初男 金沢大学 豊田 文一 金子 曽政 大阪大学 若槻 哲雄 山村 雄一

#### (2) 委員長の交代について

会長から,前回総会以後における常置委員会 委員長,特別委員会委員長の交代について次の とおり報告があった。

(委員会名) (前 任) (新 任) 第1常置委員会 北村 四郎 小坂 淳夫 (新潟大学長)(岡山大学長)

第2常置委員会 若槻 哲雄 斉藤 進六 (大阪大学長)(東工大学長) 医学教育に関す る特別委員会 北村 四郎 石塚 直隆 (新潟大学長)(名古屋大学長)

#### (3) 代理出席者について

会長から、本日は高知医科大学からは森本副 学長が、大分大学からは鍋島工学部長がそれぞ れ代理出席された旨の報告があった。

#### (4) 会議資料について

竹下事務局次長から、今回の配付資料につい て説明があった。

#### (5) 日程について

会長から、今回総会の日程については、去る 11月1日開催の理事会において協議した結果、 別紙(資料3)により運営することになった旨 の説明があり、了承された。

### I 会務報告

会長から,以下の諸事項について,それぞれ 次のとおり報告があった。

# 1. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

#### (1) 要望魯の提出等について

去る6月総会において決議された 各 要 望 書 (「大学保健管理施設の増設・充実」その他厚生 補導関係の5つの要望書および「国立大学教官 等の待遇改善に関する要望書」) については, 総会終了直後,文部省,人事院および日本育英 会に対し,関係の要望書をそれぞれ提出し,配 慮方を要望した。

また、同じく6月総会の際、本年も関係方面に提出することが決議された「昭和55年度予算に関する要望書」と「大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書」については、文部省に対しては去る9月28日の特別会計制度協議会の席

上で、今村第6常置委員長が井内事務次官以下 関係官に対し趣旨説明のうえこれを提出した。 また、大蔵省に対しては去る10月15日、私と岡本・香月両副会長および今村第6常置委員長が 長岡事務次官(主計局長・文部担当主計官同 席)に面会し、これを提出して要望懇談した。

次に,昨年11月総会において決議された「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」については,昨年12月1日にこれを文部大臣宛提出したが,人事院に対しては提出を暫く猶予していたところ,その後,機も熟したので,去る7月3日これを人事院総裁宛に提出した。なお,この研究技術専門官制度の問題については,その趣旨,内容を十分理解して貰う必要があるため,去る7月2日,人事院の実務担当者(給与一課長・給与三課長・給与参事官)を招き,文部省の担当者(官房企画官・人事課 給与 班主査)を交えて,第6常置委員長以下同委員会の関係者が具体的問題について隔意のない意見交換を行った。

#### (2) 定員問題について

次に、これも要望活動に関することであるが、最近の第5次定員削減の問題に関してご報告する。このことについては理事会でも審議を願い、また、各大学にもその状況をお伝えしているが、ここにその全般の経過について簡単にご報告する。

8月初旬、一部の新聞に、政府においては第 5次定員削減を来年度から実施する計画である 旨の記事が報道されたが、これが実施されれ ば、国立大学は重大な影響を蒙ることになるの で、急遽、岡本・香月両副会長および今村第6 常置委員長とその対応について協議した。その 結果、早急に関係方面に対し、国立大学の実情 を伝え、格別の配慮を要請する必要があるとの 結論となった。それで、「政府の第5次定員削減計画においては、国立大学関係を除外するよう格別の配慮をされたい」旨の要望書を携え、 去る8月10日、私と両副会長、第6常置委員長が同道して文部省井内事務次官および行政管理 庁辻事務次官を訪ね、善処方を要望し懇談した。

しかし、その後情勢は一層厳しさを増し、更に対策を講ずる必要に迫られたので、去る9月20日、急遽理事会を招集し、その対応について協議した。その結果、第5次定員削減計画が閣議決定される前に、再度文部当局に対し善処方を要望することとなったので、理事会終了後、私と両副会長、第6常置委員長が要望書を携えて内藤文部大臣に面会し、次週に予定されている閣議において、「国立大学の重要な役割と大学の組織運営の特殊性に鑑み、国立大学の定員を国家公務員の一環として一律に扱わないこと」を主とする、国立大学側の意向を反映されるよう要望した。

その後、去る9月26日の閣議において、「55 年度以降5年間に54年度末定員総数の4.2%削減」の方針が別添資料(資料11)のとおり決定されたが、各省庁別の削減目標が決定されるまでに、なお最善の努力を尽くしたいと考え、取敢えず10月6日、私と香月副会長の両名が行政管理庁辻事務次官を訪ね、再度国立大学に対する格別の配慮方を要望する一方、10月8日開催の理事会の議に基づき、「国立大学の特殊事情と定員問題の窮状」を記述した要望書を作成し、私と今村第6常置委員長が翌9日に金井行政管理庁長官に面会し、これを提出し善処方を要望した。

なお、この定員削減の問題に関して、去る9 月4日、行政管理庁の実務担当者(行政管理局 管理官等3名)と第6常置委員長以下同委員会の関係者が会合し、国立大学の定員に関する具体的問題について腹蔵のない意見交換を行ったので併せてご報告する。

そこで、今回の定員削減の概略を申し上げる と、全省庁の定員 54万人、削減率 4.2%、削減 数22,607人であり、文部省(一般会計を含む) は定員 128,646 人、削減数 3,743 人となってい る。

この3,743人は、当初の原案3,853人より110人の減となっており、このことは、関係当局の理解により教室系職員の一部について職務分類が改善された結果によるものと考える。

従って、削減率も当初2.995%より2.910%となった。なお、第4次削減の場合と同様に、積算上教官、看護婦等については削減を課さないものとなったこと、また、新設医大等については、削減負担を課さなくても済むよう措置されることとなった。具体的数字は12月に文部省より各大学に指示があると思われるが、大きな大学では第4次定員削減のときより1~2名増、その他の大学ではほぼ同数程度であろうと予想される。

なお、この定員削減の問題に関しては、数年前より検討に入った第6常置委員会の努力と、 この夏以来の各位の協力に対し、深くお礼を申 し上げる。

# (3) 「高等教育計画専門委員会中間報告」に 対する見解の提出について

このたび「大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会」において、昭和56年度から昭和61年度までの間における高等教育の計画的整備(いわゆる後期計画)についての中間報告がまとめられ、これについて過般文部省大学局長より、これに対する意見の提出方の

依頼があったので、第1常置委員会でこの中間 報告の内容について検討し、これに対する「見 解」を取りまとめ、委員長名をもって、去る9 月26日これを大学局長宛提出した。

#### (4) 特別会計制度協議会について

去る9月28日,第40回特別会計制度協議会を 開催し,文部省側より「昭和55年度概算要求重 点事項」および「第5次定員削減問題」につい ての説明をうけ、これについて隔意のない意見 交換を行った。なお、先程も述べたとおり、こ の会議の席上で「昭和55年度予算に関する要望 書」を提出し、第6常置委員長から趣旨説明の うえ善処方を要望した。

#### (5) 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る7月25日、今村第6常置委員長が畠山大学部長ほか6名と会見し、日教組大学部が去る6月の国大協総会に当たって提出した要望書に提起されている諸問題について、意見交換を行った。

#### (6) 大学入試センターの評議員について

大学入試センター所長より,同センター評議 員の任期満了に伴う後任の推せん方の依頼があったので,去る7月16日付をもって「資料8」 のとおり評議員候補者の推せんを行った。なお,その後,北村新潟大学長および若槻大阪大学長が学長を退任されたので,その後任に小坂岡山大学長と斎藤東京工業大学長を推せんした。以上よろしくご了承頂きたい。

(7) 放送教育開発センターの評議員について 当協会からの推せんに基づき放送教育開発センターの評議員を委嘱されていた北村新潟大学 長(第1常置委員長)がこのたび学長を退任されたため、その後任として第1常置委員会の新 委員長である小坂岡山大学長を推せんしたので、ご了承頂きたい。 なお,以上のほか,その他の事項については 資料15「国立大学協会事業報告書」を参照願い たい。

#### Ⅱ 協議事項

# 1. 図書館情報大学の加入に伴う諸規則の改正 について

事務局次長から、このたび図書館情報大学の国立大学協会加入に伴い、「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」および「大学運営協議会規程」の一部を、それぞれ改正するものである旨の説明があり、原案どおり承認された。これにより図書館情報大学は、第6常置委員会に加わることとなった。

#### 2. 各委員会委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について, 各委員会委員長から大略次のとおり報告があっ た。

#### (1) 第1常置委員会(小坂委員長)

6月の総会以後の活動状況について報告する。詳細については、会報86号43ページ以下をご参照願いたい。

#### ① 高等教育の計画的整備について

去る6月,大学設置審議会大学設置計画分科会の「高等教育計画専門委員会」から出された「高等教育の計画的整備についての中間報告」に対する問題点を協議するため,8月23日に委員会を開催し,文部省の井上大学局企画官よりこれの説明をきき,検討を行った。なお,高等教育の計画的整備については,既に51年3月に

高等教育懇談会から報告書が出され、ここで61 年度を目標年度とする56年度までの前期計画の 方針が出されたが、今回の中間報告はこれに続 く61年度までの後期計画方針案である。

上述の8月23日の委員会の検討に基づき,更に9月15日にこれの整理を行って意見書を作成し,理事会の承認を得たうえで,去る9月26日,北村委員長名で高等教育計画専門委員会の天城主査宛にこれを提出した。

この意見書で取り上げた問題点は概ね次のとおりである。

- 基本的問題点
  - ① 基本的性格について――今回の中間報告は前回の報告と同一基調の上に立っており、18歳人口の動態と経済・社会情勢の変化によって生ずる進学志望者の増大への対応にのみ主眼が置かれ、わが国の高等教育の現状認識と高等教育の理念をふまえて、そのひずみや空洞化の要因を探り、これを根本的に是正するための方策を立てるという方針をとらず、現実認識と基本理念を欠いている。
  - 回 内容について――大学における研究教育の質が、大学院のあり方に深くかかわり、整備の重要な柱がここに置かるべきであるのにも拘らず、この問題について一向にふれられていない。
  - ※ 教育経費について──整備計画の具体 化に不可欠な高等教育経費の問題について全くふれられていない。
- 内容上の問題点
  - ① 前期計画による整備に関する評価について――今回の中間報告には前期計画による整備に関する評価がいろいろで、国立大学に関する限りその評価は当を得て

- いない。すなわち,大学院の問題は措く としても,教育の質的向上をはかるため に不可欠な研究費や不完全講座学科目や 助手の定員,研究教育施設設備等における 欠陥が全く改められることなく放置い る、特に,予算的配慮を通じて,前期の 計画の中で,どの程度是正されたのかと いう評価がない。また,構造の柔軟化の 方策として提起されている国・公・私立 の大学間での単位互換については,経費 負担の原則の問題についての調整がつい ていないところに問題がある。
- 回 後期計画策定の考え方について――中 間報告は,後期計画の策定に当り、①18 歳人口の今後の推移と地域分布の変化, ②大学・短期大学・高等専門学校への進 学の動向, 高等教育に対する 需要の 動 向, ③高等教育の多様化について審議 し、前回の報告の方向を維持、推進すべ きであるとしているが、高等教育整備の 基本方針は、単に18歳人口や就学志望者 の増大に無批判かつ受身に対応するので なく、正しい現状認識と将来にあるべき 研究教育の理念の確立が必要である。ま た、大学院の高等教育における位置づけ を行わず, この問題を切り離して, 地方 国立大学の質的な充実を図るとしている が、現行の予算配分の方式では、これは 不可能と言ってよい。
- ※ 後期計画の内容について──中間報告は、後期計画の6年間にとるべき措置として、その基本方針に従って種々の具体策を包括的に述べているが、その中において今後の地方大学の整備については、

「第三次全国総合開発計画との調和を図るとともに、専門分野構成の適正化に配慮する」とし、その規模については前期計画とほぼ同様としている。しかし、この「第三次全国総合開発計画」そのものはまだその内容が具体的にされていず、また専門分野構成の適正化についても曖昧な点が多い。このほか、医師・歯科医師について、前期計画によって概ね目標を達成したとしているが、歯科医師については、国立大学において増募する余地のあるようにすべきである。

(三) 後期計画を推進するための方策について――中間報告は、地方大学の整備推進に関して、国・地方公共団体、学校法人との間の協力方式、相互援助方式を検討するという提案をしているが、これが具体的に如何なる問題を指しているのか、また、果してそれが可能であるかどうかについてもっとつっこんで検討する要がある。

大体以上のような内容の意見書を提出したわけであるが、本委員会としては、これを単に「見解」として提出するだけでなく、この意見が本年11月に出される大学設置審議会大学設置計画分科会の最終答申の内容の中に反映されるよう強く望んでいる。このことについては、この分科会に国立大学関係者も入っているので、その方々から分科会の審議の状況等をご連絡願えれば幸いである。

#### ② 連合大学院の問題について

本委員会では51年7月以来「大学院の整備拡充」(特に、いわゆる新設大学の博士課程設置の問題)について検討を進めてきたが、現在主として連合大学院の問題について最終的な詰め

を行っている。この連合大学院については,農水産系および工学系の連合大学院構想が具体的に進行しているが,これの実現についてはかなり問題がある。去る9月10日の委員会においてこの問題も取り上げ,それぞれの関係当事者――平島電気通信大学長(工学系連合大学院関係),川村東京農工大学教授(農水産系連合大学院関係)および文部省滝沢大学課長の三者――を招き,説明を伺い検討を行った。これの審議状況については,本日配付の会報第86号に詳しく記されているのでご参照頂きたい。

なお、この連合大学院の問題については、文部省の大学院問題懇談会でも論議され、事務当局でも検討されているが、文部省側の意見としては、この連合大学院の構想は意義のあるものとしながらも、これを具体的にどう制度化していくか、またこれをどう運営していくかについて、かなり問題点を抱えているようである。それで、本委員会としては、いろいろな方面の意見を聞いて、更に努力を続けたいと考えている。

#### ③ その他の問題

本委員会の関係事項としては、その他に「外国人の国公立大学教員の任用の問題」、「放送大学の問題」、「助手の問題」等の問題があるが、 これらの問題については今後更に検討を進めていきたいと考えている。

#### (2) 第2常置委員会(斎藤委員長)

前総会以後、小委員会を2回、常置委員会を1回開催し、主として共通入試の問題について審議した。なお、9月18日開催の常置委員会の状況は配付の会報第86号に掲載されているのでご参照頂きたい。

共通入試に関する問題は若槻前委員長時代か

ちいろいろ論議されてきたが、去る7月23日の小委員会(若槻委員長主宰)および9月18日の常置委員会では次のような問題について協議された。

# ① 共通第1次学力試験の所要経**数の調査につい**て

共通第1次学力試験実施に際して、大学によっては、大学入試センターから配賦される経費では不足を来たし、大学からの持出しがあるようなので、必要経費は全額入試センターより支給されるよう要望するため、各大学の実情を調べることになった。このアンケートは7月末に行われ、全大学からの回答を基に、その結果が配付資料12のように取りまとめられた。これによると、配賦経費だけでは賄えない大学が相当数あるようなので、入試センターにその由を伝えも処方を要望したいと思うのでご了承を得たい。(了承)

なお、この共通入試の所要経費の問題は、去る6月総会の了承を得て入試センター宛に提出した共通入試に関する申入れ書(6月25日提出)記載の5項目の一つであるので、関連して他の申入れ事項の中の一つである次の問題についてご報告したい。

# ② 共通第1次学力試験の試験場の問題について

この問題についても申入れ書の中に取り上げているが、これは、今回の共通入試の実施に当り、受験生をその在学した高校の在る都府県で受験させた結果、共通入試の負担が幾つかの都府県で特に過大となったので、このような負担の不均衡をなくすため、より広域的な視点から受験生を割り振る工夫をし、改善を図られることを要請したものである。この試験場の問題については、これとは別に高校側等から、地域事情の関係から県内増設の要望も出ており、今後

の重要な一つの検討課題となっている。

この問題について、本委員会では、入試センター作成の「昭和54年度共通第1次学力試験に係る受験者数等府県別の分布表」等を基に検討した。この場合、問題となる都府県は、第2次試験の受験者数に対し共通第1次試験の受験者数が多い所である。そして、この両者が重なった所が一番問題があることになる。その一番の具体例が神奈川県の場合であり、同地区の横浜国立大学からこの窮状に対し改善措置を講じてほしいとの要望も出されている。

そこで、差し当りこの問題の解決策の検討を 急ぐことになり、去る7月25日に関係者(第2 常置委員会,入試センター,東京地区国立大学 世話人代表校,横浜国立大学の各代表者) が会 合してその対策について協議した。その結果, 神奈川地区への援助については、本年度限りの 特例として、東京地区諸大学から横浜国立大学 に対し、試験実施要員として教職員60数名を出 向させ応援することとした。なお、この試験場 問題については,近畿地区の大阪大学から,受 験者の試験場については現行の行政区画による 受験地指定方式を改め、地域の実情に即した、 より広域的な観点から受験生を割り振る方途を 講じられたいとの要望が出さ れ て い る。しか し、これについては高校側、教育委員会等との 調整が必要となるので、更に検討しなければな らない。

次に共通入試に関わる当面の重要課題として 次のことがある。

③ 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通第1次 学力試験のあり方について

昨年8月30日,学校教育法施行規則の一部改

訂が行われるとともに、同日付けで新しい高等 学校学習指導要領が公示され、これが昭和57年 4月に入学する生徒から適用されることになっ た。この改訂の要点は、次のようなことであ る。

- ① 小・中・高校教育の一貫性を狙ったものである。
- 回 学習負担の適正化を図るものである。
- ☆ 文部省としては、その大綱を決めるけれ ども、高校自身の裁量の幅を大きくする。
- 会 教科の内容については、その基礎的・基本的なものに限る。

なお,具体的には,第1学年の教科だけを必修とし,その内容は国語I,現代社会,数学I,理科I,体育,保健,芸術(4科目のうち1科目選択,家庭一般(女子のみ)である。第2,第3学年の教科は,外国語を除いて高校側の選択によることになるため裁量の幅が増える。

このような高等学校教育課程の大幅な改訂によって、国公立大学の共通第1次学力試験はそのあり方の再検討を迫られることになった。現行の共通第1次学力試験では、その出題教科・科目は5教科7科目とされ、これは高等学校の必修科目に対応しているが、今回の新学習指導要領では必修科目が量・質ともに従来のものよりダウンしているので、必修科目を基準として共通第1次学力試験を行うことが困難となった。それで、共通1次試験の科目に何を選ぶべきか、またそれに関連して第2次試験をいかに考えるべきかという問題が生じてきた。これの定め方は、必然的に高校の教育課程に大きな影響を及ぼすので、慎重に検討しなければならない。

以上のような次第で共通入試の抜本的検討が

必要となったが,これの検討作業の日程は概ね 次のようなことになると考えられる。

· 1

昭和57年度からの新教育課程で履修した高校 生は、60年度に大学入試を受けることになる が、この入試は新教育課程に基づいて行われる ので大幅に改変されたものとなる。このように 入学者選抜の実施方法が大幅に改変 される場 合, 従来の慣例からすると, その実施の2年前 に実施要項を公表しなければならないことにな っている。したがって、昭和57年12月~58年1 月頃に文部省の大学入試改善会議 に お い て, 「昭和60年度以降の国公私立大学の入学者選抜 実施要項」が決定され、これに基づく文部省の 公表が行われることになる。そうなると、国大 協としては、昭和57年11月の総会において、 「新教育課程による国公立大学入学者選抜の実 施に関する構想」の最終結論を出さなければな らない。しかし、その決定案を出すまでには、 各大学の意見を徴するため2回ぐらい中間報告 を出す必要があると思われる。したがって、ま ず昭和55年の11月の総会において、その叩き台 となる「新教育課程による国公立大学入学者選 坊の実施に関する基本方針」を出し、翌56年の 11月総会で試験教科目を表示した「中間報告」 を決定、公表しなければならない。しかし、こ の検討作業の段階では、新学習指導要領に基づ く教科書がまだ出来上っていないので(第1 学年用教科書検定終了は56年2月,第2~3学 年用教科鸖検定終了は57年2月の予定),不便 な点があるが、新学習指導要領解説その他関係 資料をできるだけ入手して検討したいと考えて いる。

以上の点を踏まえて、本委員会としてはこの 問題を専門に調査研究する特別な委員会を設け たいと考えている。この委員会は第2常置の下 に設置するか、独立の委員会とするかは審議願 いたいが,その構成については,まだはっきり決 まった段階ではないが、作業日程上頻繁に集ま ってもらう関係から、東京近辺の教官にお願い するという腹案を持っていた。これに対して、 過般の理事会において、この問題については各 地区大学の意見を十分吸い上げられるようにす るため、各地区にも地区委員会を設けてはどう かとの提案があったが、その問題は今後検討す ることにし、差し当っては次のような構成の専 門委員会を作り作業を進めたいと考えている。 ①高校の教科に関し造詣の深い教官、②大学の 各学問分野の専門の教官(各地区との連携を考 慮して選出する), ③第2常置委員会の 小 委員 会のメンバーの一部、の3つのグループによっ て構成することを想定しており、その人数は10 数名程度と予想している。

なお、入試センターでも、新教育課程に対応した共通第1次学力試験のあり方を検討する委員会が発足する見通しである。そちらの委員会の委員の数は20名程度と予定されているが、この委員会には上述の国大協側に設置する専門委員会の委員の約半数が参加するということで、入試センターと了解ができている。このような形で国大協と入試センターとの意思の疎通を図るとともに、その委員会で検討された資料を基に国大協側の専門委員会で基本問題の検討を進めたいと考えている。

#### ④ その他の問題について

昨年夏頃に、一部の私立医科大学から、55年度から共通第1次学力試験に参加したい旨の要望が出されていたが、未だ結論に達していない。それで、55年度からの参加は無理であるが、この問題については今後前向きに検討していきたいと考えている。ただ、この問題につい

ては,個々の大学が個別に参加するという形では対応がむずかしいので,私立医科大学協会と しての意向が明らかにされる必要がある。

次に、外国人留学生の入学資格に関する問題 であるが、このたび文部省では、中国の派遣留 学生(学部留学生)の受入れに関連し、「外国 人留学生等の大学入学資格について」という告 示を出すとのことである。これは、従来の規定 によると、大学の入学資格は12年の学校教育課 程終了者ということになっているが、中国の場 合にはこれが10年となっているため、これの取 扱いについて何らかの措置を講ずる必要が生じ たためである。この問題について検討の結果、文 部省では、大学入学資格を与えられる者の備え るべき要件として, ①外国において, 学校教育 における中等教育の課程を修了していること、 ②適当な教育施設において、わが国の大学に入 学するための準備教育を行う課程を修了するこ と、③年齢が18歳に達すること、の3条件を挙 げ、これを一般の留学生にも適用するという案 をつくり、基準分科会で了承されたとのことで ある。なお、中国の派遣留学生は国費留学生に 準ずるということであるが、「準ずる」という ような曖昧な取扱いは他国の私費留学生との関 係上好ましくないので、これを明確にする必要 があると思われる。

以上の報告があったのち、向坊会長から次の ように述べられた。

ただいまの外国人留学生の入学資格,特に中国の派遣留学生の問題については,明日の文部省との懇談会で議論して頂きたい。第2常置の大きな問題は共通入試の問題であるが,これには現在の制度の改善のことと,57年度から実施される高校の新学習指導要領に伴う共通入試の

見直しの二つの問題がある。これは重要な問題 であるので十分討議して頂きたいが、その前に 加藤大学入試センター所長から共通入試の関係 事項についての報告を伺うことにしたい。

ついで、加藤大学入試センター所長から、資料「昭和55年度共通第1次学力試験志願者数」 に基づき、来年度の志願者総数およびこの詳細な内訳について説明があり、更に昨年度との比較において、地区別の志願者数、現役・浪人別の国公立大学志願率等について説明があった。

これに対して、出願資格別の項目のうち、「国際バカロレア合格者」および「在外教育施設修了者」の内訳について質疑応答があったのち、更に大学入試センター所長から、昭和57年度の高等学校学習指導要領の改訂に伴う共通第1次学力試験のあり方およびその対応等について、次のとおり述べられた。

昨日,全国普通科高等学校長会議に出席した際に,昭和60年度から大学では高校の新教育課程に対応した入試が行われることになるが,共通第1次学力試験や第2次試験はどのようになるのか,ということが話題となった。このことについては高校側から機会あるごとに,大学入試センターで早くこのことを決めてほしい旨の要望が出されている。それで,国大協として早くその処置をお考え頂きたいと考えている。

高等学校の新教育課程は昭和57年度から施行されるが、来年度よりこれの移行措置が実施されることになっている。その際の教科書は現行のままのものであるが、新学習指導要領に則った授業が行われることになる。新しい教科書に基づく教育は57年度から行われるが、それに伴って大学入試は60年度からこれに則って実施されることになる。新学習指導要領による新教育

課程の意図するところは,94%にも上る高校進 学から生ずるいわゆる「落ちこぼれ」を解消しよ うという所に主眼がある。そして内容的には, 必修科目を減らし、かつその程度をやさしいも のにすることにしている。ところで、現在の共 通第1次学力試験では、1次試験で必修科目を 課して基礎学力を検査し、2次試験で選択科目 を中心とした試験によって受験生の適性を検査 し、この両者の成績を総合して判定を行うこと にしている。ところが、今回の新学習指導要領 によると、必修科目は1年次だけで終わり、あ とは各生徒の能力に対応して選択科目を中心と するいろいろなカリキュラムが組まれることに なる。このように必修科目の内容が変わり、カ リキュラムが多様化すると、従来の共通入試の 方式では対応できなくなる。そこで、このよう な新教育課程と大学入学者選抜方法との関わり を十分検討しなければならない。すなわち,1 次試験の内容, 1次試験と2次試験との関係, 2次試験の内容等について、全面的な検討が必 要となる。その点を国大協が主体となって調査 研究して頂かなくてはならないが、入試センタ ーもその検討のため委員会を設け、国大協の審 議のお膳立等で協力したいと考えている。

この検討作業のタイムスケジュールについては、60年度に高校の新教育課程に基づく大学入試が行われることになるが、このような大幅な改訂が行われる際にはその2年前にその実施大網を公表予告しなければならないので、国大協としては57年秋の総会でその最終結論をまとめなければならない。そのためには事前に各大学の意見や高校側の意見を徴する必要があるので、1年前の56年秋の総会までに中間報告をまとめる必要がある。そしてそのためには、更にその1年前の55年秋の総会に大体の基本的な考

え方をまとめた叩き台をまとめる必要があると思われる。ところが、ここで困難を感ずる点は、この検討のための重要資料である高校の新しい教科書が、その時点では揃っていないことである。新しい高校教科書の検定がいつ終るかというと、第1学年用の教科書が昭和56年の1~2月頃で、実際に高校で採用が決まるのが1学年用は56年8月、2~3学年用は57年8月頃である。したがって検討の途中作業の段階では、まだ教科書はできておらず不便な点があるが、新学習指導要領その他関係資料を基に早急に密度の濃い議論を始めなければならないと考えている。

以上の説明ののち,更に,「昭和55年度国公立大学ガイドブック」の発行状況について報告があったのち,休憩に入った。

(12時30分から13時30分まで休憩)

#### (2) 第2常置委員会(午前の続き)

午前中に行われた委員長の説明に対し共通第 1次学力試験の試験場問題については現在種々 不都合な問題が生じているので、大学の負担の 不均衡是正の抜本的対策を検討されたい旨の提 言があり、これについて委員長から次のような 説明があった。

試験場の問題に関しては、ただいまお話しのあった公立高校以外の試験場を借りる場合の経費の問題や、高校側が試験場を貸す場合にローテーション方式をとるため交通不便な試験場で受験しなければならない等の種々な問題がある。しかし、ご提言のあった「行政区域を越えた広域的な観点から試験場設置を考える」ということについては、都府県の教育委員会や高校長会との折衡が必要となる。また、この試験場

の問題については、高校側等より、県内の地域 的事情から複数の地区に試験場を設けてほしい との要望も出されている。そのようなことで、 この問題は早急に検討しなければならないが、 これは入試センターとの関わりもあるので、入 試センターとの連絡協議会というようなものを 設け、そこで検討したいと考えている。

ついで、向坊会長から次のような説明があっ た。

今年度の共通第1次学力試験の際に試験場問題で苦労された横浜国立大学に対し、来年度は何らかの対策を講ずる必要があるということで隣接の東京地区の諸大学と横浜国立大学との間で協議し、取敢えず東京地区の大学から試験実施要員を派遣し応援することとしたが、これは応急の措置であって、この試験場問題については根本的に検討する必要があると思われるので、第2常置委員会でよろしくご審議願いたい。

また、共通第1次試験実施に当たっての入試 センターと大学との連携については、入試セン ターのやり方に対し若干の批判も聞かれるの で、両者の関係について、基本的な方針は国大 協が決め、実施は入試センターが受け持つとい う役割分担を明確にして、実施の円滑を図りた いと考えている。今回の高等学校教育課程改訂 に伴う共通第1次学力試験のあり方の検討に当 たっても、国大協が主体性をもってその基本的 なものを定め、それに基づいて入試センターが その実施に当たるということで進めていきたい と思う。

ついで委員長より,前回の6月総会後に入試 センターに提出した「申し入れ書」の内容につ いて紹介があったのち,次のような質疑および 意見の交換が行われた。

- 試験場問題に関する府県別不均衡是正については早急に抜本的な対策をたて て 頂 き たい。受験生を移動させる方法も含めて検討願いたい。試験場確保の困難, 試験実施要員の不足等で困っている大学があり, また県の地域的事情で地元から試験場増設の要望も出ているので, この問題はぜひ早急に検討してほしい。
- 行政区画に則って共通1次試験を実施すると、他大学の応援を受けて行わなければならないような事態が生ずるが、この場合は、指揮命令をどのようにするかなど、お互いに難しい問題が生ずる。また、国公立大学の数は都府県で随分差があるので、行政区画にとらわれず他の地域でも受験できるようにならないものであろうか。共通1次試験は、各大学の選抜試験ではないので、もっと広い視野にたって考えてほしい。
- 共通1次試験の試験場設定の問題が論議されているが、共通入試の問題については、共 通1次試験のあり方のみでなく1次試験と2 次試験の組み合せ方、その施行の仕方まで含めた観点で検討すべきではないかと思われる。また、共通入試の実施方法は、東京にある入試センターが全国的に統括して行っているが、これを各地区に任せれば別の組み合せ方も考えられるのではないか。今回の高校の新学習指導要領改訂に伴う共通入試のあり方を検討する際に、1次試験と2次試験との関係も当然問題となると思うが、この問題を審議する場合には、第2常置委員会とは別に地区代表も含めた委員会をつくることを考えてはどうであろうか。

この発言に対し、向坊会長から次のような意

見が述べられた。

今回の高校の教育課程改訂に伴う共通入試の あり方についての検討は、単なる見直しという ことでなく基本に戻って行う必要がある。その 問題を検討する委員会は,第2常置委員会とは 別の組織になるか,あるいは第2常置委員会の 下に設けることになるかまだ判らないが、何れ にしても, 基本に戻って徹底的に検討する機関 を作る必要があり、そのための予算も必要であ ると思う。例えば国大協の中央の委員会と、地 区別の委員会を作り、地区委員会で十分に議論 した結果を中央の委員会に持ち上げる方法など もある。地区委員会には学長の他に専門の教官 にも加わってもらい、場合によっては高校側の 教員にも参加して貰って検討することも必要で あろう。それらの意見を中央の委員会で調整を することにする。そのようなことも考えられる ので、過日大学局長に、国大協としてもこの 際、大学入試のあり方を根本的に検討したいの で、予算面の助力をお願いしたいと伝えておい た。なお、この検討の結果に基づき、入試セン ターで具体化していく作業が必要となるが、こ れについては入試センターにお任せしたい。

大体以上のようなことを考えているが、この 問題の検討の仕方についての方針は本日中に詰 めて頂きたいと思うので、よろしくご協議をお 願いしたい。

つづいて斎藤委員長から次のような意見が述 べられた。

昭和57年度以降の高校教育課程改訂に伴う問題は、2次試験のあり方まで問われる重要な問題であることを痛感している。われわれとしては、基本的な素案を出す時期については、目標を来年の秋の総会におきたい。素案といってもかなりソリッドなものを作りたいので、力を結集

して早急に検討を始めたいと考えている。

ついで岡本副会長より次のような意見が述べ ちれた。

この共通1次試験の構想について「入試改善 調査委員会」で調査研究を行った際には、2次 試験のことには余りタッチしなかった。それは 入試はそれぞれの大学の責任で行うことになっ ているので、意識的に余り深入りしなかったと いうこともある。しかし、今回の高校の学習指 導要領の改訂に伴って第2次試験の方に重点が 置かれるようなことがあると, 共通第1次試験 の意味が薄れることになる。したがって、今回 の検討に当っては第2次試験も含めて十分検討 しなければならない。そのためには従前の「入 試改善調査委員会」のような組織を作る必要が あると思われる。そして, これとともに地区別 の組織も設け、そこでの意見を中央に吸い上げ て、全大学の総意を集約するようにしないと共 通入試も危くなる恐れがある。その組織機構を どのようにしたらよいかの方向を本日決めて、 第2常置でよく検討して貰うようにしたい。

これに対し斉藤委員長より次のように述べられた。

第2常置委員会としてはこの問題を検討するための組織をまだ確定していないが、大体の考え方は次のようなことである。この委員会は第2常置委員会のもとに置き、その委員は3つの分野から選出したいと考えている。その1つは、第2常置の小委員会のメンバーから選ぶものである。その2つは、高校の教科について詳しい大学教官である。その3つは、大学の各学問分野の専門家である教官である。このような3つの分野から大体10数名の委員を選び、それぞれの角度からの意見を総合したいと考えている。なお、先程来話しのあった各地区との関連

については差し当り第2常置の小委員会の教員 委員には出身地区の連絡役をも兼ねて貰うこと を考えているが、該当しない地区もあるので、 その分については各学問系列の専門家である委 員をその地区より選んで、一応全地区とのつな がりを持たせたいと考えている。なお、入試セ ンターにおいてもこの問題を検討するための委 員会を設けることを考えているが、これは概ね 20名くらいの構成であり、国大協側に設ける委 員会の委員の約半数が兼務の形でこれに参加す るという構想である。

以上の説明ののち次のような意見交換が行われた。

- 新しい学習指導要領によれば、高等学校1年は必修科目が中心で、2~3年は選択科目となっている。したがって共通1次試験において高校の必修科目から出題するとなれば、1年の課程を対象とすることになり、レベル低下を免れない。もし、この範囲を超えるものを出題するとなると、結果的に国大協が高校の教育課程に枠をはめることになりかねない。また、2次試験をこれとどう組み合せるかも重大な問題である。2次試験は、各大学が独自に行ってきたが、今年度の結果では大勢において大きな差異はなかった。しかし今後は大きく変り、大きな差を生ずる恐れが多分にある。
- 先程入試センター所長より、新しい教育課程による教科書の発行は56年以降になるが、 共通入試の再検討は早急に始めなければならないとの話があったが、これについては入試センターがどの程度関与していくのであろうか。この問題は第2常置委員会が主体となって検討するとのことだが、その関連はどうな

るのか。この高校の教育課程の改訂は今後の 大学教育の基本にも関わる重大な問題である ので、国大協が主体となって根本から検討す る必要があるのではなかろうか。

- この問題は大学にとって重大な問題である。われわれの立場からすると、高等学校の新学習指導要領が既に発表され、これに基づく教科書の作製が進行中ということで、大学側としてはその対応が立遅れている。新学習指導要領は発表されたが、教科書が作られる段階で大学はどうすべきかということについて明日の懇談会で文部省に聞いてほしい。この問題の検討のスケジュールとしては、昭和60年度入試からこれが実施されることになるので、その2年前の58年に予告するとして、国大協としては57年秋の総会までにその構想をまとめればよい。それまで3年間の検討期間があるのでしっかりしたものを作っていきたい。
- 高校1年生の新教科書が採用されるのは56 年8月であり、2~3年生の新教科書の採用 は57年8月であるとのことである。その教科 書採用が決まる前に大学側が入試の方針を出 し、教科書採用に影響を与えるのは問題であ る。本来は、高校側がまず新学習指導要領に 則った教育課程をつくるべきであるのに、高 校側は大学入試のあり方に専ら関心を寄せて いる様子がみられる。
- 今回の学習指導要領の改訂によって、必修 科目の履修は1年次で終り、2~3年次では 選択科目を履修することになっているが、こ のような方針とした裏には、この時点で進路 を分けてしまうという意図があるのではなか ろうか。ところで「高等教育の計画的整備」 の後期計画においては、大学の量の拡大より

- も質の充実を図るということをいっている。 この大学の質的充実と高校教育の多様化をど のように合致させるのか。このような問題を 第2常置委員会だけに任せるのは無理ではな かろうか。第2常置としては入試問題以外の ことも審議しなければならない事項があるの で、今回のこの問題の検討に当たっては特別 委員会を別に設けるか,あるいは第2常置委 員会の下にこの問題を専門に検討する小委員 会を作るかの何れかにすべきだと思われる。 それで、まず地区委員を補充したり、専門の 委員(教育系・理学系・単科大学系など)を 加えるなどして, 第2常置委員会の中に小委 員会を出発させ,これを漸次拡大して,場合 により特別委員会に移行させるやり方がよい のではなかろうか。
- 最初に第2常置委員会の小委員会を発足させ、各地区からの追加希望があればこれに加えることも一案だが、最初の取り組み方が大事なので、その組織を検討する委員会を作ってはどうか。
- 地区から委員を出すといわれても選出母体が決っていないので困るのではなかろうか。
- 地区の分け方を考え、意見調整の行い易いサイズとしていく方がよいと思うが、この点も考え合せて第2常置委員会で検討してほしい。
- 現在の第2常置委員会の小委員会の委員の うちのかなりの者をこの新しい委員会に入 れ,その方達に同時に地区委員的な性格を兼 ねて貰うことを考えている。足りない所は補 充して,一応各地区との連絡がとれるような 形にしたいと思っている。
- この問題の検討についての会長の提案は, 今回の高校の教育課程の改訂に伴い60年度以

降の大学教育の再検討が必要なので、これを どのような組織によって検討したらよいかを 審議するための委員会を設置してはどうかと いう趣旨のようであるが、第2常置委員長の 意向は、共通1次および2次試験をどうした らよいかを具体的に検討する委員会の構成の ことを考えているようであり、両方の提案に 食い違いがあるように感じられる。

- そのことについては次のような 経 緯 が あ る。第2常置委員会では、前委員長時代から の方向にしたがって, この問題を入試センタ ーとの連絡協議機関を基盤として第2常置委 員会の立場で検討しようということで, その 組織を考えてきた。しかし、過般 (11月1 日)の理事会で、このような抜本的検討を行 うについては広く全国立大学の意見を徴する 必要があるので、各地区にも委員会を設け、 全国的規模の下で検討すべきではないかとの 意見が出された。それで、この問題の検討を 第2常置で担当すべきか、あるいは別途にこ のための組織をつくるかについて会長、副会 長とも相談した。ただ、ここで問題となるの は、来年の11月までにはこの問題に関してか なりいろいろな面についての検討を行わなけ ればならないが、それには相当多額な予算を 必要とする。その予算を貰えるのは4月以降 ということになるが、この問題の検討はそれ まで待っているわけにはいかない。それで, 取敢えず前委員長の方針を受け継ぎ、過渡的 なものとして先程述べたような委員会構成を 考えた。入試センターの方が先行してもまず いので、早く対応して、国大協の主体性を維 持していくため, 多少不整合な点もあるが一 先ずこのような組織で発足したいと考えた。
- この問題は重要な問題であるので全大学で

- 取り組まなければならないが、一方、急を要する面もあるので、第2常置委員長の述べた 構想で組織をつくって問題の整理を進めることにし、その後において全大学で取り組むと いうことにしたい。
- 高等学校の教育課程が変れば、大学の教育 にも影響があると思われるが、入試の問題だ け検討すればよいのであろうか。
- そのことも論議の必要があろうが、当面は 大学教育を変えないで入試をどうするかとい うことで進んでいる。しかし、その途中にお いて大学教育をどうするかという問題が出て くるかもしれない。ただ、最初からその前提 で論議すると混乱するので、スタートの段階 では入試問題から着手するのがよいと思う。
- 高校教育課程の改訂は大学の教育にも当然 関わってくると思うが、それは主として教養 課程との関係となろう。
- 大学の教養課程に影響があるとすれば、こ の問題を検討する委員会の委員の選び方も変 ってくるのではなかろうか。
- 教養課程が施行されてから30年 経過 したが、未だに定着しておらず、反省の時期にきている。今度、高校教育が変るとなると、大学の一般教育、専門基礎の充実を図らなければならないが、そうなると大学教育の見直しということにもなる。
- 今回の検討のスタートの時点では、大学教育のあり方まで含めて検討するのではないので、その関係の委員まで加える必要はないと思うが、検討の過程で大学教育の問題が出てくれば委員の追加も必要となってくる。学習指導要領改訂の検討の段階で大学が加わっていないのは、大学の方は変らないという前提があったのではないかとも思われるが、とも

かく、いままでの議論を受けて第2常置委員 会で検討にかかることにし、その結果を各大 学にもご連絡したい。この問題についての論 議は一応この程度に止めたい。

(ここで5分間の休憩ののち, 議長を向坊会 長から香月副会長に交代)

#### (3) 第3常置委員会(広根委員長)

本委員会では、昨年6月以降検討を続けてきた「課外活動施設の整備拡充」の問題を主なテーマとして検討を重ねてきたが、このほか第4 常置委員会と合同で学寮の管理運営の問題についても検討したのでその経過をご報告したい。

# ① 課外活動施設の整備拡充の問題について

本委員会では昭和45年と46年に,文化系と体育系のサークル部室の新営についての要望を行ったが,当時は学園紛争の影響もあって課外活動施設の整備は実現しなかった。その後これの整備は徐々に進展してきたが,他の大学施設の整備に比べまだ十分ではない状況にある。

そこで、本年6月総会の際に、第4常置委員会と合同で、「厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望書」の提案を行い、これを文部省に提出した。しかし、この要望書は総論的な簡単な内容であったので、更に具体的内容を盛った要望を行いたいと考え、小委員会を設けて調査検討中であったが、最近その要望を進めるための構想がまとまった。その内容は概略次のようなものである。

現行の厚生補導に関する施設の基準は、昭和40年に文部省(学生課)から示された「国立学校における厚生補導に関する基準的な施設設備」がもとになっているが、現在の各大学の実情をみると、その基準にも達していない大学がある。また、その建物も老朽化したものや間に

合わせ的なものを使用しているというような実態がある。更に、複数キャンパスを持っている 大学では、別団地の課外活動施設は極めて不備である。そのほか、芸術系サークルについては 別途の配慮が必要である。

以上のような点をふまえて課外活動施設の基準面積の改正とこれの整備充実を促進するための要望書案をまとめつつあるが、これを提出する時期は、来年の概算要求に合せることとして、来年6月総会に提出したいと考えている。

#### ② 学寮の管理運営問題について

この問題については、去る11月6日の第4常 置委員会との合同会議において、文部省から学 生課長にも出席してもらって意見交換を行い検 討した。学生課長からはこの問題に関し概ね次 のような発言があった。

先日,会計検査院から文部省に対し「先般各大学の学寮の管理運営状況を検査したが,経費負担区分の通達(39.2.18通知,私生活に関する経費は学生の個人負担を原則とする旨示したもの)の主旨が守られていない事例が認められた。この問題については,昭和47年にも同様の指摘をしてその改善方を勧告し,これに対し関係大学と文部省より改善の努力をする旨の回答があったにも拘らず,依然としてその実が挙がっていない。これは大学側の対応の緩慢と文部省の指導の不徹底によるものと思われるので,今後の処理方針を示されたい」という厳しい通知があった。

この学寮の経費負担区分の原則に反する主な 事例は、炊事人の問題と光熱水料の問題である が、国費支弁の炊事人については配置転換を進 めるとともに退職者の補充はしないよう励行さ れたい。また、光熱水料については寮生の使用 量を明確に区分し、これを寮生に負担させるよ う徹底を図られたい。なお、この経費負担区分の問題を解決するには、「新々寮」(食堂を置かない。個室方式でメーター設備)の建設を進めることが有効であるので、各大学もその方向で考えて頂きたい。

学生課長より、大体以上のような趣旨の話があり、これについて種々意見交換を行ったが、 学寮問題は各大学それぞれ事情が異なっていて、実際的処理は仲々むずかしい。しかし、その対応について今後更に検討しなければならないと考えている。なお、この問題については第4常置委員長からも補足願いたい。

# (4) 第4常置委員会(山岡委員長)

本委員会では春の総会の承認を得て5つの要望書を文部省に提出したが,これのその後の経過についてまずご報告したい。

- ① 「大学保健管理施設の増設・充実」の問題については、現在保健管理センターは72大学に設置されており、55年には和歌山大学など3大学に設置されることとなった。この結果、設置されていない大学は福島大学と北海道教育大学だけとなった。この他新設医科大学などはどのようにされるか分からないが、要求があれば実現するのではなかろうか。次に保健管理センターの教授定員配置については、年々進んでいるが今年も更に要求するとのことである。
- ② 「国立大学共同利用研修施設の整備・充実」の問題については、各地区より要求が出ていないが、既に要求がなされていた東海地区の共同利用研修施設は名古屋大学所管として岐阜県中津川市に設置されることになり、今年12月に完成するとのことである。なお、共同利用研修施設の利用度を高めるためには

体育施設の付設が望ましい旨要望していたが、これについては文部省において関係者を 集め相談したいとのことである。

- 「大学および大学院の奨学制度の拡充」の問題については、55年度概算要求において、国公立大学は一律2,000円増、大学院修士課程については貸与人員100人増を要求しているとのことである。
- (三) 「学生部関係職員の待遇改善」の問題については、すべての学生部長をその在職期間中指定職とするという要望に関しては文部省より人事院に要望しているとのことである。また、学生部の課長の特別調整額を学生課長も厚生課長も同等とするという要望については漸次実現をみつつある。
- ① 「厚生補導に関する施設の基準面積の改正」の問題については、11月10日付け次官決裁で委員会が設けられ、基準面積の改訂について調査・検討が行われることとなった。
- この他学生寄宿舎については、10大学に12 寮が「新々寮」として整備され、また課外活 動共用施設は9大学に9施設、大学会館は7 大学に7施設が新設されることになった。

以上は提出要望書に関する経過報告 で あ る が,次に本委員会の審議事項についてご報告する。

#### ① 学寮問題について

いわゆる「旧寮」は50年当時107寮あったが、現在は20大学、50寮に減少した。このうち13寮については整備するための予算がつく見通しとなった。50年度から建設が進められている「新々寮」が増えれば、寮生の学寮に対する考え方も変ってくるので、会計検査院の指摘にも対処できるものと考えられるが、この度、検査

院から29大学に対しきびしい要請がなされる事態となった。経費負担区分の原則に関する通達のあった昭和39年の頃からは客観情勢が変ってきているとはいうものの、二度にわたる注意であり、国大協としても何らかの対応を考えなければならないと思われる。

以上の報告に対し大略次のような質疑および 意見の交換が行われた。

- 昭和39年2月18日の通達が出てから相当の 年数が経ったが、いまその妥当性についての 検討は可能であろうか。学寮の経費負担区分 の問題は重大なことであるので国大協として も具体的に取り組む必要があるとも思われる。
- 39年に通達が出た時、文部省の担当官とも 討論した。通達では、寮生の私生活に関する 経費は個人負担という原則であったが、学寮 には種々な経緯があって一挙にこれに切り換 えるのが無理な状況もあり、このことが学園 紛争の原因にもなった。その後、育英会の奨 学金も増え、「新々寮」の建設も進み、当時 のような状況ではなくなってきたが、いま 「旧寮」に対して厳しいことをいっても解決 は仲々むずかしい。このことについては各大 学とも苦心してきているので、ある程度時間 をかして貰わなければならない。
- 負担区分通達を厳守するとなれば、「旧寮」を急には「新々寮」に建て換えられない 所では食堂の炊事人の問題などどう対処して よいのか分からない。「旧寮」を持つ大学は どう対処したらよいか、国大協として常置委 員会で取り上げる意向であるかどうか伺いたい。
- この問題は厚生補導の問題として第3常置

委員会の担当になると思うが、一つには、大学の対処の仕方の問題であると思う。現在では、学生が負担できないことはないと思うし、厳しいこととは思うが現に対処している大学もある。学生課長は「新々寮」の建設で解決を図りたいということだが、今回の会計検査による問題の処理は会計検査院と各大学の問題だと考えている。

- 学生が雇用した炊事人は、社会保険等もないし、怪我をした場合などその責任はどうなるのであろうか。学生が雇用主として責任を負うということになれば大きな問題である。また、通達の内容にも問題がある。
- 経費負担区分の問題については、先般第3 常置委員会でその対応について話 し合った が、その時はむずかしい問題であって、常置 委員会では対処できないのではないかという ことであった。その後は検討していないが、 少なくとも常置委員会としては情報の交換な どをして、各大学の対応が余りまちまちにな らないようにする必要はあるのではないかと 考えている。通達は否定できないが、各大学 の寮にはそれぞれ歴史的経緯があるので、そ れらの点について話し合いを行うことは参考 になると思う。学生課長からは、「新々寮」 に切り換えるよう提言があったが、現に学生 が在寮しているのでそう簡単にいかない場合 もある。また、寮食堂については、これを廃 止して大学の学生食堂を利用するとか、給食 センターを利用するとかの方法を講じ、炊事 人の欠員不補充や配置転換を進めるよう提言 があったが、具体的には仲々むずかしい点が ある。このようなことを第3常置委員会で検 討せよということであれば、検討してもよい と思うのでご意見を伺いたい。

○ この問題は、今回注意をうけた29大学だけの問題ではなく大学全般にわたる問題である。会計検査院からは2回の注意を受け、文部省はどう対応するか。また、大学はこれを処理していく見込みがあるか。大学全体に関わる問題であるなら、その対応について委員会で協議する必要があるのではなかろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、この問題の今後の取扱いについて香月副会長から 次のような提言があり、了承された。

学寮の問題については本日の議論をふまえて 第3・第4合同の常置委員会でご検 討 頂 き た い。また、各大学により事情も異なるし、それ ぞれ苦労されている実情もよく考慮して、文部 省、検査院に理解願うよう努力する必要もある ので、理事会においても検討したい。

学寮の問題についての以上の協議に引続き, 山岡委員長より次の事項について報告があった。

②「学生教育研究災害傷害保険」の改善について 国大協の努力によって51年4月に発足をみた 「学生の教育研究災害傷害保険」については, その業務の運営は学徒援護会へ移っている。と ころが,この保険の事故発生率が予想より低い ため,保険料と保険金との間にアンバランスが 生じている。このため学徒援護会では,53年度 に保険金給付額の若干の手直しをしたが,今回 更に抜本的な改善を打ち出し,これを55年度か ら実施したいということで,過般(11月6日)の 第3・第4両常置委員会の合同会議にその案を 提示して意見を求められた。この改訂の方向と しては,①保険料の引下げ,②保険金の引上 げ,③担保範囲の拡大という3つのことが考え

られるが、この案では③の担保範囲の拡大によ って保険料と保険金のアンバランスを解消する ことを考えている。具体的内容としては、①現 在給付の対象となっている「正課」の範囲を拡 大してこれに準ずるものも含め、学科単位以上 の主催のもので任意参加のものまで拡大する、 ②正課外の領域まで拡大し、大学施設内におけ るすべての活動(但し学寮,特定の時間・場所を 除く)ならびに学内体育団体が予めその計画を 届け出て行う学外の課外活動まで含める、とい うものである。 なお, ①の場合は保険金は正課 と同額、②の場合はこれより低くなっている。 このような改善案の提示があったが、これは学 徒援護会の事業でもあるのでそう立入った注文 はつけられない。しかし、ご意見があれば伝え たいと思うのでよろしくご協議をお願いした

以上の報告に対し若干の意見の交換が行われた。

以上をもって第4常置委員会の報告と協議を 終った。

## (5) 第5常置委員会(佐々木委員長)

例年実施している外国学長の招待 については、本年は5月20日から3週間にわたり、オーストラリアの大学副学長3名を招待したが、滞在中の状況その他については、お手 許の会報(第86号)に掲載されているのでご覧願いたい。

中国からの派遣留学生のことについては 6月 総会の際に報告したが、その後本委員会で協議 した事項についてご報告する。

## ① 有志学長の訪中計画について

中国の教育・学術・文化の実情を視察したい との希望が一部の学長からあったので, その問 額の検討に資するため去る7月6日付けで各国 立大学長に参加希望の照会を行った。この結 果、19大学長から参加のご希望が寄せられた。 そこで、本日の昼食時間に、この19大学長にお 集まり頂き国大協事務局が文部省と連絡をとっ た結果等にもとづいて、どういう形でこれを実 施するかについて協議した。その結果は次のよ うなことであった。 ①19名を一つのグループと した場合、人数が多すぎて何かと支障も考えら れるので、二つのグループに分けるのが適当で あろう、回滞在日数は10日から2週間位が適当 であろう, ②訪問するとなると先方の招請状を **貰わなければならないのでその訪問時期を決め** る必要があるが、これについては来年の5月か ら7月にかけて、二つのグループで訪中するの がよいのではないか, などであった。

そのような点について協議されたが、その班 の編成や訪問時期、訪問希望先等について後日 アンケートを行い、それを基に今後、文部省と も連絡をとりながら進めていくことにした。

## ② 招へい外国人教師の住居に関する調査に つい て

6月総会の際の委託にもとづき,「招へい外国人教師の住居に関するアンケート」を実施した結果,92大学から回答を頂いた。この結果のとりまとめについては「資料13」をご覧願いたい。

つづいて「資料13」について説明があったの ち次のように述べられた。

前回の総会での話では、この結果をもとに文

部省に対し、施設の整備充実等を要望するとの ことであったので、今後要望書案等も検討して いきたいと考えている。

#### ③ 中国からの派遣研究員について

昨日開催した委員会において、国際学術課長 から、現在文部省と中国との間で、この中国政 府派遣研究員(訪問学者)について話し合いが 進められつつあり、文部省は中国側に対し前向 きで検討するとの回答をしている旨説明があっ た。この中国政府派遣研究員(訪問学者)とい うのは、助教授・講師クラスの人であり、中国 側からその資格等については、研究経歴15年以 上、独立して研究できる能力を持ちその実績の ある者で,一定の学術論文を発表している者, などの説明がされている。これの受入れ方につ いて第5常置委員会で議論した結果, 前向きに 検討したいということになった。このことにつ いては、明日の学長懇談会において学術国際局 長から更に説明があると思うが、これを聞いた うえで国大協として第5常置委員会で取り組む ようにということであれば今後検討していきた

以上の報告のあと、佐々木委員長から、明後 日で学長の任期が満了となり、委員長も退任す ることになるのに伴い、互選の結果、次期委員 長は名古屋大学石塚学長が選任された旨の紹介 があり、辞任の挨拶が述べられた。

これに対し、向坊会長から謝辞が 述べられた。

# 第65回総会(第2日)

日 時 昭和54年11月15日 (木) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

岡本副会長主宰のもとに開会。

## 1. 各委員会委員長報告と協議

前日に引続き、各委員会委員長からの報告が行われた。

# (1) 第6常置委員会(今村委員長)

第6常置委員会の状況については,配付の会報(第86号)ならびに国大協事業報告書に関係事項が収録されているのでご参照頂きたい。

#### ① 第5次定員削減問題について

このことについては既に会長より経過報告が あったが、基本的な考え方は、第4次定員削減 によって国立大学教職員の削減は限界に達して いるので、これ以上の削減は困るということで ある。このことは昨年11月に出した報告書にも データを挙げて説明してあるが、今回の第5次 定員削減は、行政改革と財政問題の両面が関連 して従来より厳しい姿勢のものとなっている。 文部省も国大協の要望を受けてこれの軽減につ いて努力し、その結果、教官、看護婦は前回同 様定員削減の対象外となったが、事務系職員に ついては非常に厳しいものになっている。大学 においては、教官数や学生数は増えるのに事務 系職員は減らされるということで深刻な事態に なっているので、その削減率を若干でも軽減す るため, 定員削減から除外される教官, 看護婦 の数を削減対象母数から外すこと を 要 望した が、これは実現しなかった。

昨日の会務報告にもあったように、去る10月 9日に行政管理庁長官に会って配慮方を要望し たが、結果的には十分な成果は得られなかった。

今回の第5次定員削減の内容について述べると、55年度より5年間で国家公務員全体の削減率は4.2%となっている。これに対し文部省の削減率は2.91%となっている。これは教官、看護婦等が削減より除外されているほか、今回教室系職員等の一部について削減率の低い職務分類への繰り入れが行われたための結果である。それで、全省庁平均削減率と文部省削減率との割合は69.29%となり、第4次定員削減の場合の71.6%よりも下回った。しかし削減の実数は、第4次削減は4年間であったが、今回の場合は5年間であるので、合計数は多くなり、また単年度の実質的な削減負担は前回のそれをやや上回ることになるようである。

第6常置としては9月以降数回にわたり委員会を開いて対策を練り、行政管理庁や文部省との折衝を重ねてきたが、今後もこのような努力を積み上げていくことが国大協の姿勢として重要なことだと考えている。

#### ② 研究技術専門官制度について

さきに提出した「国立大学教官等の待遇改善 に関する要望書」については、文部省は前向き に検討を開始したが、人事院ではまだ調査の段 階である。

#### ③ 学費問題について

去る10月15日に大蔵省へ来年度予算に関する 要望書を提出した際に、国立大学の授業料に関 しこれの増額を行わないよう要望したが、その 後、大蔵省の財政制度審議会において20~30% の値上げ案が了承されたとのことである。その 対策を講ずるために11月9日に常置委員会を開 催し資料を収集し検討したが、必要な時点で要 望書を関係方面に提出したいと思うので、その 内容等については会長と第6常置委員会にご一 任願いたい。

#### ④ 助手問題について

助手の待遇改善については第1常置と第6常 置の合同小委員会で審議しており、その協議を 基に第6常置委員会で案案をまとめることにし ているが、まだ検討中である。

# ⑤ 非常勤職員問題について

この問題は宿題となっており、目下資料の収 集などをしているが、もう暫く時日を要する。

なお, 週休2日制の問題についてはその後検 討していない。

以上の報告ののち、大略次のような意見の交 換が行われた。

- 第5次定員削減問題については、再三の交渉で削減率をミニマムに止めた。学費についても適当な時期に要望書を提出する方針のようであるが、粘り強い措置をお願いしたい。
- 職員の待遇問題に関して、高齢者の昇給延伸、昇給ストップの問題や調整額の切り下げ等の問題があるが、審議の対象となっているのであろうか。
- まだ審議の対象としていないので、これか ら考慮したい。
- 非常勤職員問題に関して、現在約50%ぐら い人件費を予算化していると聞いているが、 定員削減が避けられなければ、人件費を増や してもらうことも解決の途ではないか。
- 人件費を増やすだけでは非常勤職員そのものの待遇改善にはならない。そういう点がこ

の問題のむずかしい点でもある。

○ 学費問題については要望書などもきている ので、本日午後の学長懇談会でその見通しな どについてききたいと思っているが、これに ついての国大協の要望書を出す場合の内容と しては次のようなことを考えている。

①教育の機会均等を保障することは国の責 任であり、国立大学はその機会を与えること に寄与している。文部省の学生生活調査(53 年度)の結果をみても,国立大学学生の世帯 主は私立大学学生のそれよりも低所得層に傾 いている事実が認められる。回財政制度審議 会では授業料についても受益者負担の考えが 強いようであるが、国立大学は国の必要、責 任において設けられ、個人の利益をとおして 社会に役立っている。したがって、国が費用 を負担するのは当然であり、私学にも助成金 を増やすべきである。また受益者負担の原則 の一つの裏返しとして、学部により授業料に 差を設けるコスト主義も考えられているよう だが、これは絶対に避けなければならない。 ○国立大学の授業料の引上げは私立大学の授 業料の引上げを刺激し、ひいては諸物価上昇 にも波及して国民生活を圧迫する 要 因 と な る。 (三私学との格差については、かつてはそ の差が7倍ぐらいの時代もあったが, 現在は 約2倍であり、終戦後の一時期を除くと歴史 的にみて現在ほど格差の縮まっている時代は ない。

大体以上のような趣旨で関係方面に要望し たいと考えている。

これに対し、岡本副会長より、要望書については第6常置委員会でよろしく審議願いたい、 と述べられた。

## (2) 図書館特別委員会(今村委員長)

大学図書館の振興を図るため、大学図書館の 充実整備に緊要な事項について検討し、これを 「大学図書館の昭和55年度予算に関する要望 書」として取りまとめ、去る10月15日に文部 省、大蔵省へ提出した。また、学術情報システ ム構想のことが当面の問題となっているが、こ れについては大学図書館協議会との連携を密に して取り組んでいきたいと考えている。

# (3) 医学教育に関する特別委員会

(石塚委員長)

本特別委員会での審議状況は配付の「会報」 に詳しく記載されているが,その要点を述べる と次のとおりである。

# ① 新設医科大学の附属病院病床数について

新設医科大学の附属病院の病床数は現在 300 ~600 床とまちまちであるが、去る7月31日に 開かれた委員会においての文部省医学教育課長 の説明によると、当面600床ということで整備 を進めているが、社会情勢その他の変動に応じ て対応すべきで、その数を増やさないという方 針を決めたわけではない, ということ であっ た。関連教育病院の利用が多ければ、病床数は 少なくてもよいかもしれないしその逆もあろう が、各大学の事情もあるであろう。文部省でも 関連教育病院に関しては設備の補助として3億 円近い予算と, 実習の手当としての予算措置も 講じているが, 十分に使われていないというこ とである。この問題については、新設医科大学 で拡充整備についての意見を集約して要望を取 りまとめてもらい, その後に対応策を検討した

#### ② 卒後研修について

厚生省では「財団法人医師研修研究開発セン

ター」を設置して卒後研修の改善を図りたいとの構想を立て、国立大学の病院にもこれへの参加を要望している。これについては、卒後研修は厚生省の担当であるが大学病院は文部省の担当であるということもあり、両省の間で更に協議して調整を図って貰いたいと考えている。

#### ③ 医学教育振興財団について

この財団は、私立医大の関係者が医学教育、研究条件、諸資料の整備、教育機関の資質向上等に関して検討する組織として設立したものであるが、国立大学にも参加してほしいと要望があった。しかし、突然な話なのでまだ結論は出していない。

#### ④ 週休2日制の実施について

公務員の週休2日制で一番問題があるのは附属学校と附属病院である。週休2日制の施行に当たっては予算増や定員増は考えていないとのことであるので、実施上種々な困難がある。これについて文部省では関係機関と更に折衝するとのことである。

ついで、吉利浜松医科大学長から次のとおり 発言があった。

新設医科大学では拡充整備を要望しているが、その中身は各大学それぞれ異なっている。病床数についてもその数はまちまちであるが、単に病床数が増えただけでは困る。これに伴う設備や要員が必要である。それと各病院の稼動率や患者数のことも考慮されなければならない。また、既に卒業生を出した大学もあれば、まだ病院ができていない大学もある。そのようなことで、各新設医科大学の事情もまた関心もそれぞれ違うので、拡充整備についてのまとまった結論を出すには至っていない。附属病院の拡充整備は望んでいるが、各大学の事情を考慮して検討していきたいと考えている。

つづいて香月副会長から次のとおり発言があった。

関連教育病院については,田中内閣当時に医学教育特別委員会というものがあり,そこで大学病院のあり方が検討され,大学病院のベッド数は足りないので学外に関連教育病院を設け,そこで長期観察を要する慢性疾患や,伝染病,救急に対する処置を行うようにしてはどうかとの話が出た。しかし,これは早急には無理なので慎重に進めるということになった。

一方,地元の熱望によって医科大学が次々に 新設されたが,その病院のベッド数は押えられ た。そこで,関連教育病院の問題が違った趣旨 で出てきた。これが一つの問題点である。

卒後研修の問題については,現在80%以上を 大学附属病院が担当している。厚生省の方では 卒後研修はわれわれの方でやるということでこ の問題を取り上げたが,大学附属病院の在り方 と,厚生省管轄の病院の在り方とでは違う面が あると考える。

医学教育振興財団というのは私立医科大学が 主体となって設立したもので、医学教育に関す る調査研究を目的とするものであって、医学教 育には直接タッチしない。国立と公立から各1 人理事として参加しているが、現在は財政上の 問題が主となって、医学教育の活動はまだ始ま っていない。

(4) 教員養成制度特別委員会(須田委員長) 昨年12月に各大学に対して行った「教育系大 学・学部における大学院の問題および一般大学 ・学部における教員養成の問題に関する調査」 のアンケートについては、詳細な回答を頂き感 謝に堪えない。その後これのまとめの作業を続 け、計数整理の方は終わったが、教育系大学院 の問題の方は実行期に入り、また一般学部の教員養成の問題の方は各大学で種々苦労されている面があるので、本委員会としては単なる調査報告に止めず何らかの提言をしたいということで目下検討を進めている。そして、これがまとまったら各大学に送って批判、意見をきいたうえ最終的な取りまとめをしたいと考えている。その時期は来年春の総会を一応メドとしているのでよろしくご協力をお願いする。

# (5) 教 課程に関する特別委員会

(岳中委員長)

本特別委員会では6月総会の際に教養課程に 関する調査報告書を提出し、その反響をみて今 後の検討を進めることにしていたが、先日(11 月13日)の委員会ではいろいろな意見が出され た。そのうち次の3点についてご報告する。

# ① 教 課程のあり方の検討について

大学に教養課程が導入されてから30年が経過したので、これの見直しの時期にきていると思われる。教養課程のあり方については各大学でも検討が進められているので、その構想、計画、実施状況等を提示して頂き、これを参考にして検討に取り組みたいと考えている。なお、学生が教養課程をどのように受け止めているかを調査した資料(教養課程学生、学部学生、卒業生等の教養課程に対する感想等)があれば、合せてお知らせ願いたい。

# ② 一般教育学会の設立について

大学における一般教育は人間形成を目的としているが、それは十分定着していない現状である。それで、一般教育担当者の中で、これをいかにすべきかを研究する「一般教育学会」というものを設立しようとの動きが出てきた。先日の委員会で、これの設立準備に当たっている関

係者からその内容についての説明をきいたが、一般教育を一つの学問として研究対象とするという試みは初めてのものである。そこでは一般教育の理念の問題からカリキュラムの問題まで検討するとのことである。この学会は国大協とは直接関係ないが、委員会の今後の検討の参考に資するため、関係者より説明をきき意見交換を行った。

#### ③ 研究組織の強化について

教養部では研究組織が不備なので、これを組織化、制度化したいということで、岡山大学では、教養部教官が担当する独立大学院(修士課程)を設置しようという構想がある。このような動きについては各大学も関心をもっているが、文部省としては消極的態度のようである。大学院問題は第1常置で検討しているので、そちらでこの問題を検討して頂ければとも考えている。

ついで、小坂岡山大学長から岡山大学の独立 大学院の構想に関して大略次のような意見が述べられた。

教養部の研究組織を確立するためにどのような形をとればよいか考えたが、学部の形をとることはむずかしい。それで学内で種々検討した。現在、本学の教養部の教官の一部は、大学院教育に参加しているが、他にも大学院担当教官としての資格を有する教官も多い。ところがそれに相応する研究組織がない。それでこの問題を解決するために4つの専攻をもつ独立の修士課程大学院を設置し、そこで教養課程の教育をすると同時に独立専攻としての研究もできるようにしたいと考えた。なお、修士課程の学生には教養課程のチューターとしての役割をもたせたいと考えている。この構想の実現には時間

がかかるが、これが実現すれば教養部の一種の 改革につながると思われる。第1常置委員会で この問題を取り上げた方がよいなら検討してみ たい。

つづいて大略次のような意見の交換が行われ た。

- 一般教育学会の設立は,従来一般教養を欧米ではリベラルアーツとして把えていたが,日本では専門基礎的なものとして把えていたので,それをリベラルアーツ型にして一般教育の体系を確立しようとするものである。専門基礎的なものになるとどうしても暗記型のものとなる。これを改めるについては高校教育学会の中に,高校側のメンバーも加えてはどうかと提言してみたが,それは考えていないということである。重要な時期に発足しようとしているのであるから,もっと窓口を広げるべきだと考える。
- 一般教養と大学の一般教育を混同しているような気がする。一般教育は学問を通じて人間の陶冶をするもので大学の目的に沿うものである。それで高校の学習指導要領が変ったとしても大学の一般教育は変らない。
- 教養課程の中に一般教育と基礎科目があるが、この基礎科目をどうするか。専門教育との関連でどの程度のことを教えればよいのか。それと、語学や体育以外の教養部の教育課程の中で、一般教育の専門分野のもの、つまり学際的なものがある。それで教養部を独立の修士課程にすることを考えた。これを更に博士課程にすることについては別に考えたい。

# (6) 大学格差問題特別委員会(岡本委員長) (第1日目報告)

本委員会では春の総会以降2回委員会を開催し、主としてマスターコースの充実の問題について話し合ってきた。最近は各地方大学もマスターコースが設けられてきたが、内容的にはまだ極めて不十分なものであり、今後これをどのようにして充実していくかが問題である。定員削減などがいわれている現状では大変困難な問題であろうが、学科の数を増やすこともそのによって可能とも思われる。このほか、人文系の大学のマスターコースが少なく工学系の約3分の1である。このことは、地方大学で人文系について学ぶ学生にとって大きた支障となっている。今後是非改善していかなければならない問題であるので検討していきたい。

# (7) 創立30周年記念行事準備委員会 (香月委員長)

来年7月13日に迎える本協会創立30周年に際 しこれを記念する行事の実施が決定されたが, これの実施計画については本年4月より検討を つづけ,おおよそ次のような構想が固まった。

- ① 記念式典および祝賀パーティの挙行(昭和 55年11月13日)
- ② 記念誌の発行(国立大学協会30年史を編纂。協会の沿革,行事資料,関係者の随筆等を収録する)
- ③ 記念品の作製・贈呈(山脇東京芸術大学名 替教授にネクタイピンのデザイン依頼)

# 2. 大学運営協議会の運営について

このことについて岡本副会長から次のとおり 説明があった。

昨年11月総会における提議に基づき、その後 50 大学運営協議会の懇談会等を開いてこの問題について検討したが、去る11月1日の理事会において協議した結果、大学運営協議会のあり方の根本的検討は後日に委ね、当面は、昨年11月総会で提起された開催回数(毎年2回以上と規定)に関する問題について措置することとし、具体的には「大学運営協議会規程実施細則」第1条第1項の「毎年2回以上」と規定した部分を削ることとした。これについて特にご異議がなければ、この総会を一時大学運営協議会に切り換え、規定の改正をしたい。なお、臨時委員にはあとで了承を得ることにしたい。

以上の発言に対し、若干の論議が交されたの ち、原案どおり大学運営協議会実施細則第1条 第1項より「毎年2回以上」の語句を削ること として承認された。

# 3. 第66回ならびに第67回総会日時・場所等に ついて

このことについては岡本副会長より次のとおり諮られ、異議なく了承された。

第66回総会は明年6月17・18日の両日に,事 務連絡会議は6月20日にそれぞれ国立教育会館 で開催することとしたい。なお,明年は当協会 の創立30周年記念行事との関係もあり,第67回 総会の日程も併せて決めておきたい。これは明 年11月11・12日の両日とし、引続いて創立30周 年記念式典を11月13日に,ついで事務連絡会議 を11月14日ということにしたい。会場は神田学 士会館としている。

以上で本総会の協議を終了し、最後に次期総会までに任期を満了する岡本副会長、三上三重大学長,池田佐賀大学長からそれぞれ離任の挨拶があり、これに対し向坊会長より謝辞が述べられ、更に岡本副会長の後任については次の理

事会(明年2月頃)で互選したいので、その間 若干空席の期間があるがご了承願いたいと述べ

られた。

以上をもって第65回総会を閉会した。

# 第32回事務連絡会議

日 時 昭和54年11月16日 (金) 10:00~15:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター田保橋管理部長 (事務連絡) 文部省国松人事課長, 植木会計課長, 滝沢大学課長, 大島医学教育課課長補佐, 勝谷国 際学術課長, 光田留学生課長, 石井学生課長

石塚事務局長司会のもとに開会。

開会に当たり向坊会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位には平素から大学運営にご尽力 頂き厚くお礼申し上げたい。

秋の定例総会は、一昨日と昨日の午前中開催 され無事終了し、また昨日午後からは引続いて 学長懇談会が開催され, 国立大学の当面する諸 問題につき文部省関係官との質疑応答を中心に 有意義な懇談が行われた。今総会における議事 内容の詳細については後刻事務局長から報告が あると思うが、主要な関心事は定員削減問題と 予算問題であった。これに つ い て は「総会概 況」その他の資料をご覧頂きたい。その他の論 識としては入試問題が最大の問題であった。こ れは、昭和57年度より高等学校の学習指導要領 が大幅に改訂されるに伴い、これに対応して大 学入試の方法、内容をどうすべきかという問題 であり、これについては大学全体として取り組 まなければならないが、取敢えず、第2常置委 員会に専門委員会を設けて検討を進めることに なった。しかし、これは共通入試の抜本的改革 につながるので, 今後各地区でも検討を行い, 2~3年の期日をかけて慎重に検討したいと考 えている。その他、外国人留学生、特に中国留

学生の受入れのことなどが論議された。

以上のような会長の挨拶があったのち,議事 に先立ち石塚事務局長より,前事務連絡会後以 後人事異動により新たに就任された以下の事務 局長の紹介があった。

金堂英治(北見工大)

山城一朗(図書館情報大)

稲葉健治(字都宮大)

安田 愈 (奈良女子大)

岡部稔成(広島大)

ついで、去る10月2日に逝去された大串(前) 三重大学事務局長に対する哀悼の意 が 表 さ れ た。

ついで、事務局から配付資料の説明および会 議日程の説明があったのち、次のように今総会 の状況報告があった。

## I 総会状況報告

#### 1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第65回総会概況」および「第65回総会国立大学協会事業報告 書」に基づき、まず総会における会務報告について次のように説明があった。

# (1) 前総会以後における学長の交代および委員長の交代について

別紙「資料4」および「資料5」により報告があった。

- (2) 前総会以後の主な事項の報告と追認について
- 1) 要望癖の提出について
- ① 大学保健管理施設の増設・充実について の要望書
- ② 国立大学共同利用研修施設設置・充実に 関する要望書
- ② 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書
- ④ 学生部関係職員の待遇改善に関する要望患
- ⑤ 厚生補導に関する施設の基準面積の改正 についての要望書
- ⑥ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

以上の要望書については去る6月総会終了直 後、文部省、人事院および日本育英会に対しそ れぞれ関係の要望書を提出し要望した。

- ⑦ 昭和55年度予算に関する要望書
- 8 大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書

以上の要望書については9月28日 に 文 部 省 に,10月15日に大蔵省にそれぞれ提出し要望し た。

⑨ 研究技術専門官制度の新設に関する要望書

この要望書については昨年12月1日文部大臣 宛提出したのち,人事院に対する提出の機会を まっていたが,その後去る7月3日人事院総裁 宛提出した。

⑩ 国家公務員定員削減に関する要望書

国家公務員定員削減に関し,8月10日文部大臣および行政管理庁長官宛,9月20日文部大臣宛,10月8日行政管理庁長官宛それぞれ状況に即応しながら要望書を提出した。

#### 2) 定員問題について

第5次定員削減の問題に関し、全般の経過報告および確定した削減内容の概要について説明があった。

- 3) 「商等教育計画専門委員会中間報告」に対する 「見解」の提出について
- 9月10日,高等教育計画専門委員会天城主査 宛に,同専門委員会が取りまとめた「高等教育 の計画的整備について」(中間報告)に対する 見解を北村第1常置委員長名で提出した。(内 容の詳細については会報第86号85頁参照)

# 4) 特別会計制度協議会について

去る9月28日開催の特別会計制度協議会において文部省より「昭和55年度概算要求重点事項」および「第5次定員削減問題」について説明をうけ、これについて意見交換を行った。

# 5) 日教組大学部との会見について

去る7月25日日教組大学部からの申し入れにより今村第6常置委員長が畠山大学部長他と会見し、日教組大学部が去る6月の国大協総会にあたって提出した要望書に提起されている諸問題について、意見交換を行った。

# 6) 大学入試センターの評議員について

去る7月16日付をもって「資料8」のとおり 国大協からの評議員候補者を推せんした。その 後北村新潟大学長および若槻大阪大学長が学長 を退任されたので、その後任に小坂岡山大学長 (第1常置委員長)と斎藤東京工業大学長(第 2常置委員長)を推せんした。

7) 放送教育開発センターの評議員ついて 放送教育開発センター評議員を委嘱されてい

52

た北村新潟大学長(第1常置委員長)が学長を 退任されたので、その後任に小坂岡山大学長 (第1常置(新)委員長)を推せんした。

#### 2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第65回総会概 況」および「第65回総会国立大学協会事業報告 書」に基づき、総会における議事概要について 次のように説明があった。

- (1) 図魯館情報大学の加入とその関連事項について
- 1) 当協会加入について (総会当初に承認された)
- 2) 当協会加入に伴う諸規則の改正について 「資料7」に基づき事務局より説明があり、 異議なく承認された。
  - (2) 各委員会の委員長報告と協議

総会第1日目および第2日目午前に行われた 前総会以後の各委員会の審議状況について,各 委員長からそれぞれ報告があった。(詳細は総 会議事要録参照)

- (3) その他
- 1) 大学運営協議会の運営について

大学運営協議会のあり方に関しては、その根本的検討は後日に委ね、当面はこれの開催回数に関する問題について措置することとし、「大学運営協議会規程実施細則」の第1条第1項より「毎年2回以上」と規定した部分を削除することとした。

2) 第66回ならびに第67回総会日時・場所等 について

今回は、当協会の創立30周年記念行事との関係もあり、半年先の来年春の総会とともに1年先の秋の総会の日時・場所等についても諮り、「資料10」のとおりと決定した。

以上で1日半にわたる総会の議事を終了し, 2日目午後は文部省より関係係官の出席のもと に学長懇談会が開催された。

学長懇談会では文部事務次官の挨拶があったのち,大学の当面する諸問題について種々懇談が行われた。その内容は,①中国政府派遣留学生について,②第5次定員削減の問題について,③授業料問題について,④新高等学校学習指導要領について――特に大学教育に関連して,⑥大学設置審議会のあり方について、⑥学寮問題について,等であり,これについて文部省の担当官からそれぞれ説明があり,意見交換が行われた。

以上で第65回総会の全日程を終え,ついで午後4時半より会長,両副会長,関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって,石塚事務局長からの総会関係 事項に対する報告を終了した。

## Ⅱ 大学入試センター連絡事項

共通第1次学力試験に関する事項について, 田保橋大学入試センター管理部長より次のよう な報告および説明があった。

(1) 昭和55年度共通第1次学力試験志願状況 について

これについて、資料「昭和55年度共通第1次 学力試験志願者数」に基づいて次のように報告 があった。

国公立大学に対する55年度の志願者 総数は349,566人で,これは54年度より7,691人増(2.2%増)である。このうち現役は224,314人で,前年度比4,673人減(2.0%減)で,受験者総数に対する志願率も67%から64.2%に減っている。また,この現役入学志願者の高等学校卒業

見込者総数に占める割合は16%で,これも前年度の16.6%より0.6%の減となっている。一方,既卒業者(浪人)の志願者は123,896人で,前年度比11.1%の増となっている。そのほか,出願書類の不備率が,前年度の1%に対し今回は2%あるが,これは今年度より浪人の出願を直接出願方式に変更したための影響と思われる。

### (2) 試験場について

54年度は225の試験場を設定したが、今回55年度は各大学入試実施担当者とも協議し、272(学外68会場借用)の試験場を設定することとした。なお追試試験場については前年度は初めてのことでもあり慎重を期し16の試験場を設定したが、55年度は全国7ブロックにそれぞれ1つずつ7個所の試験場の設定を予定している。

(3) 「全国国公立大学ガイドブック」について 国公立各大学の協力を得て今般各国公立大 学・学部の沿革、特色等を掲載したガイドブッ クを発行した。明年度以降も引続き刊行するこ とになっているので、各大学においては原稿の 取りまとめをよろしくお願いしたい。

# (4) 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通第 1次学力試験のあり方の検討について

これに伴う今後のスケジュール等について、 総会における入試センター所長と同様の趣旨の 説明があった。

# (5) 「試験教科目等調査研究委員会」(仮称) の設置について

入試センターでは、国大協に設置される専門 委員会の発足に合わせて、近々「試験教科目等 調査研究委員会」(仮称)を設置し、専門委員 会と連携して共通第1次学力試験に関する調査 研究を行い、具体的資料等を提供して国大協で の検討を側面から援助していきたいと考えてい る。今のところこの委員会の委員構成は20人程度とし、そのうち半数は国大協の専門委員会委員の併任とし、国大協の意思が十分反映されるよう、また両組織の連絡の円滑化を図りたいと考えている。

#### (6) 今後のスケジュール等について

この11月20日、21日に入試実施担当者会議を 開催する。12月上旬には55年度共通第1次の各 大学別志願状況を各大学に通知し公表する。試 験問題の輸送については、前回と同様の方法で 12月下旬に各大学に送達する予定にしている が、或いは年明けになるかもわからない。その 場合は1月3日~5日の間になると思う。

# (7) 緊急事態のネットワークについて

55年度においても試験実施の際の緊急事態に備えて、実施期間中各大学に電話ファックスを設置するが、これを更に強化するためにセンターと13の拠点大学間をオンライン化するよう、これの概算要求を出している。

(以上で午前の会議を終了し、午後1時より 会議再開)

## Ⅲ 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、それぞれその所 管事項に関し次のような説明があった。

#### ○ 国松人事課長

# (1) 第5次定員削減計画の実施について

第5次定員削減については、去る9月26日の 閣議で定員削減計画の基本方針が策定され、更 に10月12日の閣議で各省庁別の定員削減目標数 が設定された。

その内容の概要は、昭和55年度を最終年次と する第4次定員削減(4カ年計画,全省庁平均 3.2%,単年度当り0.8%)を54年度で打切り, 55年度より新たに5カ年計画による第5次定員 削減を54年度末定員総数の4.2%(単年度当り 0.84%)の割合で実施しようとするものであ る。

第5次定員削減の問題に関して今回行政管理 庁との折衝にあたって、文部省は、国大協から の要望も踏まえ種々大学の特殊性を 訴え なが ら、①教官、看護婦を削減の対象から外すこ と,②その他の行政職職員も削減数の軽減をは かること, ③新設医大等への削減は課さないこ と, ④今後の社会的要請および教育研究上の必 要性に応じての国立学校の拡充整備に当たって は、所要の増員措置を講ずるとともに非常勤職 員の問題をも考慮すること, 等を折衝し最終的 に2.91%の削減率となった。この文部省の削減 率は全省庁平均 4.2% に対する割合 でみると 69.29% に当たるが、 第4次の場合ではこの割 合は71.6%(全省庁平均3.2%, 文部省2.29%) であった。文部省としてはこの割合が最低限第 4次の際の数値を上回らないよう折衝努力した が、その点では多少軽減することができたと思 う。その具体的な内容は,①教官,看護婦につ いては削減を課さない、②その他の職員につい ても一部職種分類の適用変更により削減を軽減 する, ③新設医大等については実質的に削減に ならないよう処置する, ④琉球大については削 滅対象とはするが、55年度および56年度は削減 を課さない、などである。

なお、削減配分を目下試算中であるが、各大 学からの意見等も聴取のうえ、いずれ具体的な 数字を各大学にご通知したい。

#### (2) 公務員の網紀について

最近、官公庁における公務員の不祥事が新聞等で報道され社会の厳しい批判を浴びている。 各大学においてはこの際、世間の誤解を招くこ とのないよう公務の適正な施行,服務規律の徹 底方をお願いしたい。

#### ○ 植木会計課長

# (1) 昭和55年度予算編成の見通しについて

昭和55年度予算編成の査定作業が目下大蔵省ですすめられている。その総規模はまだ固まっていないが、昨今の財政事情からいって超緊縮型になるものと予想される。したがって予算編成の査定にあたって大蔵省は、不急経費の一時休止・圧縮、年次事業計画の繰り延べ、あるいは新規事業の抑制といった厳しい姿勢でのぞんでくると思われる。このような厳しい状況下ではあるが、文部省としては国家の基盤である教育・学術・文化の振興をはかるため最大限の努力を払って主計局と折衝中である。

#### (2) 予算執行の問題について

予算執行の問題について, 会計検査院から指 摘をうけた事項も含め幾つかを連絡したい。そ の第1点は燃料費の問題である。各大学には燃 料費の高騰に苦慮されていることと思うが、こ れについては実態調査を行って目下大蔵省へこ れの善処方を申し入れているところであり、い ずれ何らかの回答を申し上げたいが、各大学に おいては省エネルギーの徹底方にご協力願いた い。第2点は、経費の節約についてである。国 家公務員の給与改訂に関する人事院勧告の取扱 いが未確定であるが、昨今の国の財政事情から みて本年度も53年度程度の経費の節約は避けら れないと思う。第3点は物品の購入については 会計法令に照らして処置するよう再三通知して いるが、この点よろしくお願いしたい。第4点 は、学寮の経費負担区分の問題についてであ る。これについては後刻学生課長より説明があ ると思うが、各大学それぞれ沿革があり事情も

あろうが、改善になお一段の努力をお願いしたい。第5点は、予算の適正執行についてである。これについては10月15日付で各大学に通知してあるが、この点について特に留意せられたい。

# ○ 滝沢大学課長

#### (1) 定員問題について

行政改革の一環として来年度より第5次定員 削減計画が実施されることになった。削減の内 容は相当厳しいものがあり、今後本省・国立大 学・所轄機関で細部の削減設定作業が行われる ことになるが、その設定作業に際しては筋を通 してあたりたい。

### (2) 共通第1次入試関係について

昭和55年度の共通第1次入試については本年度の経験を生かして引続きご尽力願いたい。入試に関する当面の重要課題としては、昭和57年度から高等学校の学習指導要領が改訂されるに伴い、これに対応して昭和60年度からの共通第1次入試をどのように実施するかという問題があるが、これについては早速国大協において検討が開始されることになると思う。なお、新しい高等学校学習指導要領の内容については、その概要は一昨日の総会で説明したが、詳細については近く開催される各国立大学の入試委員会代表者の集まりで説明することになっている。その他の入試関連事項については、入試センターより説明があったので省略する。

なお,主として関西地区で問題になっている 同和問題に関し,人権問題に十分配慮されるよ うお願いする。

#### 大島医学教育課課長補佐

附属病院をもつ大学に関する問題であるが、

保険制度の普及によって昨今学用患者が学外から得にくくなっているという事情もあって,大学によっては学内の職員・その家族・学生のうちから学用患者に認定採用しているところがある。この学用患者の認定にあたっては疾病の診断をうけることが指定されているが,この点で一部の大学に問題があり,会計検査院から指摘をうけている。これについてはすでに是正措置がとられているが,今後学用患者の認定採用にあたっては適正を期するよう,学内の諸処置にご配慮願いたい。

#### ○ 勝谷国際学術課長

本年春から中国政府派遣留学生(進修生、研 究生) を国立大学等で受入れているが, その後 中国教育部から文部省に対し、日本に派遣する 進修生、研究生の中には本国では助教授や講師 といった身分の者がいるので、このうち一定の 要件を満たす者についてはこれを学生扱いでな く訪問学者(研究者)として受入れてほしいと の要請があった。この要請に対し文部省は前向 きに検討する旨回答した結果、その後中国側よ り訪問学者として取扱いを希望する66名のリス トが送られてきた。中国側のいう訪問学者の要 件とは, ①教学, 研究経験が15年以上, ②独立 して研究する能力を有し、業績のある者、③一 定の学術論文を発表している者、と三つを挙げ ている。そのリストをみると、研究内容は工学 関係が多くなっているが,ほとんどの者が概ね この三つの要件を満たしている。文部省として は、この中国側の要請を受入れることとし、こ れら訪問学者の受入れ時期は明年1月下旬以降 からとしたい。受入れ大学を決定するにあたっ ては本人の希望を斟酌し、あらかじめ大学と協 譲のうえすすめていきたいのでよろしくお願い

56

したい。

#### ○ 光田留学生課長

# (1) 中国政府派遣留学生(大学院レベル)について

本年度より開始された中国政府派遣留学生の受入れ状況は、現時点では国立大学等の国立機関で131人、公私立を含めると231人となっている。これら留学生の勉学態度は、各大学指導教官によればまじめでよく勉強をしているとのことである。ただ、本国政府から留学生個人に支給される小遣いの額が少ない(3万円)ため、日本人学生との交際などで消極的になりがちなようである。これについては在日中国大使館では、今後徐々に支給額をふやしていきたいということであった。

# (2) 中国政府派遣留学生(学部)の受入れについて

来年4月より受入れを開始する中国政府派遣の学部留学生についてお願いしたい。これについては来年度100人程度の規模で実施を予定しており、すでに大学局長名をもって40大学に受入れを依頼しているが、当該大学においてはご配慮方よろしくお願いしたい。なお、このことに関連して幾つかの大学の教官から、留学生の日本語の能力や学力について問合せがあったが、言葉の問題については心配していない。また、学力についても相当レベルが高く心配いらないと思う。

#### ○ 石井学生課長

# (1) 学寮における経費負担区分について

今回、会計検査院より学寮における経費負担 区分の問題に関し厳しい指摘があった。その内 容は概ね次のようなことである。昭和39年に文 部省が学寮の経費負担区分について 通達を出し、学寮の維持管理に要する経費は 国 が 負担し、学生の私生活に要する経費は個人負担とする基準を示したが、その後の検査の結果では余りこれの進展がみられなかったので、47年に会計検査の結果に基づいて、問題のある幾つかの大学に対し文書をもって質したところ、それに対してはいずれの大学とも改善を約す旨の回答があった。しかるにその後数年を経た今回、53年度の会計検査においても依然相当数の大学の学家が、その経費負担区分に問題があり、会計検査院としてはこれに何らかの措置をとらざるを得ない、という厳しい内容のものである。

(ついで資料に基づいて各校の学寮の状況説 明があった。)

それで、このような事態に対処するため、文部省としては近く、学長、事務局長をも含む厚生補導施設に関する委員会を設置し、そこで学寮の管理運営問題を含めて改善のための指針を取りまとめていただき、それをもとに何らかの形で通達を出したいと考えている。いずれにしても学寮問題は大学が自主的積極的に取り組まねば効果は上がらないので、今後関係大学においては経費負担区分の原則に従い、①食堂を廃止し炊事人の配置転換、欠員の不補充などによって削減に努力する、②物件費・光熱水料費など私的経費を明確化する、③速やかに旧寮を新々寮に建て直す計画を立てる、などの措置を積極的に進め、学寮の管理運営の改善を図られるようお願いする。

なお、老朽寄宿舎について早急に改築等の措置を講ずるため、来る12月3日(月)午後1時より文部省において打合せ会議を開催することにしている。

(2) 厚生補導関係施設の火災の発生について

53年度は10件の火災が発生し、そのうち4件は学生自治会室等の事故で学生が関係しているものである。54年度は9件の発生があり、うち

3件が学生に関係している。これら学生部関係の管理について一段とご配慮願いたい。
以上をもって本日の会議を終了した。

第2常置委員会

日 時 昭和54年12月3日(月)14:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

帷子,大塚,谷,五十嵐,丸井,三上,脇坂,林, 片山,深瀬,浅原,蟹江(代:吉村)各委員 肥田野,小林,佐藤,猪岡各専門委員 (大学入試センター)加藤所長,田保橋管理部長

斎藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から,このたび新たに専門委員 に就任された小林啓美教授(東工大)の紹介が あり,直ちに譲事に入った。

#### 【議事】

1. 高等学校学習指導要領改訂に伴う共通 第 1 次学力試験のあり方を検討する専門委員会の 組織構成について

このことについて委員長から次のように述べ られた。

昨年8月の高等学校学習指導要領改訂による 新教育課程が昭和57年4月から実施されること になり、これに伴って国公立大学共通第1次学 力試験のあり方の見直しが必要となった。この 新教育課程による教育を受けた生徒の大学進学 は昭和60年度からとなるが、この新しい学習指 導要領に基づく共通第1次学力試験を行うもの とすれば、従来の慣行により、その実施の2年 前にこれの実施大網を公表しなければならな い。したがって、新教育課程による国公立大学 入学者選抜の実施計画案は、国大協としては57 年秋の総会にその大網をまとめて報告すること にしなければならない。しかし、その最終報告 案を出すためには、各大学および関係方面の意見を予め徴する必要があるので、その1年前の56年度中にはかなりまとまった中間報告を取りまとめる必要がある。そしてそのためには、来年の55年度から早速これの検討に入り、同年の秋の総会までに一応の叩き台となるものを取りまとめなければならない。ところが、ここで困ったことは、新教育課程に基づく高校の新しい教科書がわれわれの手に入るのが56年以降であるということである。しかし、国大協としては、教科書が手に入るまで待っているというわけにはいかないので、既に出されている学習指導要領そのほか文部省からの情報等を頼りにして検討していかなければならない。

ところで、これを検討するには、相当頻繁に会合を開く要があり、また専門的な知識も必要とされるので、現在の第2常置委員会の組織で検討するには無理な面がある。そこで、第2常置委員会のもとに、この問題を専門に検討する特別委員会的なものを設け、これとの連携を保ちつつ検討を進めたいと考え、過般の小委員会(10月17日)でおおよそ次のような構想をまとめたので、これについてご意見を伺いたい。

① 特別委員会(入試教科目改訂専門委員会)

# の組織構成

この構成メンバーについては,特に異議がなければ配付資料「入試教科目改訂専門委員会委員候補者名簿」(案)のようにしたいと考えている。この委員構成は,高校の教科について造詣の深い大学教官,大学の各学問領域の専門教官,および第2常置の小委員会の一部の委員,という3つのグループより成り立っている。

## ② 特別委員会の検討テーマ

昭和60年度より開始される新しい共通第1 次学力試験の方向性について、幾つかのテーマを考え検討することにしたい。

# ③ 第1常置委員会との関連

新しい学習指導要領による高等学校の教育の流れから、大学入試のあり方のみでなく大学教育、特にその一般教育をどうすべきかという問題が生じてくると思われる。しかし、この問題は第2常置委員会で検討するというよりは、むしろ第1常置委員会の範疇に属する問題であると思われるので、この問題については、いずれそのうちに第1常置委員長に正式に連絡を取り、当方の入試問題の検討と併行して以上の問題の検討を進められるよう要請したいと考えている。

## ④ 大学入試セターとの関連

高校の新教育課程の実施に伴う共通第1次 学力試験のあり方については、入試センター のなかにおいても新たに特別委員会を設け て、これに対応するということである。その 特別委員会の組織構成は、構成人員は20名程 度とし、その約半数は第2常置委員会から推 せんする人員をもって当てるという考えであ る。したがって第2常置委員会としては、こ の「入試教科目改訂専門委員会」のメンバー から10名程度推せんすることにしたいと考えている。できればこの推せんについては委員長に一任して頂きたい。

#### ⑤ 各地区との連携

共通第 1次学力試験は全国的に実施されるが、これに関して各地区において種々意見や希望の提起があり得るので、これを取り上げる機構を整備する必要がある。このため各地区毎に委員会を設置してはどうかとの意見もあるが、その運営方法について若干問題もあるので、当面の措置として、この「入試教科目改訂専門委員会」の委員構成に地区的要素を加味し、必要な場合に地区との連携がとれるよう配慮することとした。

以上の提案について、次のような質疑応答な らびに意見交換があった。

- 地区委員会についてであるが、この委員会 の検討する内容というのは入試教科に関する ことだけでなく、実施上の問題も含まれるの であろうか。
- この委員会の検討する問題というのは、今回の学習指導要領改訂に伴う問題だけではなくて、むしろ共通第1次学力試験の実施上の問題が主となるものだと考えている。例えば、試験場の設定について、現在の都道府県別の境界にとらわれず隣接県との融通性を認めてほしいという要望があちこちにある。
- 共通第1次学力試験の1次試験と2次試験 との期間を縮めてほしいとかの要望がある が、これは共通入試の運営の仕方との絡みが あり、今後の検討課題であろう。
- 1次試験と2次試験との期間を詰める場合、大学は自校の入学志望者だけを扱うことになり、現在のように1次試験後に受験校を

決めるという選択の余地がなくなることにな る。

- 現在の共通第1次学力試験は全国一本の形で中央において総合処理が行われているが、今回の抜本的検討の機会に、現在の実施形態についても検討してみてはどうであろうか。例えば入試センターの地方的な支部か支局を新しく設置して、そこが実施主体となって共通第1次学力試験を行えば、現状の地方的な諸問題を処理していく上でも都合がよいのではないかと思われる。
- その問題については、現在はコンピューター・システムが発達しているので、現在のように国・公立の大学だけで実施する場合には 差支えないと思われる。しかし、共通第1次 入試の制度を変えることを前提にして考えた 場合、その時期は私立大学もこれに参加する というような情況になってきた場合が適当ではないかと思われる。

# 2. 私立医科大学の共通第1次学力試験参加に ついて

このことについて委員長より次のように述べ られた。

この問題は昨年8月以来の問題であるが、未だ結論に達していない。現在、私立医科大学で共通第1次学力試験参加を強く希望している1~2の大学があり、これに対して文部省の方は、1大学であってもそれの参加を認めてもらいたいという意向のようである。しかしこれについては、先にも論議されたように、個々の大学が個別に参加するという形では対応がむずかしいので、私立医科大学協会としての意向が明らかにされる必要があると思われる。このことについてご意見を伺いたい。

ついで次のような意見が交された。

- 現在の共通第1次学力試験における公立大学の参加の形態は、その公立大学が所在する地区にある国立大学の指揮下に入り、その国立大学長が全般的な責任を負うという形で実施されているが、私立医大が共通第1次学力試験に参加する場合どのような形になるのであろうか。
- 私立医大が参加するということであれば、 公立大学の場合と同じように、その地区の国 立大学の指揮下に入って実施されるものとなるのであろう。
- 私立医大が参加した場合、例えば事故が生じた際の責任の問題などはどのようなことになるのであろうか。
- 責任問題については、改めて参加を前提として、その該当する国立大学と私立医大相互間でよく検討し取り決めを行わなければならないことであろう。
- 私立医大参加の問題については、将来のことを考えれば、いつまでも保留するわけにはいかないのではなかろうか。そうであるとすれば、テストケースとして、現在希望している私立医大については参加の方向で検討することにしてはどうであろうか。その場合、いつから参加させるかということが問題である。
- 56年度から参加ということであれば、来年 6月の国大協総会に諮らなければならない。
- 私立医大の参加問題についてであるが、公立大学と同じ形の参加が無理ならば、試験問題だけを借りるわけにはいかないだろうかという意向があったようにきいている。この試験問題を借りる方式については、これができれば1次試験と2次試験の間隔を短縮する可

能性も出てくるという見方もあるようであるが、それは1次試験と2次試験の関係を十分煮つめた上で考えなければならない問題である。この私立医大の共通入試参加についてはどのような方式を取るか、慎重に検討すべき問題であろう。

- この問題については、私立医科大学全体の 意向がどのようであるのかを私立医科大学協 会からきいた上で対応すべきであ ろうと 思 う。
- 仮に2~3の大学が参加するにしても、私 立医科大学協会としての了承が必要である。
- この問題については、協会としての方針が 決まることが前提なので、その点を確かめる ことにしたい。

このあと関連して, ①1次試験と2次試験と の期間短縮の問題, ②共通第1次学力試験成績 の判定基準の問題, ③高校教育の多様化と大学 教育のあり方(入学者選抜方法を含めて)の問 題等について若干論議が交されたのち, 委員長 から次のように述べられた。

以上をもって本日予定した議題については討議を終了したが、続いて加藤入試センター所長から今回の高等学校学習指導要領改訂に伴う問題について説明があるので伺うことにしたい。

# 3. 高等学校学習指導要領の改訂に伴う大学入 試センターの対応等について

このことについて加藤入試センター所長より 次のように説明があった。

高等学校の学習指導要領改訂に伴う共通第1 次学力試験のあり方を検討するために,このた び第2常置委員会のもとに「入試教科目改訂専 門委員会」が設置されることになったが,入試 センターとしてはこの専門委員会の言わば下請 けの立場の委員会をつくることにしている。これをつくることについては,入試センターには 既に実施方法専門委員会および教科専門委員会 の二つの専門委員会があり,今回の検討事事の 内容的にこの二つの専門委員会に関わりがあ委員 会に関わりがあ委員会に関わりがあ委員会 ので,今回の検討に当たっては特に独立の専門委員会 の下部機構という形にして「試験教科目等調査 研究委員会」ということで発足したいと考えて いる。そして,この調査研究委員会では,第2 常置委員会の専門委員会で入試制度についなる が,その作業の中身は試験の内容に関すること と実施方法に関することの二つになろう。

この調査研究委員会の構成は約20名くらいのものを考えており、今回第2常置委員会のもとに設置された専門委員会の委員(16名)の約半数の方はこの調査研究委員会に加わって頂くことになる。その人選については斎藤委員長と後刻相談して決めたいと考えている。それ以外の10数名の委員については、入試センターの運営協議会、実施方法専門委員会、教科専門委員会等の委員の中より入試全般に通暁している人、高校の教科に造詣の深い人などを選びたいと考えており、目下その人選を進めている。明後日に運営協議会が開かれるので、それまでに人選を固めたいと思うが、その前に斎藤委員長に予めその案をご連絡するつもりである。

そのようなことで、明後日この調査研究委員会の構成が決まったら、早速今月中に会合をもちたいと考えている。今回の検討事項は密度の高い内容のものであるので、この調査研究委員会の作業は精力的に進めないと間に合わないことになる。

なお、この調査研究委員会は、その作業の過程で外部の意見もきく必要があるので、文部省の初等中等教育局の関係者や高等学校の関係者等からの意見を随時きくことにしている。この高等学校の関係者については、入試センターの中にある高等学校との連絡協議会の総合部会を通じて適当な人を推せんして貰うことにしている。

今回の課題について検討する入試センター側 の体制は概略以上のようなことであり、国大協 側の専門委員会と緊密な連携を取りながら作業 を進めていきたいと考えている。

次に、関連して、今回の高等学校学習指導要 領の改訂について一言申し上げたい。

まず、この改訂の建前についてであるが、高等学校の進学率は90%以上に達し国民の大部分が高校教育を受ける状況になっているが、現状の高等学校の教育課程では、ある部分の生徒は落ちこぼれることになる。そういう点を反省のが今回の教育課程の改訂の趣旨である。そうなると、教育課程の多様化ということが当然である。とになり、これに対応するカリキュラムが組まれることになる。大学側としては、その入学者にベーシックな学力を期待するわけがあるが、新しいカリキュラムでは必修科目があるが、新しいカリキュラムでは必修科目が減り、かつその質のレベルがダウンしている。この改訂は57年度から実施されるが、来年度からこれの移行措置が行われることになっている。

高等学校側ではそのような事情を承知しながらも、一方では大学進学を目指しその対策を考えている。そして大学側に、できるだけ早く大学入試の大綱を示してほしいという要望をし、それに対応して高等学校のカリキュラムの編成を考えているようである。

先に触れたように、今回の新高校学習指導要領によると、必修科目については全般的にレベルダウンをしている。例えば「国語」についていえば、国語には科目として国語 I 、国語表現、現代文、古典等があるが、そのうち必修は国語 I のみで、国語 II は準必修にしてもよいということである。そして、それを積みるという形になっている。外国語についても同じことである。また、多様化ということから、必修科目だけで3カ年通してもよいという弾力性を与えている。そして、力のついた者は、この必修科目あるいは準必修科目に選択科目を上乗せしてやってもよろしいというように、自由度を非常に高めている。

高等学校では、このような自由度の高いカリ キュラムを編成することになるが,そのことと 大学進学とどう結びつくかの問題が高校側の関 心事となる。この点,従来からの大学進学有名 校についてはあまり問題はないのであるが、困 るのは大学進学志望の生徒と、卒業後直ちに実 社会へ進む生徒が混在している高等 学校であ る。このような髙校は多数あって、それらの高 校では大学側の出方を注目している。今回の学 習指導要領の改訂は、いわゆる落ちこぼれを無 くして卒業させることが眼目であり、それに基 づいてカリキュラムが設定されるが、大学入試 がこれをゆがめることにならないかどうかが問 題になる。例えば必修科目だけで3年間を終え た生徒が大学を受験する場合に、これらの者へ の対処を大学側で考えてもらいたいという高等 学校側からの要求があることになった場合、不 都合な事態が起こることになる。われわれとし ては建前論で進めなければならないが、現実問 題としてはそのようなことがある。今回の課題 を検討するに当たって,調査研究委員会で初等 中等教育局の意見や高等学校側の意見をきくことにしたのは,入試の教科・科目の内容についての意思疎通を図るためである。

以上の説明に関し若干論議が交されたのち, 共通第1次学力試験の試験場の問題について次 のように説明があった。

共通第1次学力試験の試験場については,現在は都道府県別に,そこに所在する国公立大学が設けた試験場において,その地区在住の受験生全部が受験する形になっている。ところが,大学側で確保できる試験場と受験者の人数との関係からして,試験問題で苦労している大学が一部にあり,その解決策として受験地区の広域化による受験生の割り振り改変の提案が出されている。

しかし、これの実施は仲々むずかしい面がある。例えば高等学校に試験場を求めなければならないという場合に、教育委員会、高等学校長会等の了解を得る連絡のためには、行政区画に基づく方式が最も都合がよいということがあり、また、各大学の守備範囲を決めるのには、このように決めて行うことが実際問題としては最も可能性が強いということである。しかし、現実に2~3の地区で受験者数が非常に多いために試験場の確保に苦慮されている大学があり、また大学の教職員のロードにアンバランスもみられる状況もあるので、これの改善策を検討しなければならないと考えている。

なお、この試験場の問題については、高校側からも県内に試験場を増設してほしいとか、隣接県で受験させてほしいとかの要求が出されている。しかし、この試験場のあり方の問題については、入試センターの方で機械的に議論するわけにはいかない点がある。それは実施に当た

っては各大学のロードになるからである。そこで,大学側の立場と高等学校側からの要望の両面からくる解決策がなくてはならないわけである。そのようなことで,この問題については,国大協側からこのような地割りで実施しようという決定があれば,入試センターとしては技術的・事務的には処理ができると考えている。

なお,この問題を各地区委員会で協議する場合には,高等学校側の要望も含めて考えられる ことを望んでおきたい。

以上の説明に関連して、委員長より、この試験場の問題に関して大阪大学長より提出された 要望書の紹介があったのち、加藤大学入試セン ター所長より私立医科大学の共通第1次学力試 験参加の問題について検討資料を基に詳細な説 明があった。

以上で大学入試センターからの説 明 を 終 了 し、最後に委員長から本日の議事について次の ような総括があった。

- ① 入試教科目改訂専門委員会委員については 原案どおり承認された。
- ② 高等学校学習指導要領改訂に伴う今後の問題として、入試問題のほかに、大学の一般教育をどうするかという問題があるが、これについては第1常置委員会と連絡をとり、検討を依頼することにする。
- ③ 大阪大学からの要望については、入試センターとの関係もあり、第2常置としていま正式に文書で回答するという状況ではないので、私信の形で返事を出すことにしたい。以上をもって本日の議事を終了した。

# 入試教科目改訂専門委員会

日 時 昭和54年12月24日 (月) 14:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

喜多, 帷子, 肥田野, 中谷, 安倍, 福原,末松, 堀部, 奥田, 松井, 扇谷, 片山, 吉村各委員 (入試センター) 加藤所長, 田保橋管理部長 (第2常置小委員会) 蟹江委員, 小林専門委員

斎藤委員長主宰のもとに開会。

本入試教科目改訂専門委員会の初会合に当た り,先ず各委員の自己紹介が行われた。

#### 【護事】

#### 1. 本専門委員会設置の趣旨について

このことについて,委員長から次のように説 明があった。

国公立大学共通第1次学力試験は本年1月に 第1回の試験が実施され、明年1月には第2回 目の試験が実施されることになり漸く軌道に乗 ってきた。ところが、この時期に、初等・中等 教育の段階で教育改革の動きが進行し、小学校 では55年度より、中学校では56年度より、そし て高等学校では57年度より、新学習指導要領に 基づく教育課程による教育が施されることにな った。この新しい学習指導要領の趣旨は、現在 の画一的な詰込主義的な教育を改め、生徒の実 態に応じて教育課程を編成・実施して、"ゆと りのある教育"を行い、"豊かな人間性を養 う"ことを主眼としたものである。ところが, この新しい高等学校学習指導要領によると必修 科目の数が減り、かつその程度が引き下げられ ているため、「必修科目に即した共通第1次学 力試験」という現在のやり方は今後は通用しに くい状況となった。この新学習指導要領による 高校教育は57年度より開始され(移行措置は来 年度より実施), それを履修した生徒の大学 進

学は60年度からということになる。それで、この新高校学習指導要領に即した新しい共通第1次学力試験のあり方を58年初頭までに決定しなければならない(実施2年前に改正案を予告しなければならないので)。そのような事情から、今回この問題を検討するため国大協の中に新しく「入試教科目改訂専門委員会」というものを設置することになったわけである。

# ① この委員会の性格および位置づけについて

この委員会の性格は、新教育課程による共通 第1次学力試験のあり方を主導的な立場に立っ て検討するものである。また、この委員会の位 置づけであるが、これは国大協のなかの第2常 置委員会の下部組織として設置する特別委員会 というかたちのものである。

なお、この新しい共通第1次学力試験のあり 方の検討に当たっては、単に第2常置委員会だけで取り上げず、全国各ブロックにも委員会を設置して共通1次試験の内容の問題のみならずこれの実施方法上の問題——例えば受験生の地域割りの問題等——を含めて検討し、それらを総合集約する体制をつくる必要があるのではないかとの意見もあるが、今回の検討作業は急を要する事情もあるので、取敢えずこの専門委員会を発足させ、状況により各地区委員会の設置も考えるということにした。

#### ② この委員のメンバー構成について

この委員会は、次の3つの分野から計16名の 委員をもって構成することにした。 第2常置委員会には現在ワーキンググループとして小委員会があるが、この小委員会から次の7名を選定し、第2常置委員会との連携を図ることとした。

東京工大 斎藤 進六(委員長) 弘前大 帷子 康雄(教員委員) 名古屋大 丸井 文男 ( " 岡山大 片山 嘉雄( ) 東京大 肥田野 直(専門委員) 東京外大 安倍 北夫( " ) 大阪大 扇谷 尚( 〃

次に,この問題の検討に当たっては,高校の 教科内容等に関する知識が必要とされるので, その方面に造詣のある大学教官の中から次の3 名を選定した。

 筑 波 大
 高野
 文彦 (物理学系)

 横浜国大
 奥田
 真丈 (教育学部)

 京都教育大
 松井
 栄一(教育学部)

更に,受入れ側の大学としての立場から,各 専門分野の教官の中から次の6名を選定した。

一橋大 堀部 政男(法学系) 鹿児島大 吉村 朔夫(経済学系) 北海道大 喜多 英明(理学系) 東京工大 末松 安晴(工学系) 東京農工大 福原 敏彦(生物系) 東京医歯大 中谷林太郎(医学系)

なお、先程申し上げたように全国各ブロック にも委員会を設けてはどうかとの意見もあるの で、委員選定に当たっては地区的配分をも考慮 した。

#### ③ 大学入試センターとの関係につて

今回の共通第1次学力試験のあり方の検討は 国大協が主体的に検討する建前であるが,実際 の検討に当たってはデータの収集や分析の作業 が必要となるので,その資料と人手を擁してい る入試センターの協力が必要となる。それで、 入試センターにもこれの検討のための委員会 (構成員約20名)が設けられるが、この委員会 に本専門委員会委員の半数の方に参加して頂き 密接な連携を保つことにしているのでご了承願 いたい。

本専門委員会設置の趣旨については、委員長より以上のように説明があった。

#### 2. 高等学校学習指導要領の改訂について

このことについて扇谷委員より,配付資料「改訂の基本方針」,「各教科・科目の標準単位数等」を基に従前との相違点について詳細な説明があり,この新制度と大学入試の関係の重要性について言及された。

ついで奥田委員から新学習指導要領の内容に 触れて、次のような説明があった。

今回の指導要領の改訂は、小・中・高の一貫性を保たせるということにあり、最初から12年間の教育を問題にしながら行ったもので、教育課程審議会の中に分科会を置き、全体を通じての共通理解を図った。そして、基本的な考え方としては、先ず、12年間の教育課程を小学校・中学校においては共通の教科内容として、それを必修とすることを原則としようということである。それに対して、義務教育を終った高等学校では、個性能力に応じ選択教科を原則として構成しようとするものである。このように一つの大きな基本的な共通理解があるわけである。

以上のように教育内容の方針は、小・中・高 一貫しているわけであるが、一口に言えば、基 礎・基本を大切にしようということである。特 に、小学校・中学校においては徹底的に基礎的 事項・基本的事項に精選して学習内容を考え る。そうして高等学校の段階も基礎・基本を重 視するわけであるが、それには余り早くから専門に分かれないで、共通の基本・基礎教育を大切にすべきであるという考え方に立って構成されているものである。

このように、小・中・高の教育の一貫性ということについては、指導要領改訂の審議のなかで考えられてきたことであるが、このことと大学教育との関係のことは問題にはなったものの審議の対象にはならなかった。教育課程審議会としては大学の問題まで立入ることはできないので、高校まではこのようにやるから、その上に立って大学側としては考えて頂きたいということである。

ところで, 高等学校の1年生に必修科目を課 したのは、高校は原則としては選択科目を主と すべきところであるが、高校に進学 した 生徒 が,中学3年間の教育と連携を保ちながら自分 が専攻する土台造りを高等学校進学当初に先ず 考えるべきことではないかということから,国 社・数・理が必修科目とされたわけである。 そこで必修科目の性格であるが、これは高等学 校進学の生徒全員に身につけさせなければなら ない国民教養としての高等学校レベルの内容の ものが考えられている。この必修科目は一応4 単位の配当であるが、これは学習の進み具合に よっては6単位あるいは8単位というように単 位を増加させてもよいという融通性のある考え 方に立っている。また、教育水準の問題につい ては審議の過程でも心配された問題であるが、 これについては、結論的に言えば、従来の教育 水準を維持し、あるいはそれ以上のものにしよ うという姿勢で新学習指導要領は作成されたも のである。例えば、数学についていえば、選択 で微分・積分をとれば従来どおりのレベルを維 持できる。しかし、全員に対しこれを課するの

は無理なので、まず必修(数 I )だけをやり、 あとは各自の進度に応じ、また生徒の進路によって微分・積分までとれるようになっている。 このように選択科目によって教育水準が維持されるよう考えられている。

なお、先程扇谷委員よりお話のあった新学習 指導要領と共通入試との関係のことについて一 言すると、「現代社会」は新学習指導要領では 当分の間は、「倫理」と「政治・経済」とを別 々にやれば、それによって「現代社会」に代替 し得るということが例外的に認められている。 そこで、共通第1次学力試験の必修 科目とし て、当分「倫理」、「政治・経済」を含めてよい ことになる。それから、英語については、外国 語として全体的には選択科目ということであ る。

以上をもって、扇谷、奥田両委員の説明を終わり、関連して加藤入試センター所長から教育 水準の問題について、次のような 説 明 が あった。

先程,委員長より,新教育課程によると大学に入学する者のレベルが低下するのではないかとの懸念が表明されたが,今回の学習指導要領の改訂は教育水準を下げるものではないということは,ただいまの奥田委員の説明にもあったとおりである。現在の高等学校の教育課程では必修,選択科目のレベルは何れの高校でも同じである。このスタイルではこれらのレベルに応じられない者までにも必修を強いているのではないかという批判がある。そこで,これにこたえるためにも,この対応化が出てきたわけである。それで,大学に入ってくる者について考えるなら,教育水準は低くはならない。新教育課程では,高等学校時代に伸びる生徒はできるだ

け伸ばし、伸びない者も落ちこぼさないという ことである。そのようなことで、今回の学習指 導要領改訂による高等学校教育課程 の 多 様 化 は、あらゆる高等学校の生徒像に対応するよう な教育課程であるので、これに応じて大学側に あっても一般教育のあり方を考え直すべきでは ないかと思われる。

以上のような説明があったのち,次のような 意見の交換が行われた。

- 今回の改訂の趣旨についてはわかったが、 心配されることは、今までのレベル維持を強 調すると、いわゆる進学高校と、そのような ことを目標としない高校とでは、学力のレベ ルの差がますます開くことになるのではない かということである。また、国大協の対応次 第では、いわゆる進学高校の進学教育がさら に拍車がかけられることになるのではないか という点である。
- 現実論となるとそういうことがある。それ に、どのような教科書が出来るかということ が問題である。
- 教科書については、その関係者に対し、よく改訂の趣旨が盛り込めるようなものを作成するように伝えている。
- この委員会の検討すべき今後の課題についてであるが、今回の高校学習指導要領の改訂に基づき単に共通第1次学力試験の教科目を替えるということだけで済むのかどうか。これは大学の教養課程のあり方の問題にも関わってくるのではないか。また、これを共通第1次学力試験という問題に限定して考えてみても、次のような問題があるのではないか。現在の共通第1次学力試験というものは、高等学校での学習達成度をみるという共通尺度

を持っており、これは必修科目に準拠してい るものである。ところが, 新学習要領による 高校の教育課程では、先程の扇谷委員の説明 にもあったように必修科目数が減り, かつそ の程度も低いものとなり, 選択科目に重点が 置かれるようになる。そうなると、高校と大 学との関連を考えると, 従来のような高校と 大学との共通尺度というものがな く な る の で、大学側としては大学入学の基礎資格を何 に求めるかという抜本的な転換の必要性に迫 られてくることになる。 そういうことになる と, 高等学校までの教育と大学の教育の一貫 性ということを踏まえながら、大学教育のあ るべき姿という理念に基づいて、大学側から 高等学校以下の教育に対して要望することも 必要となる。しかし、この委員会がそこまで 問題を拡げてよいものかどうか。この点を本 委員会の発足に当たって十分検討しておかな いと焦点がボケるのではないかと 懸 念 され る。

- その点は重要な問題であると思う。大学教育の全体から考えてみても、この議論は、この委員会のなかで拡めていってもよいのではないかと思う。
- この問題は当然この委員会で検討してもらわなければならない問題である。そうでないと具体的な入試科目も決められない。現在は共通第1次学力試験の一般的,基礎的科目というものが,たまたま高等学校の教育課程と結合したかたちになっているのであるが,今回の多様化された新高等学校教育課程に対して大学側はどう対応すればよいのか。それについては大学の主体的な立場の議論が大いになされてよいものであろうし,またその結果が今後の基本的な考えとなり得るのではなか

ろうか。

概ね以上のような意見が交され、本議題の協 議を終わった。

# 3. 大学入試センターとの連絡方法等について

このことについて、加藤入試センター所長より次のように説明があった。

今回の高等学校学習指導要領改訂に伴う共通 第1次学力試験のあり方を検討するため,国大 協の中にこの「入試教科目改訂専門委員会」 (以下「入試改訂委」という)が設けられた が,これに対応して,これの下請け的な役割を 果す委員会を入試センターの中に設けることに した。この委員会の名称は「試験教科目等調を した。この委員会の名称は「試験教科目等調を 研究委員会」と称し,約25名の委員(入試を ター所長を含む)をもって構成される。そのメ ンバーについては,まだ確定のところまでには いたっていないが,国大協の「入試改訂委」か ら肥田野,安倍,末松,奥田,丸井,松井,片 山の7委員に兼務で参加して頂くことにしてい る。なお,この25名の委員の構成は次のように 考えている。

- ① 国大協「入試改訂委」から7名。
- ② 入試センター運営協議会から4名(このうち肥田野、丸井両委員はここでもダブっている)。
- ③ 入試センター実施方法専門委 員 会 か ら 3 名。
- ④ 入試センター研究部会から2名。
- ⑥ 入試センター教科専門委員会から数名(未定)。(各教科から出る)
- ⑥ 公立大学から臨時委員として2名。

そのほか参考人として意見を徴するため,大 学関係者(入試改訂委の委員の中から),高校 関係者(入試センターの中にある高校との連絡 協議会の総合部会から推せん),それに教科書関係者(文部省初中局関係官)に随時出席して貰 うことにしている。

概ね以上のような形で委員会を運営し、「入 試改訂委」の考えに沿って実務的検討を進めた いと考えている。

# 4. 国立大学協会の対応のタイムスケジュール について

このことについて, 委員長より次のように説 明があった。

今回の高等学校学習指導要領改訂に伴う新教育課程に基づく国公私立大学の入学者選抜は昭和60年に実施されるが,文部省はその2年前にその実施大綱を決定,公表しなければならない。そこで,それから逆算して考えると配付資料のようなスケジュールになり,国大協としては57年11月総会で「新教育課程による国公立大学入学者選抜の実施に関する最終結論」を決定,公表しなければならない。そして,そのためには,その1年前の56年11月総会にこれの「中間報告をまとめるについてはその1年前の55年11月総会にこれの基本的方針を出さなければならない。

ところが、ここで問題なのは、「中間報告」を決定、公表する56年11月までには新教育課程による教科書がまだ出揃っていないことである。しかし、スケジュール的には、国大協としてはこのように作業を進めていかなければならないので、その間は新学習指導要領および文部省、入試センター等の情報等を基に検討を進めることになる。そのようなことで、本年11月の「基本的方針の取りまとめ」が当面の目標ということになり、相当のハードスケジュールをこ

68

なさなければならない。

ついで、加藤入試センター所長から、次のような補足説明があった。

ただいまの委員長のお話のように、58年初頭 に文部省が大学入試の実施要項を公表すること は確定しているので、国大協としての検討作業 は年が明けたら早速開始し、11月までに密度の 濃い検討をして「基本的方針」をまとめなけれ ばならない。そして、その検討は教科書なしで やることになる。教科書が出揃うのは国大協が 最終的に入試の大網をまとめる57年11月の総会 直前であるが、その時点ではもはや手直しはで きない。それで、ここで方向を誤まると大変な 問題であるので、文部省の初中局と密接な連絡 を取りながら作業をすすめなければならないと 思っている。

以上の説明について,次のような意見の交換 が行われた。

- 55年11月の国大協の総会において、「基本 的方針」の決定をするということであるが、 これは何がポイントとなるのか。
- このポイントとして考えられることは、大 学入試教科目表示の下地を作ることである。 なお、それに伴う周辺の問題も考えなければ ならないことであろう。
- 55年11月の基本的方針決定と,56年11月の中間報告の間に各大学へのアンケート調査は考えられているのであろうか。
- それは、当然考えられることである。56年 11月の中間報告決定から57年11月の最終報告 の間でも必要であろう。
- 更に具体的なことになるが、55年の11月までの作業としてはどのようなことを考えているのであろうか。

- それには、先ず入試センターの方の「試験 教科目等調査研究委員会」が始動して、それ に応じて「入試改訂委」が検討を始めること になるものと思うが、最初の指示は「入試改 訂委」から出して貰わなければならない。た だ、議論の進み方によっては臨機応変に考え なければならないので、最初のスタートはか なり自由度をもって対応していかなければな らないのではないかと思っている。
- 最初の1~2回は入試センターの委員会で 問題点の整理をして貰い、そのあと2月下旬 頃にそれを基に「入試改訂委」で検討するの がよいのではないか。

#### 5. 第1常置委員会との連絡について

このことについて,委員長より次のように述べられた。

高等学校の学習指導要領の改訂に伴い新しい教育が行われることになると、高校生の人間像が変化してくることが予想される。そこで、大学の一般教育が従来のとおりのものでよいかどうかという問題が出てくる。ところで、この一般教育のあり方ということは大学の組織制度に関わる問題であるので、国大協においては第1常置委員会の担当事項であると思う。そのようなことから、去る10月6日に「昭和57年度よりの高等学校学習指導要領改訂に伴う大学における一般教育の充実について」という第2常置委員長の私信を小坂第1常置委員長宛に送り、以同時に「教養課程に関する特別委員会」の岳中委員長にも連絡をとり了承を求めた。

以上のような報告があり、これをもって本日 の譲事を終了した。

次回2月26日(火)14:00~16:30

# 第3常置委員会

日 時 昭和54年10月18日 (木) 13:30~16:00 場 所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

木下, 古屋, 加藤, 吉田, 水野, 南各委員 粟冠専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。本日は,従来からの懸案になっている課外活動施設の問題についてご協議を願うのであるが,まず前回(6月18日)の議論の結果をふまえたうえ,小委員会でその問題点をまとめ,配付資料「課外活動施設の整備について(案)」のとおり整理してもらったので,それを中心に議論をすすめることにしたい。そうして,その検討の結果は,それを要望書のかたちにまとめて関係方面に提出することにしてはどうかと考えている。

以上のような挨拶があったのち議 事 に 入 った。

### 【議事】

## 1. 課外活動施設の整備拡充案について

まず,配付資料「課外活動施設の整備について(案)」の朗読があり、ついでこれについて次のような意見の交換が行われた。

- 昭和40年2月に文部省の学生課から「国立 大学における厚生補導に関する基準的な施設 ・設備」というものが一応示されているが, この区分のなかで課外活動施設の面積という ものは独立しては示されていない。それで大 学では,課外活動施設としての面積にまだ余 裕があるのかないのか,その辺のことが一向 わからない。
- その基準面積についてであるが、文化系サ

ークルでは共用施設でなければ課外活動施設 としては認められていない。また,体育系に ついては体育館,水泳プールおよび武道館が どれだけ,また屋外運動場およびその付属施 設がどれだけというようなかたちで,これら の共用施設および体育系施設の基準面積が示 されている。

- 体育系の課外活動施設は、その正課の施設 とはどのような関係になっているのであろう か。
- 体育系の課外活動施設は、正課との関連で 随分融通されているということは考えられる が、これを正課の施設とはっきり区分けする ということは困難なことである。
- そのように、課外活動施設の面積がはっき りしないのであれば、現在課外活動施設の基 準面積を拡大してほしいということは大学の 厚生補導に関する施設全般の基準面積を拡大 してほしいということであろうか。

Ç

- それについては、この案の2.に「また、正 課教育との関連で……基準の改訂に合せて基 準の弾力的運用の措置も必要であろう」と示 してあるような意味で基準面積については見 直してもらいたいということである。
- 顧問教官についてであるが、この案の1.の なかに「顧問教官制度を確立し、その責任を 明確にする」とあるが、この責任を明確にす るというのはどのようなことであろうか。
- 委員長の提案にもあったように、例えばこ の案を要望書のようなかたちで提案するとい

70

うことになれば、やはり大学の姿勢というも のについて述べなければならない。そこで、 前回の報告書「課外活動中における学生の災 害事故対策について」(49年11月)のなかに も顧問教官の確立が考えられるということを 言っているので、そのような意味からも顧問 教官というものについて触れたわけである。 顧問教官の責任ということについては、「道 義的責任と、大学と学生との間の 連絡の 責 任」ということになるのではなかろうか。な お、課外活動中に発生した学生の災害事故に 関する顧問教官の責任については、前回(49. 11) の報告書のなかに詳しく述べているが, その結論を言えば、道義的にはとも角として も、法律上は顧問教官は全く関係がないとい うことである。

- この40年2月に学生課から出された施設・設備の基準については、既に10年以上経っているのであるから、現在は、見直されてよい時機であるようにも思う。その際、当方からの要望としては、①40年基準にも遠していない大学についてはこれに近づけるよう整備を進めて貰い、これと併行して基準改正を要望する、②キャンパスが分散している場合、別団地の施設充実を図って貰う、③文化系サークルと芸術系サークルの施設は別個に考えて貰う、などのことが考えられる。
- 学生の情況も10年前とは随分変化してきて おり、課外活動のサークル数においても現在 は著しく増え、かつその様相も多様化してい るので、その基準面積については拡大ととも にこれの運用の弾力化を要望すべきである う。
- 40年当時と現在との財政比較や他の教育施 設の整備との比較などを基にして,このよう

にしてほしいと要望してはどうか。前回の学生課長との懇談のなかでも,国大協の方から 課外活動施設の整備充実について要望があれ ば,文部省としては前向きに努力する用意は あるということを言っているので,この際要 望すべきであると思う。

○ 課外活動施設の整備拡充の要望については 面積の拡大のこともあるが、質的な要素についても要望する必要があると思う。例えば私 立大学の体育系施設などはかなり進んだ設備 がなされている。

概ね以上のような意見の交換があったのち、 委員長より次のように提言があった。

本日の意見を伺ったところでは、今後の作業 の進め方については次のようにしてはどうであ ろうか。

- ① 大体この案の方向で作業を進め要望書案を 作成する。
- ② なお、中身については、本日の議論を踏ま えたうえ更に検討し、小委員会でこれを文章 化することにする。
- ③ 要望書提案のタイミングについては、概算 要求との関連もあるので、55年の4月を目途 として作案し、これを55年6月の総会に提案 できるように準備する。

以上の提言について, 次のような質疑があった。

本日の議論を踏まえたうえ更に検討し、小委員会でこれを文章化するということであるが、 それについてはもう少しこの案の内容に関し個々の問題点——例えば顧問教官の問題などについて指摘して頂かないと小委員会では書きようがないのではなかろうか。

これについて委員長から次のように述べられ

た。

その点については、次の総会前にもう一度親 委員会を開く機会があると思うので、問題点で あると思われる具体的な箇所については、更に 検討して作業を進めることにしてはどうであろ うかと考えている。

このあと、顧問教官のことに関し種々意見交 換があったのち、以上の委員長の方針で今後作 業を進めることを了承した。

#### 2. その他

次に委員長から次のように述べられた。

来る11月6日に第3常置と第4常置との合同 会議を開催するが、その合同会議の議題につい ては次のように予定している。

①学生の教育研究災害傷害保険に関する問題 について

②学寮の管理運営に関する問題について

第1の問題の「学生教育研究災害傷害保険」 は,ご承知のとおり,学生の相互扶助の形で正 課中に起きた学生の災害事故に対し保険金の給 付を行うというもので、国大協の推進によって 昭和51年度より発足し、これの加入も順調に進 んでいる。ところが、これの事故発生件数が予 想より下回っているため, 現在のところこの保 険金が学生に十分に選元されていない状況とな っている。それで、これの適正有効な運用を図 るため何らかの改善策を講ずる必要に迫られて いる。その改善の方向としては、保険料の引下 げや保険金の引上げを図る措置も考えられる が、これの担保範囲を拡大して、正課の範囲の 拡大や、更に正課外の領域までその対象を拡大 することも考えられる。しかし、これを正課外 の領域まで拡大する場合には、その取扱い上種 々問題もあるので、それらの点についてこの保 険の業務を所管している学徒援護会の担当者より説明をきき、協議しようというのが第1の議 題である。

次に、第2の「学寮の管理運営」というのは、具体的には、いわゆる2.18通達に基づく学寮の経費負担区分の問題のことである。昭和39年にこの通達が文部省から出されたが、各大学の学寮にはそれぞれ歴史的な経緯があって必ずしもこれが十分遵守されない状況にあった。このことに関し、去る47年に会計検査院より注意があったが、今年の検査でその後も改善の実が十分挙がっていない点について厳しい注意とともに今後の改善の具体策の提示が強く求められた。この学寮の経費負担区分の問題は、各大学それぞれ異なる事情があって一律に論ずるのはむずかしいが、一般論として一応検討の要があると考え、議題として取り上げたわけである。

以上の説明ののち、次のような意見交換が行われた。

- 学寮の問題については、各論の議論になるとこれまでにも議論したように、各大学の事情も違うので際限がない。総論だけということになると、寮経費の校費負担が正しいかどうかという議論になるが、現在各大学は2.18 通達の線に沿うよう努力している 実情にある。そのようなことで、学寮問題については、国大協としての統一見解は仲々出ないと思う。したがって、この問題を議題として採り上げてみても結局は情報交換に終わるだけではなかろうか。
- 学寮問題に関する情報交換という程度のことであれば、これまでにも何回となく行ってきたのであるから、この段階で重ねてそれをする必要はないと思われる。

以上のような意見交換が行われたほか、若干の議論が交されたのち、第3常置としては、この問題は特に議題として取り上げるべき問題ではなく、むしろ各大学の実務担当レベルのブロ

ック会議等で善後策を協議するのが適当であろ うとの結論となった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3・第4常置委員会合同会議

日 時 昭和54年11月6日(火)13:30~16:00 場 所 東京大学附属病院好仁会301号室 出席者 (第3常置委員会)広根委員長 木下,岡本,福井,金子,高瀬,吉田,南, 大賀,永松,古川,中村各委員 栗冠専門委員

(第4常置委員会)山岡委員長村尾, 岡路, 大池, 渡辺, 鈴木(一), 吉田, 野村, 柳田, 鈴木(寛), 吉利, 桑原, 百々, 筒井, 綾部, 池田, 勝木各委員井上臨時委員小路専門委員(文部省)石井学生課長他1名(学徒接護会)長谷川理事

広根 (第3常置),山岡 (第4常置) 両 委 員 長主宰のもとに開会。

初めに両委員長から次のように挨拶があった。

本日の議題は,

- (1) 学寮の管理運営の問題について
- (2) 学生の教育研究災害傷害保険に関する問題について

の二つの問題を取り上げているが,この(1)の問題については文部省の石井学生課長より,(2)の問題については学徒援護会の長谷川理事より説明があるので,まずその説明を伺ったうえで,時間の許すかぎり,これらの問題について質疑および意見の交換をすることにしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

### 【議事】

1. 学寮の管理運営の問題について

このことについて石井学生課長より次のよう に説明があった。

この問題の説明に入る前に、本年度の学生の 厚生補導に関する施設の整備状況と、先般国大 協から提出された厚生補導関係の諸要望に関し てご報告したい。

まず、厚生補導関係施設の整備状況であるが、学生寄宿寮については本年度10大学16寮を整備することになった。これらのもののなかには旧寮を改築して、いわゆる新々寮として新築するものも含まれている。それから課外活動共同利用施設については9大学9施設を整備し、また大学会館はその新設と増設を認めるものに7大学7施設がある。

次に,国大協から本年度提出された要望書の 各事項については,次のような状況となってい る。 ① 国立大学共同利用研修施設設置 • 充実に関する要望について

この共同利用研修施設について、要望書では「各地区少なくとも2ヵ所を設置する」と 提言されているが、近畿地区は今のところ1 施設もない状況である。しかし、近畿地区に は財団法人の研修施設もあるので、取敢えず これらを利用しておいてもらいたい。

また、共同利用研修施設に体育館を整備してほしいという要望があるが、そのことについては近々各大学学生部関係者の集まりがあるので、その際検討することにしたいと思っている。この共同利用研修施設整備の要望については、その方向に沿って整備を図っていく考えである。

② 大学保健管理施設の増設・充実についての 要望について

来年度3大学について新設の要求をしている。また、保健センターの教官の整備については17大学を予定している。なお、センターの要員増員については、定員増は困難な状況にあるが、できるだけ予算の増額実現に努力したい。

③ 厚生補導に関する施設の基準面積の改正についての要望について

この問題については,課外活動共同利用施設や大学会館等の関連において,基準面積の改正の方法はないものかと思い,近い時期に,各大学の学生の厚生補導に関連のある担当教官ならびに学生部関係職員等を交えた委員会を構成し,この問題について前向きの姿勢で取り組みたいと考えている。

④ 学生部関係職員の待遇改善に関する要望に ついて 要望書に提言されている「大学の規模の大小にかかわらずすべての学生部長に在職期間中指定職を適用されたい」という要望については,人事院総裁に対し文部大臣名で,現在適用申請を提出している。また,「学生部の課長の特別調整額の均衡を考慮されたい」という要望については,54年度に差し当り数校について厚生課長が学生課長と同等となるように努力することを考えている。なお,この問題については,バランスを考えて徐々に改善の方向へ努力していくつもりである。

⑤ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望について

奨学金の問題については貸与額の増額と奨学生採用者の増員の二つが要望されているが、貸与額の増額については、本年度は私立大学の貸与額の増額を中心に考えたが、来年度は国立大学の貸与額増額について努力したいと考えている。それから奨学生採用者の増員については、国立大学の場合、私立大学の奨学生の数に比して、かなり多くなっている。そこで、最近の社会情勢からも、まず私立大学の採用人員の増員を中心に拡充していく考えである。

なお、奨学制度の拡充の問題は授業料値上 げの問題とも絡むので、拡充に伴って授業料 引上げの問題が起こるのではないかとも思わ れる。しかし、この授業料問題については国 大協からの要請もあり、慎重に対処したいと 考えている。

概ね以上のような報告があったのち、本題の 学寮問題に関し、その経費負担区分の問題につ いて配付資料「実地検査の結果について」(文 部事務次官宛会計検査院事務総局第2局長より の文書)および「昭和53年度学寮における経費 の文書)および「昭和53年度学寮における経費の国超過負担額調」を基に詳細な説明があり、 これの適正な運用について大学側の善処を求め る要請があった。

以上の説明があったのち、次のような質疑および意見の交換が行われた。

- 学寮の経費負担区分の適正な執行のため、 旧寮を早く「新々寮」に改築するようにとの 話があったが、34年以降に建てた「新寮」に ついても改築を考えてよいか。
- 52年度から新寮の改築も認めることにした。
- 寮生が炊事人を雇って食堂を賄っているというかたちが大学によってはあると思うが、 これについてどのように考えているのであろうか。
- 会計上の問題としては寮生雇いでも差支えないわけである。しかし、大学の施設について、その設置・維持の責任を負えない学生が人を雇用した場合、雇用された者は極めて身分等の保証が不安定であろう。また、管理上の問題もある。そこで単に会計・経理上の問題がないとしても、寮生雇いというかたちは、押し進めるべきものではないと思う。
- そのような場合、寮生から集めた金で国が 雇用するというかたちはどうであろうか。
- 原則的には、学内にある寮についてはできるだけ食堂を設置しないというか たちに して、一般学生と同じ食堂を利用するという方向で問題の解決を考えてもらいたい。もし一般学生食堂に収容できないというような問題がある大学では、第2の方法として寮食堂の経営を外部委託で考える。これもできないという場合は、寮生から人件費も含めた寮費を徴収するというかたちも検討せねばならない

ということであろう。

- 炊事人が近く停年退職で辞任するが、その際にどのように対処したらよいか。前例にもなるので、そのような場合の対処の指針を早く出して貰いたい。
- そのことは今回も会計検査院から厳重な指摘のあったことである。今回の指摘では47年度の場合と違い、国費負担の炊事人補充というかたちは絶対に執り得ないこととされている。もしも、そのような事情で食堂をどうすればよいかという対応の問題があれば、食堂は廃止するか、業者委託の方向を考えなければならないということである。
- 経費負担区分の通達についてであるが、この通達には読みようによってはどのようにも解釈できる点がある。その点をはっきりするようにしてほしい。
- この通達の具体的な点については、やや問題となるところもあると思うが、これの精神は、一般的に学生が下宿をした場合にはどういうようにやっているかという見地から経費の問題を考えている。この通達の趣旨は、学生の私生活に要するものは学生個人の負担とするというものであって、そのように判断して貰えば、これの表現を改めてはっきりさせるということよりは、現在の寮の運営をどうすれば改善できるかの具体策を示すことの方が肝心なことと思われる。
- 今回の会計検査院が指摘した問題点等について、本日の委員会に出席している大学では説明を伺ったので了解できるが、その他の大学については何か連絡の方法でも考えられているのであろうか。
- 今回会計検査院から調査を受けた大学については、いずれ会計検査院の方から文書が行

くものと思うが、その他の大学一般については、文部省の方でしかるべき機会に、何らかの方法により、このような問題があるということを報告したいと思っている。

以上をもって学寮の管理運営問題に関する質 疑および意見の交換を終了した。

(文部省側退席)

# 2. 学生の教育研究災害傷害保険に関する問題 について

このことについて長谷川学徒援護会理事より 次のように説明があった。

国大協が昭和43年以降検討を続けてきた学生 の教育研究災害補償制度の構想が実って, 昭和 51年4月に「学生教育研究災害傷害保険」が実 現し、学徒援護会がこれの業務を担当すること になった。本会ではこれの業務の遂行に当たる とともに、その実績を踏まえこれの運営の改善 に努めてきた。そして目下,昭和55年度を期し て、この保険の画期的な改正を目指して、各方 面の意見を伺っているが、わけてもこの保険の 生みの親ともいうべき国大協, また, 全大学が **賛助会員となってご協力をいただいている国大** 協のご理解を得ることが最も重要と考え、今日 まで2回にわたって第4常置委員長にそれぞれ の時点における検討状況をご報告してきたが、 今度第3・第4常置合同会議開催の好機に、概 ね最終段階に達した改正案についてご報告申し 上げ、ご理解とおおよそのご了解を得たいと考 えて参上した次第である。

以上のような前置きののち、本保険の概要 (その経緯、性格、内容、加入状況、事故発生 状況等)についての説明があり、ついで今回の 改正の趣旨、内容について次のように説明があった。 ただいまの説明のように、発足後3年目の53年度の改正にもかかわらず、予想に反して事故発生が少なかった。これについて、保険会社の方では、最初の加入者が卒業するまでの4年間の実績をみた上で本格的な改正をしたいといっているが、本会としては早急に改正を図りたいと考えた。

その改正の方向としては、①保険料の引下げ、②保険金の引上げ、③担保範囲の拡大等(および①、②、③の組合わせ)が考えられるが、本会としては、あらゆる角度から検討した結果、②に若干の考慮をしながら(入院1日1,000円を3,000円に)、③の方向で改定したいと考え、目下文部省と協議中である。

その改定の具体的内容としては,次の二つのことを考えている。

## 1) 正課の範囲の拡大

「正課に準ずる教育活動としての大学行事」の範囲を,現在の「学部単位以上の主催で全員参加」を「学科(専門課程)単位以上主催・任意参加」まで拡大する。そして,保険金は正課と同額とする。

# 2) 正課外の領域まで拡大

- イ)大学の施設内におけるすべ て の 活 動 (個人,団体を問わず)。但し,学寮,特 定の場所,時間を除く。
- ロ) 学内体育団体が予め時,所,責任者,参加者氏名を届け出た上で行う学外の課外体育活動。なお,届出は保険会社宛として大学へ提出する(大学の教育責任についての誤解を生じないために会社宛とする)。

なお,イ),ロ)とも保険金は,死亡 =200万円,後遺傷害=300万円まで,医 療1カ月以上で入院の場合=1日3,000 円、としたいと考えている。

概ね以上のような説明があったのち、次のような質疑および意見の交換が行われた。

- この改定案について、この席で出た意見、 希望等を参考にして手直しが行われるのか。
- もっと早い時期にお諮りすべきであったと 思うが、ある程度まとまった案が出来た上で なければ説明ができないので、今日に及んで しまった。しかし、まだこの案は最終案では ないので、ご意見が伺えればそれを成案に組 み入れ、所要の手続を取ったうえ年度内には 各大学へ通知する手順にしたいと考えてい る。
- この保険の損害率が予想より低いため保険 金に余裕が生じているので、保険金の給付範 囲を拡大しようということであるが、その場 合にかかる金の問題はデータもないのでここ では決められない。ただ、この改定について は運び方の問題がある。この制度が発足する 当時,大学宛に意向調査をし、大方の替成を 得たが、学生の反応はこれとは異なり、正課 中の災害事故に対しては全額国家補償とすべ きであるとか、かりに互助制のものとしても 利潤を導入しないで安くすべきであるとかの 意見が強かった。そのようなことで不加入の 学生もあって、この制度は自由加入となって いる。現在はその当時と事情は変っていると 思うが、そのような過去の経緯があるので、 改正の趣旨は賛成だがその取扱いは慎重に運 んでほしい。
- 今までにも、加入者への還元措置は考慮されたことがあるのであろうか。
- これまでも、保険金アップの改定は行って きた。

- 今度の国大協総会には、この問題について どの程度の報告をすればよいのであろうか。
- 総会には、この問題についてこの案の改定 の要点だけを報告すればよいのではないかと 思う。
- 今回の改定案で保険金給付の対象とされている学外での課外体育活動の場合,その体育団体が予め時,所,責任者,参加者氏名を保険会社宛に提出することになっているが,それはその行事の都度届出をするのか。それを学生が一々実行してくれるかどうか。その届出をしなかった場合に生じた事故に対しては,保険は適用されないことになるのか。学生に不利益にならないような考慮が必要と思われる。
- この届出については、いろいろ問題点もあろうが、保険会社の方では届出は厳重に実行してもらいたいということである。その行事に誰が参加しているかをはっきりさせて貰わなければならないことになっている。
- この形は、現在実施されているスポーツ障害保険の場合と同じで、その行事に対してだけの保険であると思われるが、日常のスポーツ活動について、その都度届出をするということは、毎日練習するようなスポーツ団体などは実際に実行できるものであろうか。
- 毎日練習をするスポーツ団体は、おそらく 殆ど「学内の施設」を使用して行うものであ ろうから、その場合は届出の必要はない。
- しかし、スポーツの種類によっては、一概 に学内で行うとは限らず、学外で毎日行うス ポーツもあるので差別が生じないようよく検 討して実行してもらいたい。

概ね以上のような意見の交換があり、本日の 議事を終了した。

# 第5常置委員会

日 時 昭和54年11月13日 (火) 16:00~17:00

場 所 学士会分館6号室

出席者 佐々木委員長

西川, 加藤, 坂本, 平島, 高安, 平松, 丸山, 石塚, 伊地智, 小林, 野本, 西沢, 并上, 柿本, 宫城各委員 白倉専門委員

(文部省) 勝谷国際学術課長他1名

佐々木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように挨拶があった。 本日お諮りする主な事項は次の2点である。

- ①次期委員長の選任について
- ②訪問学者(中国政府派遣研究員)の取扱い について

①については、私が来る11月16日をもって学 長任期満了により退官することになり、それに 伴い第5常置委員長も退任することになるの で、次期委員長の互選をお諮りするものであ る。

②については、文部省側より申入れがあり、 勝谷国際学術課長からその説明があるので伺う ことにする。

以上2点が主な議題であるが、そのほか次の ことを報告しておきたい。

その1つは、明日から国大協の総会が開催されるが、その際の委員長報告として、先般行った「招へい外国人教師の住居に関するアンケート調査」の結果について、配付資料に基づき報告したいと考えている。

その2は、現在計画中の有志学長による中国 視察に関することである。この件については、 これも第5常置の所管事項として扱うことにな ったので、参加希望学長19名にお集まり願い、 この計画のための打合せ会を総会第1日目(14 日)の昼食時間に開催したいと考えている。

以上のような挨拶があったのち議事 に入っ

た。

#### 【譲事】

1. 訪問学者(中国政府派遣研究員)の取扱い について

このことについて勝谷国際学術課長より次のように説明があった。

この問題が出てきた経緯についてまずご説明 したい。中国では目下「四つの近代化」を進め ているが、その一環として人材養成を図ってい る。そのため中国政府は、先進国に留学生の派 遺を積極的に進めているが, わが国の場合, 本 年4月に進修生、研究生の受入れが行われ、来 年4月には学部留学生の受入れが行われること になっている。ところで、本年5月、教育部の 留学生管理司責任者が来日して、現在留学中の 進修生、研究生の実情を視察して回ったが、そ の際の文部省との数次に亘る会合において、進 修生の中に含まれているキャリアのある者につ いては今後学生扱いにしないで共同研究者扱い にしてほしいとの強い要請が出された。それ で、これを受けて文部省で検討の結果、一応別 紙資料のような案を取りまとめた。ついてはこ の内容について国大協としてのご意見を伺いた

以上のような前置きののち,資料「訪問学者 (中国政府派遣研究員)の取扱いについて」に 基づき,その経緯,訪問学者の概要,訪問学者の取扱い,今後の進め方,等に関し詳細な説明 があった。

以上の説明について次のような質疑があった。

- 中国政府派遣研究員について、その受入れのための宿舎はどのようになっているのであろうか。
- これらの宿舎については、いまのところ見 通しがない。そこで、個別に相談して善処し たいと考えている。
- 今回の中国政府からの派遣研究員はどのく らいの年輩の者であろうか。
- 大体44~45才程度の人達だが、若いのは35 ~36才くらいの者もいる。なお、中国側の希望としては、平均2年くらいの研究期間としたいということである。
- このような枠のものは、中国だけに設ける ということになるのか。また、従来から全く ないかたちとして受け入れることになるので あろうか。
- いままでには全くないかたちとして受け入れることになる。ただ一つ,外務省の外郭団体である国際協力事業団が行っている制度があり,東南アジアの技術研修生を早晩受け入れることになろう。しかし,この制度は中国政府派遣研究員と異なり,日本政府が予算を出して行うものである。
- 今度の中国政府からの派遣研究員は、既に 日本に来ている進修生や研究生とは異なる者 として派遣されてくるのであろうか。あるい は、これまで来ている進修生の中にもこのよ うな枠に入れた方が適当な者がいるというこ となのであろうか。

- 現在,派遣が始まっている 425 名の中国留学生のうち,研究のキャリアのある人を別扱いにするということである。
- 学術振興会の方でも、このような枠がある ようであるが、これとの関係はどうなのか。
- 学術振興会の方のものとは年齢・資格あるいはキャリア等でオーバーラップする面もあると思うが、学術振興会の方は中国科学院を通しての話であり、この派遣研究員は中国教育部の方からの話である。そして、科学院と教育部双方の話し合いのうえ、同じ条件のもとに学問分野を定めて派遣するというかたちのものである。
- 今回の派遣研究員と学術振興会の方で受け 入れる研究員の待遇その他で格差があるとい うことでは問題があると思うが、その点はど うであろうか。
- その点は、中国側の方も認識しているので、心配はないと思う。
- 現在の進修生、研究生は、自然科学系のものが多いと思うが、その実態はどうなっているのであろうか。
- そのとおりで、全員自然科学専攻の者である。ただ、これからは社会科学の分野から経営工学の研究者も来るようになるのではないかと思われる。
- 日本政府は、例えば核融合の研究員のようなものでも無条件で受け入れることになるのであろうか。
- その問題については、日本政府では研究協力はするが、軍事協力をすることはできないということを厳しく言っている。
- これらの受入れについて、該当大学への照 会はいつ頃になるのであろうか。
- 文部省からの文書による照会が今月中に該

当大学へ行くかどうかはわからないが、できれば今月中に連絡をとり、文書の方はあとになると思っている。

以上をもって、この問題についての質疑を終 了した。

なお、この問題については、総会第2日目の 学長懇談会の際にも文部省側から更に説明を行 い、意見交換をするということになった。

(文部省側退席)

# 2. 委員長の選任について

このことについて協議の結果,石塚直隆委員 (名古屋大学長)が次期委員長に選任され,11 月17日より就任することになった。

# 3. その他

来年度の外国学長の招へいについて, 文部省 から早目に検討してほしいとの依頼 が あ っ た 旨, 事務局長から報告があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 第6常置委員会

日 時 昭和54年10月8日(月)10:00~11:00 場 所 国立大学協会会議室

出席者 向坊会長,香月副会長

今村委員長

九嶋, 畑, 大石, 蓼沼, 髙梨, 武藤, 榊, 安藤,

竹山,神田,中塚各委員

吉田, 平間, 舟橋各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

#### 【議 事】

# 1. 第5次定員削減の対策について

初めに委員長から次のような経過報告があった。

前回(9月27日)の委員会以後、去る9月28日に特別会計制度協議会(以下特会協議会)を開き、第5次定員削減問題について文部省側の説明を伺った。それによると情勢はなお厳しいようであり、来る10月12日には最終的な各省庁別の削減目標数が閣議決定されるという状況にもあるので、最後の努力を払うため今明日中にも行政管理庁長官に面会し国立大学の定員問題の窮状を訴えたいと考えている。ついては、そ

の前に第6常置および理事会を開いて国大協の 正式の態度を協議し要望書案の取りまとめを行 いたいと思い,本日お集まり頂いた次第であ る。

次に「昭和55年度予算に関する要望書」については、特会協議会の際説明し、文部省へ提出した。また大蔵省に対しては、この15日に会長等が出向いて趣旨説明をして提出する予定である。

以上がその後の経過の大筋である。

なお、定員削減の問題について、その後の経 過の概要を述べると、去る9月20日に文部大臣 に面会し、次の3点に重点を置いた申し入れを 行い、この旨を来る閣議(9月26日)の際に反 映されるよう要望した。

① 第5次定員削減に当たっては、大学の教育

80

- ・研究の役割の重要性と大学の組織運営の特殊性に鑑み、国立大学の教職員の定員を国家 公務員定員削減の一環として一律に扱わない こと。
- ② 教員および医療関係職員を定員削減の対象 から除外するだけでなく、これを定員削減の 対象母数から外すこと。
- ③ 新設大学については、未だに定員が充足されていない現状に鑑み、第5次定員削減の対象から除外すること。

以上のような要望を行ったが、今回の特会協議会での文部省側の説明では、これらの要望事項について行政管理庁と折衝した結果、教員および看護婦等については従来通り定員削減の対象から除くことが可能のようであるが、これらの数を対象母数から外すことについては、第1次定員削減以来の全体的な定員管理の流れからして、現時点でその基本ベースを変えることはできないということであった。

その他の国立大学の事務職員については,これを他の公務員と違った扱いにすることはむずかしいが,文部省としては国大協の要望をうけて削減率の軽減を強く主張していくとのことである。なお,この国立大学の事務職員の削減率を下げるということについては,他省庁も理解し得るような何らかの説明材料がないものかどうかという話しがあった。

また,一昨日会長および香月副会長が行政管理庁に出向き辻事務次官に会見したということであるが,この情況については,石塚事務局長よりその報告を願いたい。

ついで石塚事務局長より次のように報告があった。

去る10月6日,会長および香月副会長が同道

して行政管理庁の辻事務次官に面会した。この 会見に際し、事前に文部省関係官とその対策に ついて数次に亘る協議を行い、これを基に辻事 務次官と面談した。その懇談の内容は、主とし て国立大学の特殊事情による事務職員の状況に ついて具体的に説明し、これ以上の定員削減は 非常に困難であるので格別の配慮をお願いした い、というものであった。なお、その際に長官 にも面会して要望したい旨を述べたところ、こ れを了解しそのように取り計らうということを 約束された。概略以上のとおりである。

以上の経過説明および報告について,次のような質疑および意見の交換があった。

- 自衛官や裁判官は削減の対象外であるとい うことだが、防衛庁や法務省の事務職員も対 象外になるのであろうか。
- 防衛庁も法務省も事務職員については,対象外ではない。なお,第4次定員削減の場合,各省庁全体の削減率は平均3.2%であったが,文部省関係は2.29%,その内の特別会計関係は2.2%ということである。このように文部省関係は他省庁より低率であるといわれるが,教官や看護婦等を除いた行政職職員の削減率は5.6%という高率となっている。これは教官や看護婦等が削減0であることによるしわ寄せではないかと尋ねたが,行政管理庁や文部省ではそういうことではないと言っている。
- 大学の事務職員は一般の行政官とは異なり,教育・研究の面との関わりを持っている。それで,その点を主張して削減を低率に押さえるように図る必要がある。
- これまでも、そのような趣旨で関係省庁と も折衝をしているのであるが、行政管理庁の

方では同じ一般事務系職員であれば、別に区別する理由がないという考えが基本的にはあるようである。

- 他省庁は一つの建物に固まって業務を行っているが、大学は広大な敷地を持ち、さらに飛地もあり、部局の数も極めて多いという特色がある。そのように職場の数が多いので、1職場当りの職員数は平均3.2人程度になる。小人数の職場では削減が困難なため、その分は大規模な職場が引受けることになり、そこでの削減率は非常に高いものになる。
- 削減対象除外の教官,看護婦等の人数を対象母数から除くということについてであるが,防衛庁においてはそれができて,国立大学ではそれができないというのはどういう理由であろうか。
- そのことについては,第1次定員削減以来 のパターンがあって,第5次の段階になっ て,にわかにその基本のかたちを簡単に変え るわけにはいかないという説明があった。な お,自衛官というのは部隊編成のための数が 定められているので,これを削減することが できないのであるということであった。
- 国立大学は、学生というものを相手にしての仕事であるので、他省庁の一般事務とは異なる特殊性があるという見地から、せめて学生部職員については除外例を認めてほしいというわけにはいかないであろうか。これまでのように大学の事務系職員全般について削減除外の要望をしていても前進しないのではなかろうか。
- 研究技術専門官制度問題を議論していたときに、定員削減の対象外に該当するような職種ということで議論したことがある。このような職種の者は、国立大学としては必要欠く

ことのできない人材であろうから,これらも 削減除外の対象として認められるように努力 すべきではなかろうか。

O

- そのような職員については、従来も削減率 は低く割当てられている。行政職は職種によ って4つの削減率(0,2%,5%,7%)の 区分がある。
- 第4次定員削減の全体の平均が3.2% なのに、なぜ大学の行政職職員は5.6% という高率になるのか。その辺の事情がよく分からないがこれを引き下げる手段はないか。
- 行政管理庁では「同一職種同一削減率」というが、大学は「学生」という独特なものを抱えており、従ってその職務もおのずから他省庁とは異なるものがある。その点を強調する必要があろう。

以上のような質疑および意見の交換があった ところで向坊会長が出席され、次のように定員 削減問題のこれまでの経過について報告があっ た。

大体の情況については、今村委員長ならびに 石塚事務局長から報告があったことと思うが、 文部省関係筋の情報では、今回の定員削減計画 は相当厳しい情況にある。これまでのところ、 大学教員および医療関係職員については、今回 も前回どおり削減の対象から除外するというこ とが固まったということである。残るところは 事務系職員の削減率を縮めることができるかど うかということである。それで、一昨6日に香 月副会長と共に行政管理庁に赴いて辻事務次官 に面会し、国立大学の特殊性と定員問題の苦し い現状について説明し、格別の配慮方を要請し た。

今回の第5次定員削減計画も最終段階を迎

え、数日後の12日の閣議で各省庁別の削減目標数が決定されるとのことである。そこで国大協としては、第6常置の意見を伺い、本日午後から開かれる理事会に諮って、この閣議決定の前にもう一押ししようということで、その対策についてのご相談をすることにした次第である。予定としては、明9日正午前後に金井行政管理庁長官と会見することにしているが、その際にどのように要望したらよいかについて、ご協議をお願いしたい。

ついで,要望書の作案に関し次のような意見 が交された。

○ 今回の要望に当たっては、事務系職員の削減率を軽減することが重点となるので、その理由づけを次のようにしてはどうであろうか。①大学は、年々学生数が増え、教官数も増加してその規模が増大しているにも拘ら

ず,事務系職員が削減されることは大学の運営上支障を来たすということ。②大学にあっては,教官と事務系職員が一体となって教育・研究に対処しており,教官と職員を分けて,職員だけを削減することには無理があるということ。

○ 定員削減は、職種別に4段階に分けて削減率が決められている。それで、削減率の低い職種にできるだけ持ち込むようにすれば、全体の削減率が下がることになる。その理由づけの一つとして、学生を対象とする職場が多い、ということも言えるのではなかろうか。

以上のような意見があり、要望書の内容については以上の意見を取り入れることにし、これの文章化については理事会に一任するということを了承して閉会した。

# 第6常置委員会

日 時 昭和54年11月9日(金)14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 今村委員長

畑, 高梨, 武藤, 安藤, 川村, 神田, 中塚各委員 塩野, 吉田, 平間, 舟橋各専門委員

今村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から次のように挨拶があった。

本日は授業料値上げ問題の対応についての協議のためお集まり頂いたわけであるが,この問題の協議に入る前に,このたびの第5次定員削減問題の経過についてご報告したい。

去る10月12日の閣議において、第5次定員削減計画が決定され、その結果について文部省から国大協宛に連絡があった。

それによると、今回行われる第5次定員削減

の削減率は全省庁として 4.2% であるが, 文部 省の割当て分は 2.91% とのことである。これは, 全省庁の平均削減率に対して 69.29% に当る割合となる。これを第 4 次の場合 (71.6%)に比べると, 率としては低くなっている。なお, 教官, 看護婦等については第 4 次削減の場合と同様に削減を課さないことになり, また新設医大等については削減負担を課さなくても済むよう措置されることになった。このような結果になったのは, 最後まで文部省と国大協が協力して行政管理庁と折衝を重ねたという背景が

あったからではないかと思われる。なお、第5次定員削減の内容については、来る11月15日の総会の際の学長懇談会において、文部省から明らかにされるということである。

# 【議事】

# 1. 授業料問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

新聞報道等で国立大学の学費値上げのことが 伝えられているので、その対応策についてご協 議を願いたい。この学費問題については、従来 は学費問題小委員会で先ず審議して原案をまと めたうえ親委員会に諮るというのが例であった が、今回はその時間的余裕がないのでこの場で 協議して原案をまとめることにした。ついて は、先ず学費問題小委員会委員長である畑委員 より最近の情況について伺ったうえ意見の交換 をすることにしたい。

ついで畑委員より次のように述べられた。

授業料問題については、もう少し時間をかけて理念的な問題も含めて理論武装をしたいと考えていたが、仲々むずかしい点がある。特に国の財政事情ということも絡み、政治的な動きもあるという情況のなかでは、なおさらこれの対処はむずかしい。文部省の情報によれば、授業料値上げについてはまだ確定したというわけではないが、近年の社会的あるいは財政的な情況からみて55年度からは幾分値上げされるのではないかと予測されるということである。

これに関連して,委員長から次のことが述べられた。

過般,昭和55年度予算に関する要望書を大蔵 省へ提出し大蔵省首脳と懇談したが,授業料問 題については大蔵省では相当厳しい態度でいる ように感じられた。

以上のような情況報告があったのち,次のような意見交換が行われた。

ø

- 授業料値上げについては、そのような動きがあるのかどうかを今回の総会の際の学長懇談会の席上で文部省に質問すれば正確なことが分かるであろう。
- この授業料の問題については、単に学長懇談会において質問する程度のものでよいのか、あるいは要望書を作成して大蔵省へ提出する準備をすべきであるのか、その辺の対応の問題についてご意見を伺いたい。

ここで、石塚事務局長より以下の授業料問題 に関する参考資料が配られ、これについての説 明があった。

- ①国・公・私立大学の授業料比較表
- ②授業料等学校納付金改定の推移
- ③国・私立大学授業料の推移と消費者物価指数の比較
- ④学生生活費に占める授業料の割合
- ⑤国立学校運営費に占める授業料等収入の比 率

以上の説明に引続いて次のような意見交換が 行われた。

○ この表にもあるように、私立大学との授業 料の格差という問題は常に取り上げられる問 題である。しかし、この問題については、国 立大学と私立大学の比率はどれだけであらね ばならないということは言い切れる問題では ない。ただ、消費者物価指数との対比につい ていえば、53年度に授業料値上げがあってか ら現在までの推移をこの表で見る限り、今回 大蔵省が諮問している20%~30%という上げ 幅は大き過ぎるということは言い切れるので はなかろうか。

なお、大蔵省の財政制度審議会の方では、 学部別に授業料の額を定めるという考え方が あるようにも聞いているが、文部省の方では 授業料については絶対にそのような考え方に 立つべきではないという立場をとっている。

○ 授業料問題について要望書を提出するとすれば、その時期は何時頃が適当であろうか。 52年度の際は、12月に提出しているようであるが、大蔵省の第1次内示の段階で提出して はどうかとも考えられる。

要望書提出時期について若し時間的余裕が あるのであれば、本日は意見交換に止めてお き、総会の際の学長懇談会において質問をす るということにして、そのうえで時期を見計 らって提出するということにしてはどうであ ろうか。

- 授業料問題に関する要望書の内容についてであるが、授業料が支払えなくて休学や退学をしているという学生も若干いるようであるので、このような点も強調すべきではなかろうか。
- 授業料と学生生活との関係については、文部省で実施した昭和53年度学生生活調査が一つの参考になる。この調査では、学生の家庭の収入階層を5段階に分けて調査をしているが、前回の51年度の際の調査結果では、国立大学の学生についてはどの階層にも大体平均して分布していた。このことから国立大学だけについて考えてみれば、機会均等を証しているということがいえる。今回の53年度分の調査では、多少の違いはあるものの各階層ほ

ぼ平均している状態にあるが、私立大学の学生の場合と比較すると、私立の方が国立よりも明らかに所得の高い層に多く片寄っているという傾向が見られる。しかし、このことから国立大学における高等教育の機会均等を唱えても、教育は私立大学も含めての考えに立つべきであるという反論が出るかもしれない。

- 配付資料「国立学校運営費に占める授業料 等の収入の比率」の表は、この問題を論ずる 際に使わない方がよい。本来の国立学校特別 会計制度の精神は,配付資料「国立学校特別 会計制度実施の際の文部事務次官と大蔵省主 計局長との覚書(昭和39.2.27)」の2項にも あるように,国立学校会計の独立採算を目的 とするものではなく、従って特別会計にした ことを理由として授業料等の値上げを意図す ることはないものである。それから、授業料 値上げが学生生活を圧迫するということであ るが、それは学生がそのために退学しなけれ ばならないほどの大きな理由として、現在一 般社会から認められるかどうかは疑問であ る。授業料の支払えない者には授業料免除の 制度もあるので、この主張は説得力に乏しい のではなかろうか。
- 前回提出した要望書で授業料値上げ反対の 理由として挙げたのは次の5項目である。
  - ①教育の機会均等の保障。
  - ②授業料は、単純な受益者負担の原則にな じむものではなく、また教育投資の観点 から取扱うものではない。
  - ③国立大学と私立大学の間の授業料格差と いう見地から、授業料引上げを論ずるの は問題がある。
  - ④消費者物価との関係。
  - ⑤授業料引上げが学生生活に及ぼす影響。

以上のような考え方が、そのまとめであっ たと思う。

そこで、今回もこのような考え方を踏まえ て要望するかということが一つの問題であろ う。

- 上記の①,②の主張は、今回も言えること であろうが,③の私立大学との比較について は,前回では「私立大学は国の責任におい て、助成等の施策を通じてなされるのが望ま しく……」と言ったが、この国の助成も限界 にきており、このようなことは今回は言えな いのではないかと思われる。それから、④の 消費者物価との関係については、これはそう 簡単ではないので、省いた方がよいかもしれ ない。
- 授業料値上げについては、値上げすべきだ と言っている方にも確たる根拠がないようで あるので比較論は余り意味はない。
- 授業料値上げに対する要望書であるから, 値上げをされては困るという理由は述べるべ きであろうし、また、値上げする確たる理由 がないのではないかということも指摘してお

くべきであろう。

○ 今回の要望書は、あまり細かな内容には触 れないで,一般原則を基にまとめて要望する ことがよいのではなかろうか。

Ò

概ね以上のような意見の交換があり、本日の 総括として委員長から次のように述べられた。

来る11月総会の際の学長懇談会での文部省へ の質問は畑委員にお願いし、その答え次第でタ イミングを見計らって要望書を作成し提出する ことにしたい。その内容は本日の意見を基に一 般論を中心とするものにしたい。この要望書提 出のことについては総会で予め了解を求めてお く。なお,要望書原案の承認については,この ためだけに委員会を招集するのもご迷惑と思わ れるので、後日文書で各委員の了承を求めるこ とにしたい。

以上で本議題の協議を終り、そのあと懸案で ある助手問題,非常勤職員の問題について,そ の後の経過を基に今後の審議の進め方などが話 し合われ、本日の会議を終了した。

# 教養課程に関する特別委員会

日 時 昭和54年11月13日 (火) 13:30~17:00 場 所 国立大学協会会議室

出席者 岳中委員長 加藤,広根,久保,福井,斎藤,吉利,林, 幡各委員

> 柘植,緒方,重岡各専門委員 (説明者) 堀地教授(香川大学) 橘高教授(岡山大学)

岳中委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに委員に就任された 斎藤進六東京工業大学長(第2常置委員長)の 紹介があったのち、次のように述べられた。

教養課程に関する特別委員会では,去る6月 の総会において報告書「教養課程組織改編に関 する調査報告」を提出したが、なお、一般教育 の問題については、この報告書の反響も伺った うえ, 更に今後も継続審議をしていきたい方針 である。

一般教育の問題は、これに関する特別委員会が発足してから既に20年も経過しており、その間の審議の過程において大体の問題点というものは指摘され検討されてきた。しかし、まだ問題は解決されているというわけではなく、制度とか教育内容等においても残されている問題があろうし、また一般教育全体も見直しの時期に至っているのではないかとも思われる。

そこで、外国との比較ということも大切であ ろうが、現在は日本の大学のなかで、如何にし て今後一般教育を充実し、どのようなかたちで レベルアップすべきかということを検討するこ とが重要ではないかと考える。

以上のようなことから、これらについて本日 は自由な意見を伺うことにしたい。

ついては、最近一般教育の問題について次の 2点が新しい話題になっているので、まずそれ らについてその関係者から説明を伺うことから はじめたい。

- ①一般教育学会設立の情況について: 堀地教授(香川大学)
- ②岡山大学教養部大学院修士課程設置の構想 について: 橘高教授(岡山大学)

なお、配付資料「教養課程に関する特別委員会」は、このたび国大協30年史の刊行にあたり、この委員会の報告書の案として、教養課程に関する特別委員会が発足以来20年を経過した経緯について私(岳中委員長)がまとめたものである。これについては、別に異議がなければこのように報告することにしたい。

以上のように述べられて議事に入った。

## 【議事】

# 1. 一般教育学会の設立について

このことについて堀地教授より次の配付資料 を基に詳細な説明があった。

- ①「一般教育学会(仮称)設立準備会の開催 について(依頼)」
- ②「一般教育学会設立趣意書のご送付について(依頼)」
- ③「一般教育学会設立大会のご案内」
- ④「一般教育学会設立にかかわる学的動向」

以上の説明について次のような意見の交換が 行われた。

- 大学において一般教育がどうあるべきかということが理解されていないが、高等学校のなかにおいてはそれ以上に理解されていない。そこで、この一般教育学会の設立にあたって、高等学校の教員も会員に加えてその立場からの情報の提供者となり得るような場を設けることが必要ではないかと思われる。
- 最近教員養成課程に入学してくる学生について思うのであるが、以前の学生であったなら教師と学生との間に討議ができたのである。それが今の学生では質問の意味も正確に通じない。これは普段においてこのような訓練をしていないことによるものだと思う。これについては、小・中・高校の教育が悪いからだと従来は簡単に片付けてきたわけであるが、これはその指導にあたる教員養成系の教育が悪いからだと責任転嫁をしてすむ問題ではないようにも思う。また、このように問題を拡げてみても具体的に進む問題ではない。要するに、大学において一般教育はどうあるべきかということについてある結論が出れ

- ば、それが自然と拡がっていくのではなかろうか。
- 高校から大学へ進学してくる者が、まず教養部へ入学するのであるという意識が強く、これに応じて高校の教育も行われているようである。これでは一般教育についての学問体系が大学でどのようにできていても、学生が置き去りになっていくおそれがある。
- 一般教育が大学のなかにはっきりと位置づけられることは大切であるが、現在、大学教育全般についても考え直す時期であると思う。そうして大学教育がこのようなものであるということが一般に示されれば、おのずから高等学校の教育もこれに従ってくるのではなかろうか。
- 一般教育の目的は、四書五経型のように、一般教育のなかにならべられた科目全部について成績を上げるということではなくて、人間形成の上で教養を高めていくということではなかろうか。大体一般教育について専門科目のように単位を与えるということもおかしなことではなかろうか。
- それでは、一般教育というものについて

- は、成績評価等はすべきでなくて、受講する だけでよいということであろうか。
- 一般教育は、単に科目の成績評価をし、単位を与えるというものではなくて、何か別の 方法が考えられるのではないかと思われる。
- そうなると、何をスタンダードとして教育 するかという人間一般論になるのであろう が、人間一般論になってくるとますます分か らなくなってくるのではなかろうか。
- 基礎的教育と専門教育との関連であるが、 教養部において基礎教育ができていないと、 専門教育へ進みにくいということはないので あろうか。
- 大学の前期で行う基礎的教育と、大学で行 う一般教育の理念とは、質において違った種 類のものであると思われる。
- 例えば、作文のようなものについては、現在日本の大学では一般教育でも専門教育でも 行っていない。しかし、このようなものをどこかで教育しておかなければ、文章を書く能力は養われないのではなかろうか。
- 実際的な運用の問題としては、一般教育担当のブロックがあり、そのなかに専門的な基礎のものを一部担当しても、それは現実的には仕事の分担の関係として取り次げばよいことではなかろうか。このように実際的な運用面の問題と、一般教育の理念というものは区別して考えていくべき問題であろう。また、基礎という概念が両方に分化して、ある人は専門的な基礎として使っており、ある人は一般的な基礎の意味として扱っているというように、これが整理されていないのではなかろうか。現在の日本の大学では、一般教育というものは、極めて網羅的にやるものだということが一般化しているが、これではいけない

88

のではないか。基礎的な意味での読むこと, 書くこと,話すこと等が高等学校以下でやら れていないだけに大学のなかで鍛える必要が あるのではなかろうか。

- 一般教育の問題については、今までは一般教育を担当している教官が主として議論してきたのであるが、専門の人達が一般教育にどのような関心をもっているか、また学生がどのように一般教育について考えているのか、この辺についても見直す必要があるのではなかろうか。
- 学生については、教養部に籍を置いている 場合と、そうでない場合とでは、またその見 方も異なるのではないかと思う。
- 医科大学の一般教育についてであるが,一般教育は一般大学と同じものとして解してよいものかどうかということが一つの問題として議論されたことがある。大部分の意見では,ある程度特殊性があっても止むを得ないであろうということであった。しかし,これを一般教育の理念に当て嵌めてみた場合には,必ずしもそうとは言い切れないようである。
- 現在、いろいろなバラエティーのある学生を特に望んでいるのは医学部である。したがって、一般教育のなかにおいてもそのことを考えてもらいたいし、また、入学試験においても、そのような学生が得られるような方法も考えられるのではなかろうかという意見もある。

以上、主として一般教育の理念についての論 議があったのち、委員会の今後の作業の進め方 について次のような意見が交された。

○ 一般教育の問題について、アンケート調査

を行う必要があるということであれば,その 作業は小委員会に一任するということにして はどうであろうか。

○ 一般教育の問題の基本的なことについては、これまでの作業を基に検討をすすめることにして、一方では教養部をもたない大学についての一般教育の問題を考えていく。この問題は、制度的な面の事柄となるかもしれない。そうしてもう一つには、一般教育のあり方に対する外からの評価というものをある程度捉えて確認しておく必要もあろう。

以上のような意見があったのち,委員長から 次のように述べられた。

一般教育の理念については、一般教育学会の 方で十分に検討してもらうことにする。なお一 般教育の問題については、アンケート調査をす ることにして、特に異議がなければ、その方向 で検討を進めることにしたい。

# 2. 教養部大学院修士課程について

このことについて橘高教授より、一般教育について岡山大学がどのような途を採ってきたかということ、および同大学が構想している独立 専攻である大学院統合文化科学研究科について、次の配付資料を基に詳細な説明があった。

- ①「昭和53年教育方法等の改善プロジェクト 報告書」
- ②「教養・医進課程における教育に関する調 査研究(岡山大学教養部一般教育研究セン ター委員会)」
- ③「岡山大学大学院統合文化科学研究科(修 士課程)設置計画書」

以上の説明について次のような意見の交換が

あった。

- 研究・教育の一体性という上からも、2年間の一般教育をしておりながら大学としてそこに専属の学生をもたないという教養部のあり方は不自然であるように思う。
- 教養部については、専門学部との格差という問題もあり、何か改善案でも出さなければ、研究費の問題にしても、また教務関係の助手の問題にしても、問題は解消しないことであろう。
- 履修関係の問題であるが、学生が1週に平均して16コマ~17コマ取っているようであるが、これは選択によって取っているのであろうか。
- そのとおりであって、学生の選択によって 取っている。しかし、このように多くのものを 続けて履修していくわけにはいかないので、 その大半は最後には投げているようである。
- 最後には投げ出すということであれば、最 初に一般教育科目の幅を絞るわけにはいかな いものであろうか。
- 一般教育科目を絞るということは、一般教育の軽視にもつながることになるので、それはできない。それにはガイダンスで徹底させる方法をとるよりほかはないと考えている。
- この大学院は、独立大学院のようであるが、教養部の上にできるものであろうか。
- 教養部の上というわけではなく、これは独立大学院として各学部の協力によってできるものである。しかし、実際的には教養部の教官が大部分を受持つことになるものと思う。
- 大学院問題ということになると、これは制度的な問題であるから、国大協としては第1 常置で扱うことになるのではなかろうか。
- この構想について文部省では難色を示して

いるということであるが,この大学院は学部 を基礎にもたない独立大学院(修士課程)で あるというところからであろうか。

a

- そのとおりであって、修士課程の大学院であれば基礎となる学部があるのが普通ではないかということである。また、それに加えて「教養部」という立場からということもあるようである。
- 医学部で修士課程を設置した大学がある。 ところがこれには基礎となる学部のない大学 の例があると聞いているが、そのようなわけ にはいかないのであろうか。
- 文部省が難色を示しているということは、 「教養部」にこのような大学院の設置を認め るということになると、各大学からそのよう な要望が出てくることになるからではなかろうか。
- このような大学院ができれば、既に大学を 卒業した者に開かれた大学として望ましいも のではなかろうか。また、このような大学院 構想について第1常置と共に検討し、それが 達成されれば、かなり多くの問題が片付いて いくようにも思われる。

以上のような意見の交換があったのち,委員 長から次のように述べられて本日の議事を終了 した。

- ① 大学院の問題については、理事会に諮った うえ、今後の検討の進め方について考えることにする。
- ② 大学における一般教育・外国語教育および 保健体育教育の実情については、次のような 資料を各大学から提供してもらうことにす る。
- (イ) 学牛が上記の教育をどのように受け取っ

90

ているかということについての調査資料。

- (ロ) すでに専門課程に進んだ学生あるいは卒業生が、一般教育等をどのように評価し、 どこに問題点があったと考えているかとい うことについての調査資料。
- (ツ) 教養課程担当教官あるいは専門学部より の一般教育等についての批判検討の報告,

もしくは改善についての提案。

(二) 以上のほか,一般教育等の現状の反省と その内容の改善に有用と思われる調査資料。

以上の調査資料は、来る12月15日頃までに事 務局宛に送付方依頼をすることにしたい。

# 大学格差問題特別委員会

日 時 昭和54年11月13日 (火) 14:00~16:00

場 所 学士会分館 6 号室

出席者 岡本委員長

野村,丸山,野本各委員下沢,白田,鎌田各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から次のように挨拶があった。

本日お集まり願ったのは、明日から開催される国大協総会において本特別委員会報告としてどのような事項について述べればよいか、一応この委員会としてのご意見を伺っておき、その上で考えてみたいと思ったからである。以上のような趣旨であるので、よろしくお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

#### 【議事】

## 1. 本委員会の欠員補充について

これについて委員長から次のように述べられた。

太田善磨委員(東京学芸大学),北村四郎 委員(新潟大学),豊田文一委員(金沢大学)の以上3名は、いずれも学長任期満了に伴い当委

員会の委員を退任されたが、現在その後任は欠 員になっている。そこで、この欠員補充をしな ければならないのであるが、国大協規則では、 特別委員会の委員は、学長の更迭による退任の 場合は、その後任学長が当然にその特別委員会 の委員になるという例にはなっていない。しか し本特別委員会の場合は、その設置の経緯より して、その構成メンバー(大学)が一定してい るので、後任学長に就任の了承を得たうえ、理 事会に委員交代のことを諮りたいと考えてい る。特に異議がなければ、そのように取り計ら いたいので、委員長に一任願いたい。

なお、次回の理事会は55年2月頃の予定であるので、取り敢えず明日該当学長の了解を求めて、総会の委員長報告にはこの問題にも触れておくことにする。そうして理事会には事後承認のかたちをとることにしたい。

以上の委員長提言が異議なく了承 されたのち,関連して委員の選出について次のような意見があった。

- 以前には、この委員会に旧帝大のような大 規模な大学からの参加もあったが、現在はい わゆる新制大学ばかりの委員構成となってい る。そこで、欠員補充については、幅広い意 見の吸収ということも考え、従来から博士課 程を持っている大きな大学も選出の対象に加 えてはどうであろうか。
- 今後大学院の問題等も当然この委員会として検討していかなければならない問題であろうから、そのような大学からの参加は望ましいことであると思う。

ただ,この場合には,委員会でその候補の 人選をするというよりは,会長と相談をして, できれば会長の方から候補を推せんしてもら うことがよいのではないかと思われる。

# 2. 国大協創立30周年記念誌に掲載する本委員 会の報告について

このことについて委員長より、この報告については、昭和51年6月当委員会から出された報告書「格差是正に関する中間報告」の内容等を参考にしてまとめることにしたいのでご了承願いたい、と提言があり、異議なく了承された。

# 3. 本委員会の今後の検討課題と審議の進め方について

このことについて下沢専門委員から,配付資料を基に次のような項目に従って詳細な説明があった。

- (1) これまで当委員会で取り上げた事項
  - ① 大学院設置の要望
  - ② 予算算定基準
  - ③ 教育系学部の諸問題
  - ④ 大学院の現状調査
- (2) 当委員会の活動に伴う予算獲得の成果

- ① 大学院修士課程の設立
- ② 地方大学への博士課程の認可
- ③ 複合学部の独立
- ④ 教育系大学・学部の充実
- ⑤ 予算算定配分の変化
- (3) 積み残された諸問題
  - ① 学部段階では全国立大学を平等とする という基本方針の確認
  - ② 博士課程の設置
  - ③ 既設大学の整備充実
- (4) 地方大学が大大学と比べて劣っていると 思っている諸点(前述以外)
  - ① 研究所の設置
  - ② センターの設置
  - ③ 概算要求における特別設備
  - ④ 科研費の配分結果(別添資料)
  - ⑤ 海外派遣費の配分
- (5) 今後のすすめ方
  - ① 全教官数,全学生数を調べ,それを大 大学,地方大学の比率とする
  - ② 予算をみる
  - ③ 自己批判する

以上の説明に続いて「文科系大学院の問題」 について、白田専門委員から次の3つの視点を 捉えて説明があった。

- ① 国立と私立の大学の大学院の情況
- ② 学問分野別の大学院の情況
- ③ 日本と外国(例えばアメリカ,イギリス,ドイツ,フランス等)の大学院の情況

以上の説明ののち,委員長より次のように述 べられた。

以上が6月以降,専門委員に検討して頂いた 主な事項であるが,これを基にして今後の検討 課題についてのご意見をおきかせ願いたい。 ついで、次のような意見の交換が行われた。

- 最近設置される新しい大学については、文 部省もかなり将来の見通しを立てて施設等の 設計をしているようである。
- 最近の新設大学の施設・設備はたしかによくなったが,講座当りの学生数は多く,研究教育条件は十分とはいえない。例えば, 1 講座学生数が従来8人~10人のところが12人くらいの割になっている。
- 現在の文部省の方針は、できるだけ教官の 数を少なくして、学生数は多くというような 方向に思われる。
- そのことについては、地方大学の修士課程 は学者を養成するのではないという見方が文 部省のなかにはあるようである。また、現実 においてもそういう実情である。そこで、あ まり背伸びしていくら主張しても、現実がそ のようであれば仕方がないというようなあき らめが、大学側にもあるのではなかろうか。
- その問題は、例えば修士課程の大学院が設置されても、大学院修了者の需要の問題ということになるのではなかろうか。
- いわゆる新制大学の学生で修士課程進学を 希望する者は、その殆どが博士課程まである 大学の大学院修士課程に入学したい気持をも っている。ところが、これらの大学院への進 学となると実際問題としては容易なことでは ない。

そこで、新制大学にも博士課程設置の必要 性があるが、それと同時に修士課程を修了し た者の就職がどうなるかという問題がある。 この就職問題については、今後高等学校の教 員になるには修士課程修了者でなければその 資格が与えられないというような情況にでも なれば問題は変ってくるであろう。

- 修士課程は研究者養成課程ではないという ことがはっきり言い切れれば、それはそれ で、その意味での教育のやり方も考えられる が、その辺のところが判然とはしていない。
- しかし、大学院設置基準関係の討論のなかでは、修士課程の大きな一つの柱というのは、高等技術者養成であるということをかなりはっきりと言い切っている。
- 確かに,修士課程の教育の目的には,高度な技術者の養成ということはあるが,一方,高度な学術研究ということも大きな柱である。実際には,研究者になろうとする者は博士課程のある修士課程へ進むのであろうが,そのような修士課程へ進むなかった者が,修士止りの修士課程へ進むことになるのではなかろうか。そうしてこれらの多くは,修士課程修了後高校教師になることを考えているようである。
- いわゆる新設大学の大学院博士課程設置に ついては、現在、連合大学院構想のほかに総 合大学院構想もある。農水産系の連合大学院 の場合には、その教官は個人参加ということ になっている。しかし、その所属する学部 も、何等かのかたちでこれに関係があるの で、後になってその大学に総合大学院構想が 可能になった場合、連合大学院に参加した教 官は総合大学院の構成員になることができな いという問題が起こってくる。
- うちの大学の工学部は当初工学系連合大学院に参加したが、その後総合大学院構想が出てきたので、これを脱退した。連合大学院というのは単科大学の場合に適当なのではなかろうか。
- 現在考えられている農水産系連合大学院の 設置目的は、総合大学院では成し得ない学問

領域を,多くの大学の連合によって新しく築 き上げていくということにあるようであり, 地方の特殊性を総合するという狙いがあるよ うである。

- 連合大学院のアイディアはよいが、その運営がむずかしい。
- 農水産系が連合大学院構想を打ち出した要因の一つには、農水産系学部が修士課程を一番早く整備したということがある。したがって、次の段階として、博士課程設置の要望となったのは当然であるが、この博士課程設置について、これらの大学ではそこまで体制が整っていないので、幾つかの大学が連合して設置しようということになったのであろう。
- 全国立大学が博士課程を設置して研究者養成に当たることがよいかどうかは 疑問 である。やはり,条件のよいところに絞って博士課程は設置すべきものであろう。ただし,修士課程までは,できれば全大学に整備されることが望ましい。
- いわゆる新制大学が博士課程設置を希望する気持は分るが、それによって予算的には幾分豊かになったとしても、その卒業生をどうするかが問題である。それと、修士課程を設けても教官は増やさないという現状で、さらに博士課程を設置したら教官は労働過重になってしまう。大学院博士課程を設置するについては、定員の確保と卒業生の身のふり方の見通しを立てることが不可欠である。
- 学生サイドから見れば、各大学に博士課程があることは卒業後の就職難などの点から不幸なことである。しかし、教官サイドの面から見ると、地方大学に優秀な教官がいてもその研究条件が劣悪なため研究業績が十分挙げられないということがある。このように学生

- 側の問題と教官側の問題とがあるが、その辺をどう考えたらよいか。
- その問題については本日の配付資料の3ー(1)—ハに「学部における学生定員/教官数の 比率を同一学問分野においては一定とする」 というように提言している。現在の欠点は機 構がないと充実できないという点である。そ れで,例えばアカデミックシステムを考え, 学位審査権を持つ組織を作り,教官のために は研究に要する施設および機器の整備を科研 費を当てて賄うというような方法を取ること も考えられる。
- 人文系にあっては、日本では博士の学位を 有している者は稀であるが、アメリカなどは あらゆる分野に文科系の博士の学位を有して いる者が活躍している。日本においてもこの ように、博士の学位に対しての意識変革をし なければならないのではないかと思う。
- その点は、文科系の方から意識変革をしてもらわなければならない。日本では、文科系の博士の数というのは極めて少ない。これは文科系の学生の方からみれば、いくら研究を積み重ねても殆ど学位が得られないということでこれから遠ざかってしまうこともあるから、この辺の意識を変える必要がある。そうかといって、地方の大学で博士の学位を授与したとしても、従来の旧制大学が博士を余り出さないということだと、学位のなかで格差ができる結果になる。
- 総合大学院を設置する場合、学部全体をこれに含めようとしても無理がある。充実した 講座を中心にして考えるべきだと思う。
- 格差問題として、博士課程を取り上げることはよいとしても、実際問題としては先ず構座数を増やすということが先決ではなかろう

94

か。その場合,教官の定員問題があるので, 学生の定員増は伴わないようにする。

- 講座数を増やすという場合に、学生増は伴 わないということは無理であろう。
- ○年間 2,000 人の国立大学学生増に見合うくらいの教官増は考えてほしい。そして、それは 法経を重点に配当してほしい。
- 人文系の修士課程は増やす必要がある。外 国の場合と比べても、またわが国の理工系に 比べても、人文系は劣勢である。これだけが 取り残されているのは問題がある。
- 教育系については、修士課程新設のほか、 教育系大学院大学が2大学新設され、なお、 現在新設を予定されているものに1大学ある ということである。
- 教育系というものについては、国自身も相当に高い関心をもっているが、人文系となると関心が薄い。
- その問題は、私立大学の問題とも関連があるのではなかろうか。日本では、高度経済成長の時期に、中教審が国立大学を中心に理工科系を拡充し、文科系は私立大学を中心に拡充したという経緯がある。その結果、私立大学には人文系の大学院が非常に多い。そこ

- で、国公私立を問わず国全体から見れば、人 文系の修士課程もかなり多いことになる。し かし、国立大学にあってはその数が極めて少 ないのであるから、できるだけ早急に人文系 の修士課程が設置されることは必要である。
- ところで、それらの人文系にあっては、大 学院設置の資格審査の条件は揃っているので あろうか。
- それについては、歴史部門だけが問題があるように思うが、その他の点では心配はない と思う。

以上のような意見の交換があったのち, 総括 として委員長から, 次のように述べられた。

本日は、結論を出すということで討論したわけではなく、明日の総会にこの委員会の審議状況をどのように報告したらよいかについてご意見を伺ったわけである。本日の議論の結果では、大学院問題については、博士課程の設置を要望するよりまず修士課程の充実――特に人文系の――が重要である、というような意見であったと思われるので、そのことを報告しておくことにしたい。

以上をもって、本日の議事を終了した。

# 創立30周年記念行事準備委員会

日 時 昭和54年10月4日(木)16:00~17:00 場 所 国立大学協会会議室

出席者 香月委員長

市岡,平間,小島,丁子,石塚各委員

香月委員長主宰のもとに開会。

#### 【議事】

- ◎記念行事の実施計画について
- 報告事項(小委員会)
   石塚委員より次のように報告があった。

# (1) 式典の日程変更について

これについては会長の了解も得られたので, これまで予定されていた55年11月20日(木)を, 会場の都合により1週間繰り上げ,55年11月13 日(木)に変更することになった。ついては, 委員長から次の理事会にこのことを報告してい ただきたい。

# (2) 記念誌の題目, 題字執筆者について

これについても会長の了解が得られ、題目は 「国立大学協会30年史」となり、その題字は会 長が執筆されることになった。

# (3) 記念誌原稿進行状況について

記念誌は、いま報告したように「30年史」ということになったわけであるが、まず「大学のプロフィル」はその全部が集まった。ただ、宇都宮大学の場合は、7月1日現在ということであれば学長が事務取扱であるから、これは特例の扱いをして編集のぎりぎりまで学長選任を待つことにしたい。

次に、国大協30年史編集状況表についてであるが、このうちのIV「国立大学協会30年のあゆみ」の部分とVの「資料」は全部の収集が終った。今日はそのコピーを配付したので次回までにご一読をお願いする。

次は、VIの「随想」であるが、これもこの表に書き入れてあるようにかなりのものが集まっている。しかし、11月総会までにもし未提出のものがあれば、委員長からそれとなく催促されるようお願いする。なお、前に会長・副会長であられた方々には前もってご執筆のご意向を伺ったうえで、丁重に執筆のご依頼をした。

# 2. 協議事項

次のように三つの項目について石塚委員から 説明があり、協議が行われた。

#### (1) 沿革と年表について

この草案は丁子委員(前事務局長)の労作に よるもので、市岡小委員長にもお目とおしを頂 いたものである。小委員会における市岡小委員 長の意見は、文章としてはよく調っている。しかし、市岡小委員長自身は国大協の実際の沿革にタッチしていないから、内容のよしあしはわからないので親委員会に協議をお諮りしたいということであった。また、丁子委員の意見は、年表は客観的なものの記述であるからこれでよいと思うが、沿革は年表とは多少異なる性格があるので、専門家に見てもらうことはできないか、という慎重な取扱い方の意見が出された。そこでこのことについて検討したところ、いずれ「各委員会報告」の原稿が出されるから、その後で最終的に調整をしてはどうかということになり、その取扱いは親委員会に一任することになったのでお諮りする。

この提案について協議が行われ、提案どおり 取扱うことになった。なお、年表の編集方法に ついては小委員会に一任するが、各委員も次回 までにこれを通読し、不適当なところがあれば 指摘し意見を述べることになった。

#### (2) 記念講演者の候補について

これについて小委員会では,第1候補和達学 士院長,第2候補永井(元)文部大臣,第3候 補としては作家の井上靖の3氏が挙がった。な お,そのほかに森戸辰男,奥田東(いずれも元 副会長)の両氏も話題に出たが,その人選は親 委員会にお諮りすることになった。

ついで、この提案について協議が行われ、和 遠清夫学士院長(元国大協副会長)を第1候補 として、吉田、石塚両委員が交渉に当たること になった。なお、講演時間は1時間以内とする ことになった。

次回は11月8日(木)11時より12時まで。

# 30周年記念行事準備委員会

日 時 昭和54年11月8日(木)11:00~12:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 香月委員長

市岡, 平間, 吉田, 小島, 丁子, 石塚各委員

香月委員長主宰のもとに開会。

## 【議事】

# ◎記念行事の実施計画について

# 1. 報告事項

初めに石塚委員より次のように報告ならびに 提案があった。

# (1) 記念講演者について

前回(10.4)記念講演の第1候補として挙げた和達学士院長(元国大協副会長)が,先日所用で当協会事務局に立ち寄られたので,その際私から30周年の記念講演をお願いしたい旨打診したところ,院長には特に差障りはなさそうなご様子であった。ついては,近々吉田委員と同道で院長を私邸もしくは学士院にお訪ねし,改めてご内諾を得たいと思うので,お 諮り したい。

これについて協議の結果,この提案を了承 し,院長の内諾が得られたところで,香月委員 長より正式にご依頼することとした。

# (2) 記念品について

石塚委員より次のように報告があった。

去る10月24日(水)記念品(銀製ネクタイピン)について打合せのため、東京芸術大学に村上事務局長を訪問した。その打合せには福井学長、庶務課長、会計課長、それにデザインをご依頼している山脇名誉教授にもご出席していただき、記念品製作のすすめ方につき種々ご検討いただいた。その結果、(1)猿をデザイン化した

銀製ネクタイピンを 500 個製作する, (2)製作費は材料費, デザイン料, 函代なども含め 1 個当り3,000円以内(計150万円)に収まるようにする, (3)12月下旬頃までに 3 点試作品をつくり, その原像を国大協事務局へ届ける, ことなどが決まったのでご報告する。

# (3) 記念式典の際の音楽演奏について

このあと、関連して香月委員長より次のような提案があった。

先日,向坊会長と会った折,記念式典のプログラムに音楽演奏を加えてはどうかとの話があった。その時会長は、ピアノの安川加寿子さんを推薦されたが、石塚委員の話では安川さんは健康上の理由で目下公的な演奏活動はされていないとのことである。しかし、必ずしもピアノに限らず何か音楽演奏を入れるのはよいアイディアと思うので、ご意見を伺いたい。

これについて協議の結果,何らかの形(ピアノあるいはオーケストラ等)で演奏を行うことが了承された。ただ,音楽演奏ということになると,専門的見地からの意見を聞く必要があるので,会場(神田学士会館)の演奏設備を検分のうえ福井学長(東京芸術大)とも一度相談してすすめることとした。

#### (4) 記念誌の原稿収受状況について

石塚委員より、原稿の収受状況 (11月7日現在) について次のように報告があった。

項目別に原稿の集まり具合をご報告すると, I「大学のプロフィル」は完了, II「30周年によせて」は67%, III「委員会報告」は同じく 67%, IV「国立大学協会30年のあゆみ」は完了, V「資料」も同じく完了, VI「随想」は学長分70%, 事務局長分25%という状況である。年内には全部取りまとめたいので, 来る秋の総会において委員長より30周年記念行事準備委員会の報告を行う際, II, IIIおよびVIの未提出原稿の催促方をお願いしたい。事務局としても, その後の集まり具合をみて督促状を発送することにしたい。

# 2. 協議事項

(1) 年表を別冊とすることについて 石塚委員より次のように提案があった。

「30年史」の総頁数を事務局で試算したところ,約350頁の大部になることが判明した。これをそのまま製作すると記念誌の試算額(250万円)を大幅に超えることになるので,できればこれを圧縮し250頁程度にしたいと考えている。そこで私案として,IV「30年のあゆみ」のうちの「年表」は,「沿革」その他の項目と内容的に重複もあるので,今回は「年表」(試算

では40頁強)をそっくりはずし、これを別冊として「30年史」発行の翌年に改めて刊行するということにしては如何かと考えるが、これについてお諮りしたい。

これについて協議の結果、「年表」を入れるという基本方針は変えないが、「沿革」を整理・圧縮し、「年表」も国大協関係に絞った比較的簡略なものに編集しなおすこととし、詳細な年表を別冊にして別途刊行する案については改めて検討することとした。

(6) 「沿革」のまとめ方について 香月委員長より次のように述べられた。

「沿革」については、各常置・特別委員会委員長による「委員会報告」との間に内容の重複があれば、その部分は「沿革」から省いてよいと思う。なお、本日丁子委員より提出のあった「沿革原稿の一部修正箇所」を含めて「沿革」の内容をご検討頂き、次回にこれの整理・圧縮の作業を行いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。次回は 12月18日 (火) 10:30~12:00を予定。

# 特別会計制度協議会

日 時 昭和54年12月22日 (土) 10:30~12:00 場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 (文部省側)

井内, 佐野, 篠沢, 三角, 宮地, 植木各委員 遠藤, 滝沢, 斎藤, 佐藤各専門委員 阿部審譲官, 国松人事課長, 石井学生課長 (国大協側)

向坊,香月,今村,岡本,蓼沼(代:福田)各委員 吉田,平間,石塚各専門委員

向坊議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が 述べられた。

本日は、文部省から来年度国立学校特別会計 概算要求に関し協議会開催の申し越しがあった ので、取急ぎご参集をお願いした。

なお、本協議会の委員である岡本道雄副会長には、去る12月15日をもって京都大学長を退任され、それに伴って当協会の役員を退任されることになったが、後任副会長については、都合

により明年2月開催予定の理事会で選任することになっている。また,本日は蓼沼委員(一橋大)が欠席のため,その代理として福田教授が出席されているので,併せてご了承頂きたい。

なお、今回の第5次定員削減問題について、 文部省の方で格別のご努力を頂いたことに対 し、この機会に厚くお礼を申し上げる。

ついで、井内事務次官から次のように挨拶が あった。

昭和55年度の予算編成の作業が,目下進行中で,本日午後(3時)に予定されている閣議で大蔵原案が承認され,来る29日までに政府案が決定される段取りになっている。去る20日に55年度の予算編成方針が閣議決定されたので,これについては後程会計課長より説明することにしている。

刻下の国家財政は、ご承知のように極めて逼迫した情況にあるので、従前ふまえた経験だけでは仲々乗り切れない。しかも、この情況は55年度だけの一過性のものではなく、日本の財政をのものが、国際的な諸情勢のもとにおける困難な情況の中にあるだけに、55年度の予算に対する対応は、すべての知恵を出し切って当たらなければならない。そうして、単に55年度の一年間をどう乗り切るかということだけでなく、今後数年間の財政全体の推移の中で特別会計をどう守りどう発展させていくかという、そういう気持ちで対応しなければならない。現実に金の面は言うまでもなく、特に定員の面が窮屈である。したがって、金の問題においても、また

定員の問題においても、国大協の方にはいろいろな面でご苦労をかけることも出ようかと思うが、文部省としてはあらゆる努力を払い、被害を最小限度に止めながら特別会計の前進すべきところを前進させていくという立場に立って取り組んでいく姿勢であるので、格別のご理解とご協力をお願いする。ついては、それぞれの事項について担当の責任者から説明し、ご相談するのでよろしくお願いする。

### 【議事】

# 1. 昭和55年度予算案について

初めに、文部省側から配付資料に基づき、昭和55年度予算編成方針ならびにこれに基づく国立学校特別会計予算の見通しにつき説明があった。

ついで,これに関し主として次の事項について質疑応答ならびに意見交換が行われた。

授業料の学部別格差導入の問題。定員に関する問題。定員の部門間配置転換の問題。歳出予算の概要。科学研究費の伸び率。授業料問題への今後の対応。

以上の文部省説明およびこれに対する質疑応答等により、55年度予算は従来にないきびしい情況にあることが明らかになった。これについて国大協側から、文部省においては既定の方針および本日の意見を基に、今後更に大蔵当局との折衝に努力されるよう要望が述べられ、本日の協議を終了した。

# 第65回総会国立大学協会事業報告書

(注) 第64回総会より今総会前まで

# I 諸 会 合(51回)

## 1. 第64回総会

54. 6. 19 (火) 第1日

6. 20 (水) 第2日

# 2. 事務連絡会議

54. 6. 21 (木) 幹事会

6. 22 (金) 第31回事務連絡会議

# 3. 理事会

54. 6. 19 (火)

9. 20 (木)

10. 8 (月)

11. 1 (木)

# 4. 常置委員会 (23回)

## (1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 51年7月以来「大学院の整備拡充」(特に新設大学の博士課程設置の問題)について検討を進めてきたが、現在主として連合大学院の問題について最終的な詰めを行っている。なお、これに関連して「講座の組織と教官定員」の問題についても検討中である。

その他目下の懸案として助手の処遇問題(第6常置との共同作業),「外国人の国公立大学 教員任用」の問題,「放送大学」の問題等の検討課題がある。

また、過般 (54. 6. 18) 大学設置審議会の「高等教育計画専門委員会」が取りまとめた「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する意見を求められたので、これの内容について検討し、これに対する「見解」をまとめ、去る9月26日これを文部省大学局長を通して同専門委員会主査あて提出した。

54. 6. 20 (水) 常置委員会

8. 23 (木) 常置委員会

9. 10 (月) 常置委員会

## (2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 最初の「国公立大学共通第1次学力試験」が終了した段階で、今後の実施の円滑を図るため、大学入試センターに対し5項目の申し入れを行った。なお、これとの関連で、各国立大学の共通入試所要経費の実態に関する調査を実施し、これの改善に資することとした。また、国大協と大学入試センターとの連携の緊密化を図るため、両者の「連絡協議会」を設置することとし、これらの具体化の検討を進めている。

共通入試に関する今後の重要課題として、昭和57年度より施行される高等学校の新教育課程に即応する共通入試のあり方の問題が出てきたので、その検討を進める体制の整備を図ることとし、目下、大学入試センターとも協議して「入試教科目改訂専門委員会」の設置を進めている。

その他当面の検討課題として、共通入試の受験生の割振り(試験場の設置問題),私立医科大学の共通入試参加の問題、私費留学生の入試方法の問題等がある。

54. 6. 20 (水) 常置委員会

7. 23 (月) 小委員会

9. 18 (火) 常置委員会

10. 17 (水) 小委員会

# (3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 昨年6月以降検討を続けてきた「課外活動施設の整備拡充」の問題について、その構想をまとめるための「検討資料」の作成を行い、これを基に今後具体的検討を進め、成案の取りまとめを図ることとしている。

また、学寮の管理運営の問題および「学生教育研究災害傷害保険」の改善策に関し、第4 常置委員会と共に検討を行った。

54. 6. 20 (水) 常置委員会

7. 20 (金) 小委員会

10. 18 (木) 小委員会

10. 18 (木) 常置委員会

11. 6 (火) 第4常置との合同会議

### (4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 昨年6月以降検討を続けてきた「福利厚生施設の基準面積の拡大」の問題について、第3常置委員会とも連携をとりつつ具体案の取りまとめを進める一方、学生の厚生に関する諸問題の改善(保健管理施設・共同利用研修施設の整備充実、奨学制度の拡充等)の推進を図っている。

また、学寮の管理運営の問題および「学生教育研究災害傷害保険」の改善策に関し、第3

常置委員会と共に検討を行った。

54. 6. 20 (水) 常置委員会

11. 6 (火) 第3常置との合同会議

# (5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 学長の国際交流について文部省とも協議し、本年5月20日より3週間に 亘りオーストラリアの大学副学長3名の招待を実施したが、中国との教育・学術・文化の交 流を図るため、各国立大学長に対し中国視察の参加希望を照会し、この結果を基にこれの実 現を進めている。

また、中国留学生の問題について協議するほか、外国人教師の住居の整備に関し各大学に実態調査を依頼し(54.8.31)、この結果を基に改善の促進を図ることにしている。

54. 6. 20 (水) 常置委員会

11. 13 (火) 常置委員会

# (6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 給与問題については、去る6月総会後に関係方面(文部省、人事院)に 提出した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」に関連し、去る7月2日人事院およ び文部省の実務担当者と第6常置委員会関係者とで「研究技術専門官制度」の問題を中心に 具体的な意見交換を行った。

大学財政問題については、「昭和55年度予算に関する要望書」を作成し、これを関係方面 (文部省、大蔵省) に提出した(文部省提出9月28日、大蔵省提出10月15日)。

定員問題については、第5次定員削減の対応策について数次に亘り協議を行い、また去る 9月4日には行政管理庁の実務担当者と第6常置委員会関係者とで国立大学の定員問題の実 情について隔意のない意見交換を行った。

学費問題については、情勢の動きに対応し授業料問題の対処について協議した。

その他助手の処遇問題,臨時職員問題,週休2日制問題等が併せて継続審議されている。

54. 6. 20 (水) 常置委員会

7. 25 (水) 大学財政小委員会

9. 20 (木) 定員問題小委員会

9, 20 (木) 常置委員会

9. 27 (木) 常置委員会

10. 8 (月) 常置委員会

11. 8 (木) 常置委員会

## 5. 特別委員会 (9回)

## (1) 図審館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館の振興を図るため、大学図書館の充実整備に緊要な事項について検討し、これを「大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書」として取りまとめ、去る10月15日関係方面(文部省、大蔵省)に提出した。

54. 8. 24 (金) 小委員会

10. 8 (月) 小委員会

## (2) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 51年9月以降検討してきた教養課程の改善に関する問題を「教養課程組織改編に関する調査報告書」(54年6月)として公表したあと、今後の検討課題を設定するため、教養課程の改善に取り組んでいる関係者(一般教育学会、岡山大学教養部)からその意見、構想等をきき、協議を行った。

54. 11. 13 (火) 特別委員会

# (3) 教員發成制度特別委員会

(主要審議事項) 昨年12月各大学に対して行ったアンケート(教育系大学・学部における 大学院の問題および一般大学・学部における教員養成の問題に関する調査)の結果の取りま とめの作業を行い、来年春の総会に提出することを目途に報告書の作成を進めている。

54. 9. 10 (月) 小委員会

9. 21 (金) 小委員会

10. 17 (水) 小委員会

#### (4) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 新設医科大学の附属病院の病床数の拡充の問題ならびにこれに関連して「関連教育病院」のあり方の問題について審議し、また医学の卒後研修の問題について、文部省側の構想の説明をきき、これについて協議した。

54. 7. 31 (火) 特別委員会

### (5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を進めるための方策について検討を続け、 当面修士課程の充実を促進することを目途に、調査資料に基づき検討を進めている。

54. 7. 20 (金) 小委員会

11. 13 (火) 特別委員会

## 6. 創立30周年記念行事準備委員会 (7回)

来年7月13日に迎える本協会創立30周年に際し、これを記念する行事の実施が決定されたので、これの実施計画について本年4月より検討を続け、記念式典ならびに祝賀パーティの挙行(55.11.13)、記念誌の刊行、記念品の作製等について具体化を進めている。

- 54. 6. 26 (火) 記念誌編集小委員会
  - 7. 12 (木) 準備委員会
  - 7. 31 (火) 記念誌編集小委員会
  - 8. 21 (火) 記念誌編集小委員会
  - 9. 25 (火) 記念誌編集小委員会
  - 10. 4 (木) 準備委員会
  - 11. 8 (木) 準備委員会

## 7. その他の諸会合(4回)

- 54. 7. 2 (月) 人事院と第6常置との懇談会
  - 7. 25 (水) 日教組との会見
  - 9. 4(火) 行政管理庁と第6常置との懇談会
  - 9. 28 (金) 特別会計制度協議会

## Ⅲ 要望魯その他の諸活動 (19件)

#### ■対外的諸活動

- 54. 6. 21 第64回総会において決議された各要望書(大学保健管理施設・国立大学共同利用研修施設の増設・充実、奨学制度の拡充、学生部関係職員の待遇改善、厚生補導関係施設の基準面積の改正、国立大学教官等の待遇改善)については、石塚事務局長がこれを持参して文部省、人事院および日本育英会を訪れ、それぞれ関係の要望書を提出した(日本育英会には 6 月27日に提出)。
- 54. 7. 3 昨年11月総会において決議された「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」を昨年12月1日文部大臣に提出したが、このたびこれを人事院総裁あてに提出した。

なお、この研究技術専門官制度の問題については、その趣旨、内容を十分理解して貰う必要があるため、要望書提出の前日7月2日に人事院の実務担当者を招き(文部省の担当者も同席)、第6常置委員長以下同委員会の関係者が説明を行い意見交換を行った。

54. 8.10 政府においては第5次定員削減を来年度から実施する計画である由新聞報道があったので、これが国立大学の現場に及ぼす影響の重大さに鑑み、急遽、要望書(第5次定員削減計画においては国立大学関係を除外するよう配慮されたい、という趣旨のもの)を作成し、向坊

- 会長, 岡本・香月両副会長および今村第6常置委員長が同道して文部省井内事務次官および行政管理庁辻事務次官を訪ね, これを提出し要望懇談した。
- 54. 9. 4 第5次定員削減問題に関し、国立大学の特殊性と定員問題の現状を理解して 貰う ため、行政管理庁の実務担当者と第6常置委員長以下同委員会の関係者が会談を行い、具体的問題について意見交換を行った。
- 54. 9.10 大学設置審議会の「高等教育計画専門委員会」が過般(54.6.18)取りまとめた「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する意見を求められたので,第1常置委員会においてその内容を検討して「見解」をまとめ、これを文部省大学局長を通して同専門委員会主査あて提出した。
- 54. 9.20 第5次定員削減問題が厳しい情勢にあるため、文部大臣に対し更に善処方を要望することとし、理事会の議に基づき向坊会長、岡本・香月両副会長および今村第6常置委員長が要望書(国立大学の重要な役割と大学の組織運営の特殊性に鑑み、国立大学の定員を国家公務員の一環として一律に扱わないこと、を主とする内容のもの)を携え内藤文部大臣に面会し、次週に予定されている閣議において国立大学側の意向を反映されるよう要望した。
- 54. 9.28 「昭和55年度予算に関する要望書」について、特別会計制度協議会の席上で今村第6 常置委員長が井内文部事務次官以下各関係官に対し趣旨説明のうえこれを提出した。
- 54. 10. 6 去る9月26日の閣議において「55年度以降5年間に54年度末定員総数の4.2%削減」という第5次定員削減方針が決定されたが、各省庁別の削減目標が決定されるまでの間なお陳情に努力することとし、向坊会長と香月副会長が行政管理庁辻事務次官を再度訪ね、国立大学の特殊事情について具体的説明を行い、格別の配慮方を要望した。
- 54. 10. 8 第 5 次定員削減に関する各省庁別の削減目標が10月12日の閣議で決定される由とのことであるので、理事会の議に基づき、最後の陳情のため向坊会長と今村第 6 常置委員長が金井行政管理庁長官に面会し、「国立大学の特殊事情と定員問題の第状」を記述した要望書を提出し、善処方を重ねて要望した。
- 54. 10. 15 「昭和55年度予算に関する要望書」ならびに「大学図書館の昭和55年度予算に関する要望書」について、向坊会長、岡本・香月両副会長および今村第6常置委員長が大蔵省長岡事務次官に面会し、これを提出し要望懇談した(図書館予算に関する要望書を同日文部省にも提出)。

#### ■各国立大学への意見等照会

- 54. 7. 8 国立大学長の中で、学長有志による中国視察を希望する声があるため、各大学長の参加の意向を調査することとし、佐々木第5常置委員長より各国立大学長あて参加希望の有無を照会した。
- 54. 7.25 昭和54年度共通第1次学力試験に際し、大学入試センターから配賦された経費が十分であったかどうかを調査するため、若槻第2常置委員長より各国立大学長あて共通入試所要経

费に関するアンケートを依頼した。

54. 8.31 国際交流の活発化に伴い、国立大学の外国人教師の住居の整備を促進するため、佐々 木第5常置委員長より各国立大学長あて外国人教師の住居の現状に関するアンケートを依頼し た。

# ■資料・連絡強化等

- 54. 6.25 新規大学等卒業予定者の就職のための採用選考開始時期等に関し、労働省職業安定局長より、企業側に求人秩序の確立を要請したので大学側もこれに協力されたい旨の依頼があったので、事務局長より各国立大学長あてこの旨事務連絡した。
- 54. 8.13 第5次定員削減計画が来年度から実施される由きき及んだので、去る8月10日会長等が文部省および行政管理庁に対し、急遽要望を行ったことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 54. 9.26 第5次定員削減問題のその後の情勢に鑑み、再度文部当局に対し善処方を要望することになり、去る9月20日会長等が内藤文部大臣に面会し要望懇談したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 54. 9. 28 大学設置審議会の「高等教育計画専門委員会」が過般(6月18日)取りまとめた「高等教育の計画的整備について」(中間報告)に対する意見を求められたので、第1常置委員会においてこれに対する「見解」をまとめ去る9月10日これを文部省大学局長あて提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 54. 10. 20 第 5 次定員削減計画について、9月26日の閣議でその大網が決定され、10月12日の閣 議において各省庁別の削減目標が決定される状況となったので、最後の努力を払うため、会長 等が去る10月6日には行政管理庁事務次官に、また10月9日には行政管理庁長官にそれぞれ面 会し、重ねて善処方を要望したことに関し、会長名をもって各国立大学長に報告した。
- 54. 10. 20 「昭和55年度予算に関する要望書」ならびに「大学図書館の昭和55年度予算に関する 要望書」を関係方面(文部省,大蔵省)に提出したことに関し,会長名をもって各国立大学長 あて報告した。

#### Ⅲ 要望魯等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
54. 6. 15	大学関係7団体	大学の民主的発展と教職員・学生の 生活改善	第1・2・3・ 4・6各常置
6. 18	日本教職員組合	要請書 (総会時に配付)	(全学長)
6. 21	第2回国立大学46工学系学部長会 議総会	大学院博士課程設置促進,助手の待 遇改善	第1・第6常置
7. 4	全国国立大学教養(学)部長会	授業料値上げについて、教養部の充	第1・2・5・

1	識	実整備等	6 各常置,教養
			課程特別委
7. 9	日本教育大学協会	教育系大学・学部への大学院設置促	第1・第6常置
		進	教員養成特別委
7. 9	国立農水產関係大学学部長協議	教育研究施設の整備充実,助手の待	第1・2・3・
	会	遇改善等	4・5・6 各常
			置
7. 16	横浜国立大学長	昭和55年度共通入試実施に伴う協力	第2常置
		依頼	
7. 18	国立大学院大学農学関係学部長	専任講師の定数増,講座費の増額,	第1・第6常置
	協議会	大学院学生に関する事項等	
7. 18	中国・四国地区学長会議	大学院の整備等について	第1・第6常置
			44 34.99
7. 20	国立大学薬学部長会議	薬学部生命薬学関係学生実験実習設	第1常置
		備モデル案について	644 - 644 - A6 1771
7. 24	国立9大学理学部長会議	国際交流促進および防災対策につい	第5・第6常置
0.07	<b>数00回回去上兴了兴如</b> 县入瓮纵	了	AN A AN COME
8. 27	第29回国立大学工学部長会議総	予算增額,待遇改善,大学院博士課	第1・第6常置
0 01	会 D 类如上类如用	程設置促進等	_ F
9. 21	日教組大学部長	第5次定削について	会 長

# IV 刊行物

54. 8 会報第85号

54. 11 会報第86号

# 海の火を求めて

佐賀大学理工学部助教授 上原 春男 わが国のエネルギーの大部分は,現在,外国からの輸入石油 によってまかなわれている。これでは将来の日本は困るだろう と思って始めたのが,海洋温度差発電の研究である。

海洋温度差発電というのは、海の上下の温度差を利用して、電気エネルギーを取りだす発電方式である。この発電の原理は、今から 100 年ほど前にフランスで考案されたもので、原理そのものは、火力発電と同じものである。しかし、これを実用化するためには、多くの基礎的な研究を必要とする。しかも、その分野は多岐にわたっていて、すそ野の広いものである。

私達は、7年間、海洋温度差発電に関する基礎的な研究および小さなプラントを用いての応用的研究を佐賀大学構内で行なってきた。そこで、ほぼ満足する結果が得られたので、実際の海の上でもうまく行く筈だということで、発電プラントを船に乗せて海に乗りだした。

実験は、54年10月11日、島根県沖の85㎞の海上で行なわれた。作業は表面から 250m 下の冷たい海水 (1℃)を汲み上げるための取水管を下ろすことから開始された。この作業は、午前 9 時に開始され、午後 6 時に終了した。そして、すぐに発電実験のために冷水の汲み上げが開始された。ここまでは、計算通りに全てが順調にいったのであるが、天のいたずらか、この頃より海が時化始め、発電プラントを積んだ船が急に激しく揺れ始めた。この時、船長は私に、"これ以上の停泊は命の保証をしかねます。"と激しく宣言した。しかし、私は、強引に実験データを採るように全員に指示した。私は、この実験を行なうに当って、各方面に多大な迷惑をかけたことや実験の成功を待ち佗びている人々のことを思うと、ここで実験を中止するわけにはいかなかった。例え一秒でもいいからわが国で最初の「海の火」をつけたかった。しかし、反面、このことにこだわるあまり、多くの人々の命を海のもくずとするわけにもいかなかった。このようなことを考えている間に、多くの人々の争によって実験データが採られていた。そして、タービンの回転数が1100回転に造したことを知らされた。もうすぐ「電燈」をつけることができる。あと1分、いや5分と思っているとき、船長が"あと5分しか許されません"と言った。風速計や波高計を見ると、風速 12m/sec. 波高 2 mを指していた。私は、もはや"これまで"と思い、実験の中止命令を出した。

実験はただちに中止され、取水管が海底に沈められ、船は、隠岐島に緊急避難した。実験関係者は、 ただ首をうなだれて、呆然と船長室に坐り込んでいた。

私達のわが国の最初の「海の火」を求めた実験は、完全には達成されなかった。しかし、この実験で得たデータや経験は、私達の今後の研究に大いに役立つものと思っている。さらに、あの時化の中、 一人の犠牲者も出さなかったことを神に感謝している。

私達は、今、再び元気に「海の火」を求めて、新しい出発をしようとしている。きっと次には、 「海の火」を手に入れることができると信じている。

# 諸 会 合

#### (昭和54年10月~12月)

```
10. 4(木) 16:00 30周年記念行事準備委員会
10. 8(月) 10:00 第6常置委員会
       11:00 理事会
       11:30 図書館特別委員会小委員会
10. 17(水) 13:30 教員養成制度特別委員会小委員会
       14:30 第2常置委員会小委員会
10. 18(木) 11:00 第3常置委員会小委員会
       13:30 第3常置委員会
11. 1(木) 14:00 理事会
11. 6(火) 13:30 第3·第4常置委員会合同会議
11. 8(木) 11:00 30周年記念行事準備委員会
11. 9(金) 14:00 第6常置委員会
11. 13(火) 13:30 教養課程に関する特別委員会
       14:00 大学格差問題特別委員会
       16:00 第5常置委員会
11. 14(水) 10:00 第65回総会(第1日目)
       12:00 中国視察希望学長打合せ会
11. 15(木) 10:00 第65回総会(第2日目)
       12:00 第3 · 第4 常置委員会合同懇談会
       18:00 幹事会
11. 16(金) 10:00 第32回事務連絡会議
11. 30(金) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
12. 3(月) 14:00 第2常置委員会
12. 5(水) 16:30 第1常置委員会専門委員懇談会
12. 22(土) 10:30 特別会計制度協議会
12. 24(月) 13:30 第2常置委員会小委員会
       14:00 入試教科目改訂専門委員会
```

# ナ<sub>ルコレプシー</sub> (居眠り病)

東京大学医学部附属病院講師精神医学

本 多 裕

単調な講義や長い会議、あるいは電車の中などで居眠りをする姿はさして珍らしいものではない。諸外国に比べて 我国では居眠りに対する許容度は比較的高いようである。 しかし仕事中や用談中に居眠りすると、たるんでいると信 用問題となり、運転中や高所での作業中の居眠りは重大な 事故を起しかねない。

ナルコレプシー症は長い年月にわたり,毎日繰返してお こる耐え難い眠気(睡眠発作)と,どこでも容易に眠りが

ちな傾向(傾眠傾向)を基本症状とし、大笑いしたり得意になった時などに全身あるいは膝・頸・顔面などの筋肉の力が瞬間的に消失する情動脱力発作という特異な症状をあわせもつ 眠りの病気である。このほかよくみられる症状としては、夜間の眠りが浅く、特に寝入りばなに恐ろしい人物や蛇・怪獣などが生々しい現実感をもって身近に迫る夢体験(入眠時幻覚)と、その時全身が金縛りのように身動き出来なくなる体験(睡眠麻痺)がある。

ナルコレプシー患者の睡眠をポリグラフィーで調べてみると,入眠直後に逆説睡眠期が出現し,中間覚醒が多く深睡眠期が乏しい。そして入眠時逆説睡眠期に一致して入眠時幻覚,睡眠麻痺が出現し,一方情動脱力発作も逆説睡眠と関係が深く,ナルコレプシーの基本的病態は睡眠覚醒リズムの乱れと逆説睡眠の異常であることが分った。

この疾患にとりくんで23年になるが、このほか我々の研究グループが見出した知見としては、正常者では入眠時に著明にみられる成長ホルモンの分泌活動がナルコレプシーではほとんど欠如していること、従来うつ病の薬とされていたイミプラミンやクロミプラミンが情動脱力発作、入眠時幻覚、睡眠麻痺に特効があり、それは逆説睡眠抑制作用と関連が深いこと、日中の傾眠傾向にペモリンが有効で、その効果は血漿中薬物濃度に関係すること、ナルコレプシーの発病年齢は10歳代に集中し、ことに14~16歳に著明なピークを示すこと、10年予後を調べると諸症状は改善する場合が多く、傾眠傾向の約11%、情動脱力発作の約21%が消失することなどである。なお一般人口中の罹病率は十分明らかではないが、中学・高校生の一斉調査の結果では約0.16%と推定され、従来考えられていた如く稀な疾患ではない。

人格形成に重要な青年期に好発し、勉学・進学・就職に支障を来すにもかかわらず、病気 とは自らも気付かず、周囲からは怠け者と見られて、患者は繰返す挫折体験のあげく劣等感 の強い消極的な性格を形成しがちである。本疾患の早期発見、早期治療は医療の立場のみな らず、教育上の観点からも重要なことと考えられよう。

# 要望書

### 国立大学の授業料の改訂について

国立大学の授業料の改訂について(要望)

昭和54年12月18日 国立大学協会 会長 向坊 隆

このたび昭和55年度予算の編成に際し、国立大学授業料の増額改訂が検討されている由でありますが、このことは、わが国の高等教育のあり方や学生生活に多大の影響を及ぼすことが要慮されますので、国立大学の性格とわが国の国民生活の現状にかんがみ、これが善処方につき格別のご配慮をお願いいたしたく、別紙のとおり要望書を提出いたします。

#### 要 望 魯

政府においては、明年度予算の編成にあたり、国立大学の授業料を増額改訂する意図があると 伝えられているが、下記に述べる理由により、国立大学協会はこれに賛成することができない。 政府におかれても、われわれの意のあるところを賢察せられ、国立大学の授業料の取扱いについ ては、十分慎重を期せられるよう要望する。

記

- 1. 「国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける権利」(憲法第26条,教育基本法第3条) を保障することは国の任務である。大学の授業料はこの教育の機会均等の原則を実現するため にできるだけ低廉であることが望ましい。世界人権宣言は、その無料化を目標とすべきことを うたっている。
- 2. 高等教育をふくめて、一般に、教育による最大の受益者は国と社会であって、とくに国の必要と責任において設置される国立大学の授業料は、単純な受益者負担の原則になじまず、またいわゆる教育投資の観点から取扱うべきものではない。

まして大学教育に要する経費を,専門分野別のコストに応じて学生に負担させるというコスト主義は,従来もとられていなかったし,今後も絶対にとるべきではない。

3. 今日の経済状況のなかで、学生と父兄の生活は決して楽になってはいない。

昭和53年度の学生生活調査(文部省)によっても、大学昼間部の学生生活費は年90万円を超え、その中に占める学費の割合は44%に達している。これ以上の授業料の引上げが学生生活に及ぼす影響は決して少なくない。しかも国立大学の授業料の引上げは私立大学の授業料の引上げを刺激し、さらにひいては諸物価の値上げにも波及して、いっそう国民生活を圧迫すること

(要望掛提出先; 竹下大蔵大臣)

#### 国立大学協会会長声明

本日、大蔵省の来年度予算第一次査定について連絡をうけた。

この予算案の中に、国立大学の授業料値上げ案が含まれていることは甚だ遺憾である。

本年度予算において,政府が収入増について苦慮されている事情はよく了解するし,国立大学 のみが身勝手な主張をすることが許されないのは当然である。

しかしながら、政府予算は、現時点における懸案に対処することのみを念頭において組まれる べきものではなく、長期的視野から、国のために是非必要な事項は何をおいても組み込まれるべ きであろう。教育に関する予算は、このような分野に属するものであり、その見地から慎重に考 慮されるべきものであると思う。

なお数年前国連で提議され、わが国も承認し、第87国会で批准された「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(世界人権宣言を受けた規約)の第十三条には「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」と明記されている。授業料の値上げは、明らかにこの規約の主旨に沿わないものであることに留意されたい。

国立大学協会は、ここに、先般文部省ならびに大蔵省に対し提示した要望書を公表して、その 内容を与論に訴えると共に、政府に対し、国立大学授業料値上げについて再考されることを切に 要望する次第である。

昭和54年12月22日

国立大学協会 会長 向坊 隆

# 資 料

図書館情報大学の国立大学協会加入に伴い、

「理事及び監事総会互選要領」その他関係規則の一部改正について

昭和54年11月1日 理 事 会 昭和54年11月14日 第 65 回 総 会

図書館情報大学の国立大学協会加入に伴い,理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部 を次のとおり改正する。

(理事及び監事総会互選要領の一部改正)

第1条 理事及び監事総会互選要領第1項に定める(別表)理事地区別定員表のうち関東・甲信 越地区の項,所属大学の欄中「茨城大学」の次に「図書館情報大学」を加える。

(国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正)

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会 委員定数表中「第6 14」を「第6 15」に、「計89」を「計90」に改める。

※ なお、図書館情報大学は第6常置委員会の所属とする。

(大学運営協議会規程の一部改正)

第3条 大学運営協議会規程第7条第3項に定める(別表)のうち関東・甲信越地区の項,所属 国立大学名の欄中「茨城大学」の次に「図書館情報大学」を加える。

#### 附則

(施行期日)

この改正は昭和54年11月14日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

#### 理由

昭和54年10月1日図書館情報大学が創設され、創設の日をもって当協会に加入のためこれに 伴い関係諸規則を改正する必要あるによる。

# 大学運営協議会規程実施細則の一部改正について

昭和54年11月15日大学運営協議会

(招集)

第1条 国立大学協会会則第29条に規定する大学運営協議会(以下「協議会」という。) は、毎年2回以上、委員長が招集する。

とあるを, 同条文中の「毎年2回以上」の語句を削除する。

# 「招へい外国人教師」の住居に関するアンケート

「招へい外国人教師」の住居に関するアンケートについて(依頼)

国大協総第 87 号 昭和54年8月31日

各国立大学長殿

国立大学協会 第5常置委員会委員長 佐々木忠義

現在,招へい外国人教師の住居については,昭和44年4月16日付け文部事務次官通知で「原則として,大学に所属する建物を外国人教師の住居として使用させるものとする。ただし適当な建物がない場合には私有の建物または部屋を借り上げて,これにあてることができる」とされています。

このことについて、国立大学協会はその現状を把握し、この問題の今後の参考資料とすることになり、その作業を第5常置委員会が行うことを去る6月の第64回総会において決定しました。

ついては、これら招へい外国人教師の住居の現状について、同封の回答用紙により 御 回 答 の上、来る 9 月29日(土)迄に当協会事務局宛ご送付くださるようご依頼申し上げます。

#### 「招へい外国人教師」の住居に関するアンケート

大学名

(各問いの答えは該当する番号並びに項目に○印を, [ ]内に該当する数字の記入で願います。

間1 貴大学には、招へい外国人教師のための住居(宿泊施設)がありますか。

イ ある

ロ ない

間2 問1で「ある」と答えた場合には、次の問いにお答えください。

その住居は、文部省の予算措置によって建築したものである。

イ そうである

ロ そうではない

それは独立した建物である。

イ そうである

ロ そうではない

それは、大学会館等に附置しているものである。

イ そうである

ロ そうではない

問3 問1で「ある」と答えた場合は、次の問いにお答えください。

イ 戸数は [ 戸]である。そのうち世帯用は [ 戸]で、独身用は [ 戸]である。

ロ 一世帯当りの室数は [ 室]である。その総面積は [ m²]である。また室数

の内訳は、和室が [ 室]で、洋室が [ 室]である。

- ハ 独身用の室数は [ 室]である。その総面積は [ m²]である。また室数の内 訳は、和室が〔 室〕で、洋室が〔 室〕である。
- ニ 主な施設設備としては、次に掲げるものが備えられている。 (世帯用は○印、独身用は ◎印でお答えください)

1 ベッド

2 布 団

3 書棚

4 机·椅子

5 洋服ダンス

6 風 呂

7 冷蔵庫

8 台所用品

9 応接セット

- 問4 問1で「ある」と答えた場合は、その所在地についてお答えください。
  - イ 大学の構内にある。

ロ 大学からおよそ [ ㎞]離れた場所にある。

- 問5 問2で「そうではない」と答えた場合は、次の問いにお答えください。
  - イ 後援会等の寄附によって建築されたものである。
  - ロ 民間から寄附されたものである。
  - ハ その他(具体的に:

- 問6 大学に適当な住居(宿泊施設)がなく私有の建物又は部屋を借り上げている場合は、次の 問いにお答えください。
  - イ 2 D K 以下に居住している世帯数

[ 世帯]

ロ 3DK以上に居住している世帯数

世帯〕

- 問7 外国人教師が住居選定に当たって、もっとも望んでいると思われることを次の項目から2 つ選んでその項目に○印をしてください。
  - イ 部屋数が多いこと。
  - ロ 大学の構内にあること。
  - ハ 大学の所在する場所に近い( ㎞以内) こと。
  - ニ 大学の所在する場所から離れていても環境がよいこと。
  - ホ 部屋数は少なくとも、設備がよく整っていること。
  - へ 部屋代が出来るだけ安いこと。

#### 「招へい外国人教師」の住居に関するアンケート集計 (92大学より回答)

昭和54年11月1日第5常置委員会

#### ○ 招へい外国人教師の住居(宿泊施設)調べ(問1)

あ	る	な	W
30	大学	62	大学
32	. 6%	67	.4%

※回答92大学。但し、<ある>の中に北海道大学の「外国人研究者等 宿泊施設」も含め集計した。

#### ○ 宿泊施設の建物調べ(問2)

文部省の予算	革措置で建築	独立し	た建物	大学会館等に附置		
そう	ちがう	そう	ちがう	そう	ちがう	
24大学	8大学	31大学	1大学	1大学	31大学	
75%	25%	97%	3%	3%	97%	

※宿泊施設のある大学は30校であるが、東北大学は外国人教師宿舎と川内応急宿舎、広島大学は吉島宿舎と会館内の宿泊施設がそれぞれ設置の経過等異なるの

で、別に集計したので、合計は32となる。

#### ○ 宿泊施設の戸数調べ(問3のイ)

総戸数	世帯用	独身用
101戸	92戸	9戸
	91.1%	8.9%

※世帯用の中に、夫婦用・家族用と分けて回答された ものもあったが、ここでは一括して世帯用として集 計した。

#### ○ 世帯用の宿泊施設の室数、和・洋室別総面積の調べ(問3の口)

### (1) 総室数,和・洋室別,および総面積の調べ(世帯用)

総室数	和 室	洋 室	総面積
401室	86室	315室	8,914m²
	21.4%	78.6%	(1室当り (平 <sup>室当り</sup> ) 22.23m²

#### (2) 1戸当り平均室数(世帯用)

総戸数	総室数	和 室	洋室
92戸	401室	86室	315室
1戸当り	4.36室	0.94室	3.42室

#### (3) 世帯用宿泊施設の室数別調べ

総戸数	2室	3室	4室	5室	6室	7室	8室
92戸	13戸	14戸	28戸	15戸	10戸	10戸	2戸
	14.1%	15.2%	30.4%	16.3%	10.9%	10.9%	2.2%

#### ○ 独身用の室数,和・洋室別,総面積の調べ(問3のハ)

総室数	和 室	洋 室	総面積
9室	0	9室	282m²
	0 %	100%	(平均) 31.3m <sup>2</sup>

※独身用は9戸あるが、すべて洋 室の1部屋である。保有するの は北海道大学と東京工業大学の み。

#### ○ 宿泊施設の主な施設設備調べ(問3のニ)

	ベッド	布 団	審 棚	机・椅子	洋 服 ダンス	風 呂	冷蔵庫	台所用品	応 接セット
世帯用	25	16	21	28	23	32	28	23	27
四加加	78%	50%	66%	88%	72%	100%	88%	72%	84%
独身用	2	1	1	2	2	2	2	2	2
2527月	100%	50%	50%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※問2の回答と同様に回答大学は30校。東北大学、広島大学は各2つとして集計。合計32。

#### ○ 宿泊施設の所在地調べ(問4)

大	学の構内	大学から離 れている	1㎞以内	2㎞以内	5㎞以内	10㎞以内	20㎞以内	30㎞以内
	12校	22校	10	2	4	3	2	1
Г	35.3%	64.7%	(45.5%)	(9.1%)	(18.2%)	(13.6%)	(9.1%)	(4.5%)

※前問と同様,東北大学,広島大学は2つ。その他,鳥取大学,長崎大学は2戸あるが, 別の場所に設置しているため別に集計した。合計34となる。

#### ○ 文部省予算によらないで設置した宿泊施設の調べ(問5)

後援会等の	民間から	その他		その	他の内	訳
寄附で建築	の寄附	-C 42 1E	所管換	県で設置	市の寄附	本来の用途でなく便宜的に使用
1校	0	7校	4	1	1	1
12.5%	_	87.5%	(57%)	(14%)	(14%)	(14%)

※所管換の内訳は,東北大学は第二高等学校,京都大学は第三高等学校,和歌山大学は 和歌山高等商業学校より所属替。金沢大学は公務員宿舎から用途変更。

### ○ 私有の建物・部屋の借上げ調べ(問6)

2 D K 以下借上げ大学	3 D K 以上借上げ大学	2 D K 以下世帯総数	3 DK以上世帯総数		
21大学	35大学	28世帯	58世帯		
37.5%	62.5%	32.6%	67.4%		

※大学によっては  $2\,\mathrm{DK}$ ,  $3\,\mathrm{DK}$ の両方を借上げているのもあり、実際の借上げ大学の実数は、44大学である。

また,借上げている大学の中には、宿舎施設の老朽化(2校)、戸数不足(3校)のため、私有のものを借上げているのもある。

# ○ 外国人教師の住居選定にあたっての希望調べ(問7)…6つの要素のうち2つを選択

大学の構	大学の所	内訳	につい	て回答の	りあった	-60	(17)	大学から 離れてい	部屋数	部屋数が	部屋代
内にある	在地に近い	1㎞ 以内	2 km 以内	3 ㎞ 以内	5 ㎞ 以内	10km 以内	20km	ても環境 がよい	が多い	も設備が充実	が安い
3	25	3	6	4	2	1	1	33	22	44	17
4.2%	34.7%							45.8%	30.6%	61.1%	23.6%

(合計200%)

※問7についての回答大学は70校であったが、うち広島大学は、文学部、教育学部、学校教育学部がそれぞれ異なるものを回答してあったため、回答の合計は72である。

# その他

#### 学長等の異動

#### ○学長の交代

(大 学) (前 任) (新 任) 東京芸術大学 福井 直俊 山本 正男 東京水産大学 佐々木忠義 天野 慶之 京都大学 岡本 道雄 沢田 敏男 宇都宮大学 事務取扱 鈴木 一夫 世良晃志郎 三重大学 三上 美樹 井沢 道 福岡教育大 大賀 一夫 沢田 龍吉 池田 数好 佐賀大学 川山 筄

#### ○委員長の交代

(委員会)

(前 任)

(新 任)

第5常置委員会

佐々木忠義(東京水産大) 石塚 直隆(名古屋大)

#### ○委員の委嘱

(委員会)

(新 任)

教養課程に関する特別委員会 斎藤 進六(東工大学長) 科学技術行政特別委員会 小坂 淳夫(岡山大学長)

大学格差問題特別委員会

猪 初男(新潟大学長)

同 阿部 猛(東京学芸大学長)

同 金子 曽政(金沢大学長) 同 神田 慶也(九州大学長)

#### ○専門委員の委嘱

(委員会) (新任)

第1常置委員会 吉田 寿雄(東京大事務局長)

(第3常置委員会 根本 松彦(一橋大事務局長)

第6常置委員会 横江 照郎(東工大事務局長)

教養課程に関する特別委員会 重岡 和彦(熊本大教授)

## ○入試教科目改訂専門委員会委員の委嘱

斎 藤 進 六 (東工大学長)(委員長)

喜 多 英 明 (北海道大教授)

帷 子 康 雄 (弘前大教授)

髙 野 文 彦 (筑波大教授)

肥田野 直 (東京大教授)

中 谷 林太郎 (東京医歯大教授)

安 倍 北 夫 (東京外大教授)

福 原 敏 彦 (東京農工大助教授)

末 松 安 晴 (東京工大教授)

堀 部 政 男 (一橋大教授)

奥 田 真 丈 (横浜国大教授)

丸 井 文 男 (名古屋大教授)

松 井 栄 一 (京都教育大教授)

扇 谷 尚 (大阪大教授)

片 山 嘉 雄 (岡山大教授)

吉 村 朔 夫 (鹿児島大教授)

## 和田正信東北大工学部教授

第6常置委員会の教員委員として永年にわたり国大協のためにご尽力をいただいた和田先生には、1月10日肝臓ガンのため逝去されました。心より哀悼の意を表します。

### 寄贈図書

教育と情報 10月号, 11月号, 12月号, 1月号(文部省)

厚生補導 11月号, 12月号, 1月号(文部省)

産業と教育 10月号, 11月号, 12月号 (産業教育振興中央会)

IDE 11月号, 12月号, 1月号 (民主教育協会)

ESP 11月号, 12月号, 1月号 (経済企画庁)

青少年問題 11月号,12月号,1月号(青少年問題研究会)

アジアの友 7月号,8月号(アジア学生文化協会)

みんぱく 10月号, 11月号, 12月号, 1月号(民族学振興会)

国際交流 21号 (国際交流基金)

インターナショナル・リクルートメント・ニュース No. 58, No. 59, No. 60 (外務省)

大学時報 9月号,11月号(日本私立大学連盟)

学士会会報 No. 745 (学士会)

東京大学図書館情報学セミナー研究集録7 (東京大学)

昭和52年度学校基本調查報告書 高等教育機関(文部省)

昭和54年度学校基本調査速報 学校調査,卒業後の状況調査(文部省)

昭和54年度公立大学実態調査表(公立大学協会)

昭和55年度大学入学者選抜試験問題作成の参考資料 国語編,社会編,理科編,数学編,外国語編,職業編 (文部省)

同上附録 昭和54年度国公立大学入学者選抜面接・小論文の出題概況

クレセント 関西学院創立90周年記念特別号 (関西学院大学)

日本育英会年報 昭和53年度(日本育英会)

図書館情報大学の創設準備について(図書館情報大学創設準備委員会)

中国 • 四国地区国立大学間合宿共同授業報告書(広島大学)

会報(日本教育大学協会)

入学者選抜方法研究委員会報告書 昭和53·54年度(長岡技術科学大学)

一般教育等に関するアンケート調査報告書(関西大学)

学生健康保険組合実態報告書 昭和53年度(山梨大学)

高知大学の三十年(高知大学)

高知大学 三十年の思い出(高知大学)

#### 国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名,各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会

第1常置委員会(大学の組織・制度)

第2 "

(学科課程・入学試験等)

第3 " (補 導)

第4 " (学生の厚生)

第5 " (大学間の協力)

第6 "(大学財政)

○ 特別委員会

科学技術行政特別委員会

医学教育に関する特別委員会

教養課程に関する特別委員会

大学格差問題特別委員会

図書館特別委員会

研究所特別委員会

教職員の厚生等に関する特別委員会

教員養成制度特別委員会

- 大学運営協議会(会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。 その下に、 大学問題第1・第 2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会(国大協会長ほか5学長,文部事務次官ほか4局・課長)

#### 国立大学協会の組織 (門和25.7.13年記)

総 会 (家伙2回問鑑。各国立大学の代表音)

理事会 (会長・副会長を含む理事21名、名常置委員長)

監事 2名 会員套閩當

第1常置委員会(大学の組織・制度)

(金)鐘舞拳天,自霜音樂) 2 85

## 編集後記

(第一部) 8 33

- 第 \* 当初の異常な暖冬も、寒の入りを境に俄に冬らしくなり、厳しい余寒 (大き間の協力) 3 33 がなお続いております。 (大津財政) 部等6

その厳冬のさ中に、2回目を迎えた共通第1次学力試験が実施されま会員委団書 したが、無事完了をみましたことは誠にご同慶に堪えません。原書造音派芸学育 \* 本号は前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部の形の記録を記事等に 教養課程に関する特別委員会 た。

今回の「特別寄稿」には、加藤岩手大学長の"獣医学教育6年制への 道程"を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった。 先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。企員家限算さず関コ等主制の員類質

\* また「窓」欄には、上原佐賀大学助教授の"海の火を求めず鬱海霊が産業員業

三・工業態と「本多東京大学講師の「シチル」とレプシー」(書館の病)「全心・・・興味楽が強い音楽学大・・

第0.0 (元) ・ (元) ・

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和55年2月25日 (非売品) 発 行 昭和55年2月29日

(第30巻第1号 通巻第87号)

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内) 東京都文京区本郷7丁目3番1号 電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951) 03 (813) 0647

印刷・製本 ㈱文唱堂